刑政第43巻第5号　矯正図書館

刑政

第四十三卷　五月號　第五號

獨居拘禁の利用法	卷頭言	2
刑政時論	A生	4
行刑に於ける戒護觀念の推移	正木亮	6
刑法より行刑法への主觀主義的一路	常磐敏太	21
歐米行刑觀念の相異を眺めて	印南於菟吉	36
保健に直接影響を及ぼすべき懲罰制度に對する意見	左座金藏	43
刑事學者としての余の米國所感	ヂエー・マカレーウイチ	49
尸位の懺悔	三水漁夫	57
感化しない感化監		65
八王子少年刑務所長謹話		71
婦人問題の種々相	留紅生	78
讀者の頁		86
天保江州百姓一揆		109
海外異聞錄——家庭の頁——刑政俳壇——雜報——行刑統計——行刑法令		

刑務協會發行

刑政第43巻第5号
矯正図書館

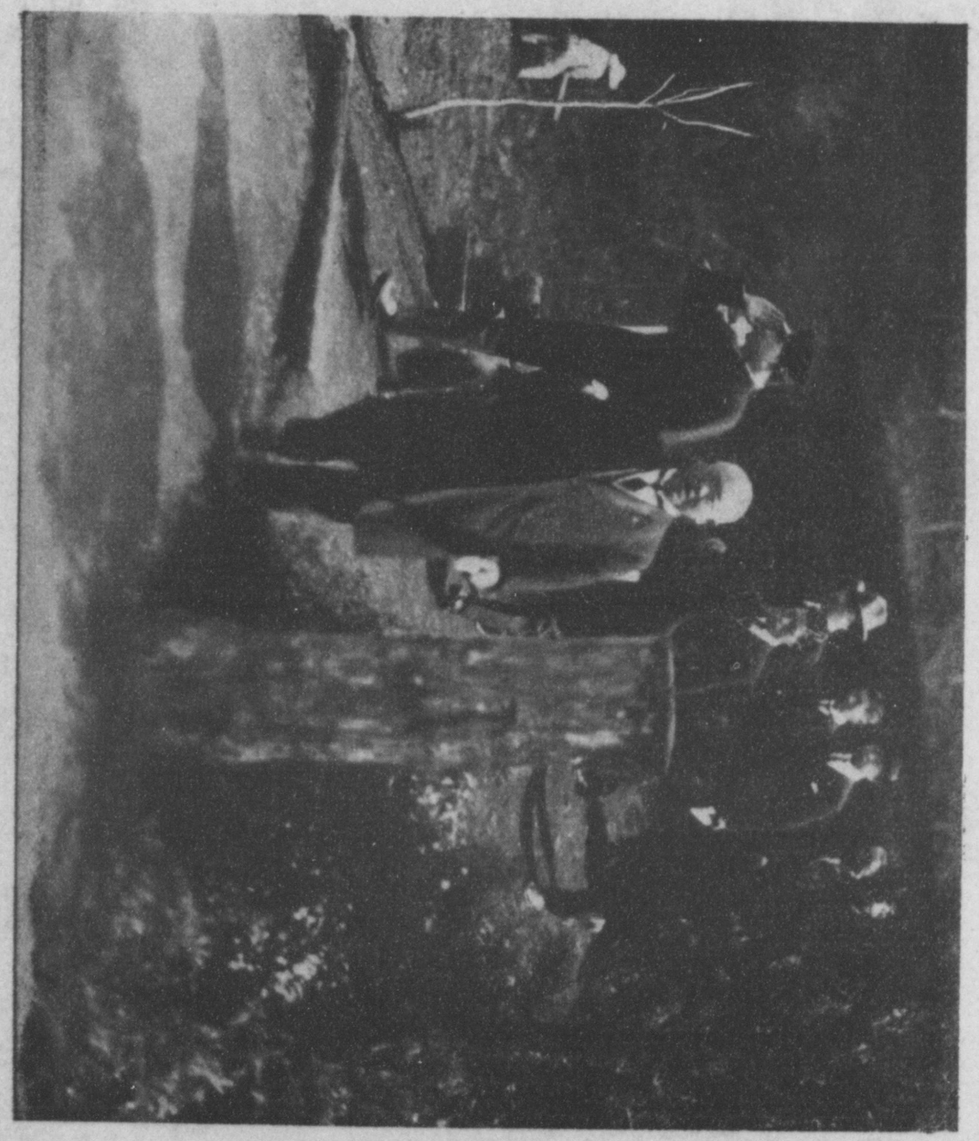

多磨少年院より成りの高校卒業式

法曹會雜誌

第八巻第五號
五月一日發行
定價金五十錢

○禁酒法の不可を論す……松波仁一郎
○抵當權の順位の讓渡竝拋棄に就て……谷井辰藏
○私文書の立證責任……二宮峯
○「所謂休止」に就て……岩澤彰二郎
○民事訴訟法第七十一條及第七十五條の訴訟參加に就て……安武東一郎
○口頭辯論に於ける檢事の被告事件の陳述の性質効果を論す……溝淵孝雄
○北方民族の純型法制……淺見倫太郎
○執達吏制度に關する研究……中島唯一
○英米に於ける僞證罪の傾向……M生
○ドイツ判例新話……藥師寺志光
○明治裁判物語　マリヤルズ號事件(五)……尾佐竹猛
○西の國裁判の話　風變變な拷問の話……大森洪太
○セネバの勞働大學に就て……柴田義彦
○法曹會決議○司法省訓令通牒回答○判例要旨○戸籍事務協議會決議○新法令○雜報○會報

發行所　東京市麹町區西日比谷町一
電話銀座四二二〇番
振替東京一五六七〇番
法曹會

發賣所　東京神田
有斐閣
嚴松堂

前豐多摩刑務所長 有馬四郎助先生監修
刑務官練習所入所試驗 問題解義集
三五版金文字クロース上製　定價一圓貳拾錢　送料四錢
貳ヶ月々賦可能

○過去拾年度入試問題の眞摯な研究は本年度來年度への正しき第一歩であり諸君の聖戰必勝の凱歌の第一聲である
○有馬先生の心血を灑いだ努力はさうした諸君の第一聲への正しき年中工程として行刑界の齊しく認識する所
○文章、論述、書翰文、參考文、その解義は端的に諸君が來るべき聖戰突破への最も力强い資料であることは勿論
○過去拾年の入試問題の凡ての凡てを完全に網羅し得た本書は諸君の聖戰準備の心友侶伴である

東京澁谷上通一丁目八番地
歐米堂發行
振替東京七八五六一

刑政第43巻第5号
矯正図書館

刑政

第四十三巻
第五號

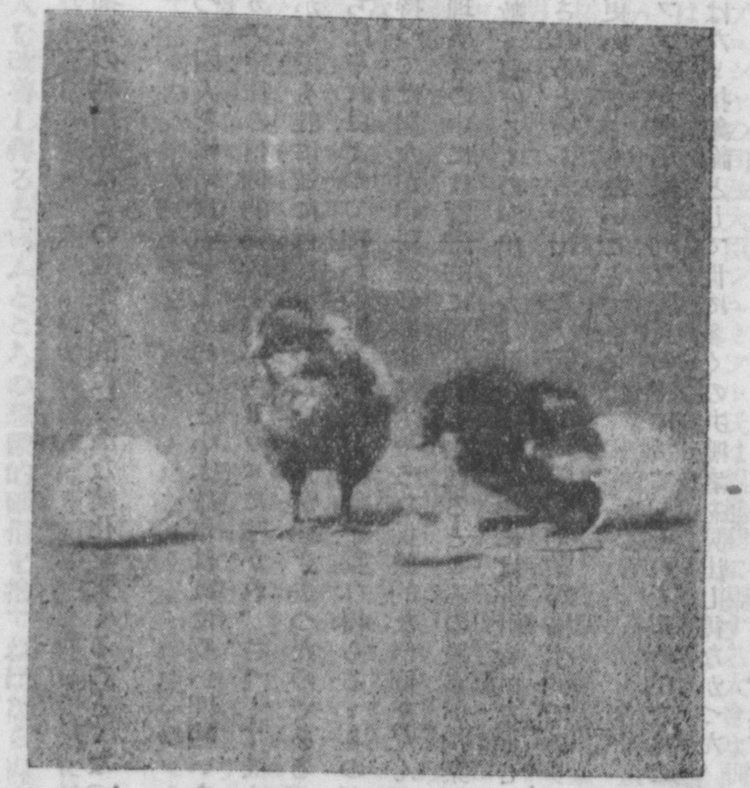

獨居拘禁の利用法

行刑上に於ける獨居拘禁の利用法はこの數年の間に急激な變化を受くることゝなつた。

惟ふに獨居拘禁によつて囚人を悔悟反省せしめ得るといふ確信は實に長い間續いたことであつた。クウエカア宗徒の信仰的獨居主義がユリウスに繼がれ、さうしてまたクローネ派に繼がれてからでも既に玆に百數十年の長い歳月が過ぎ去つたのである。

信仰的獨居主義者たちはそれによつて確かに堅忍不拔の精神が養ひ得らるゝものだといふ道德的な確信を持つては居たが、科學の進歩はさやうな抽象的な信仰をだんだんと動搖せしめた。心理學者の中には實證的に獨居から生れるところの數多い拘禁變質者 Haftpsychose を數々擧げるものが出來た。社會學者の中には非社會的な偏きやう者は獨居から生み出されるといふ者が出來た。醫學的に獨居拘禁が衛生的であり得ないことについては今更いふまでもないことである。

嘗てはエルザペス、フライ女史が宗教的な管見の下に於て、それを動物的なものだとして非難したがそれはたゞ抽象論として世に多くの共鳴者を見出し得なかつた。さるを、今やフライ女史の目的は實證的に之を說明されるに至つたのである。換言すれば獨居拘禁の廢止は累犯防止といふ刑罰の目的の上から世に注目さるゝことゝなつたのである。

一九二九年六月七日プロシヤの司法大臣シュミツト氏は累進別に關する大きな訓令を出された。その訓令は一九二五年一月二日の訓令に基いて各監獄に繼續されたところの四年間の成績に基いたものだけに極めて實證的なものであるが、その一節に於て將に從來の信仰的な獨居主義が排斥されることになつたのである。曰く「獨居拘禁は原則として囚人個性を明にし、それに對する感化計劃を作り得る間のみ之れを用ゐる」と。之によつてプロシヤの獨居拘禁はも早それによつてクローネの主張した如く人を改善する爲めの重要なる作用を持たしめるのではなくて、只改善の計劃を定める爲めの準備手續に過ぎなくされたのである。換言すれば、從來無計劃に建てられた感化を、獨居によつて計劃的なものにしようとされることゝなつたのである。

かやうな科學的な試みは既にバイエルンに於ても亦アメリカに於ても施されては居たが之を母國を擧げて實行に遷したことはプロシヤを以て初めてだともいひ得よう。わたくしはそれによつて行刑の科學時代が確立されることになつたといひ度いのである。

そこでわたくしは最後に獨居拘禁の利用法に付ていはねばならぬ。今後の行刑に於ては最早それを以て囚人を改善し得るといふところの想像的確信を捨てねばならぬ。同時に、わが行刑も亦それを準備手段とするところの科學時代に進まねばならぬといふことを。（あき羅）

刑政第43巻第5号
矯正図書館

失業問題

失業對策は、今や全世界を擧げての刻下の緊急且つ重要問題で「天文學的數字」と稱せられる大戰賠償金の桎梏に喘ぐ獨墺兩國は勿論、英國に於ても、また金の唸るほどの米國に於ても失業者は激增し、社會的不安を醸成し、どこの國でもこの對策に腐心してゐるが、之れが現實的に生々しい問題として、如何に深刻化してゐるかは、かの三月六日を期して、全世界に蜂起した「國際失業デー」の示威騷擾運動に徵しても分明するところである。この運動は、一名「赤色木曜日」Red Thusday とも稱せられるが如く第三インターナショルの指令に基く共產主義者の策動も加味されても居るけれど、その根本的原因は、即ち失業問題であり生活苦に緣由する。たとへば米國ではトーキーの出現による交響樂團員の失業、洋服の型截機の發明による職工の解雇など產業の機械化による失業者が、その中心となつて鎭壓のために催涙ガス彈をなげるべく余議なくされる程の暴動をこの日惹起したのである。ベルリンの餓死示威運動、中歐及びバルカン諸國の飢餓進軍デー運動も、やはり失業問題、生活問題が、その根源となつて暴動が蜂起したので、孰れも軍隊の力をかり、ロンドンでも、其有樣は、一九二六年の總罷業以來の大騷擾であつたと云はれてゐる。が、これも失業からである。

其他、或る國では未然に、强力によつてふせがれたところもあるが、到るところ、失業問題を主因として、この日を期して、騷動若くはその計企がなされたのである。

我國に於ても、不景氣と失業問題は、忽諸すべからざる容易ならざる事態にあり、日々そのために顰蹙すべき由々しき社會問題、家庭悲劇を惹起しつゝあることは今更言ふを要せない。

爲政者はこの對策を重要政策にかかげてゐるが、しかし未だ具体的な方法を講じてゐないのは遺憾である。が更にこの失業群の夥しい裡に彷徨する刑餘者の悲慘さは、實に想像以上で、殊に都市に於ては、その苦喘、言語に絕し、就職率は、殆んどパーセンテージにのらない樣な現況である。かくて、この刑餘者の問題は、現實的には、その重點は心の

訓育でもなければ、勤勞觀念の訓習でもなく、如何にして、彼等にパンを與へるかといふ切實な對策があるばかりである。而てこの場合、吾人は、そのまづ第一條的對策として、さきに議會を通過した救護法の實施の促進を叫ばざるを得ない。之は他の社會事業關係者に於ても促進運動がおこされ新聞紙上に於ても論ぜられてゐるが、我等は刑事政策上の見地からもおそくとも昭和六年度から實施すると共に、その適用範圍を出來るだけ擴充することによつて釋放者及び在監者の家族の上に及ぼさんことを更めて提言するものである。

特殊保護

犯罪者には、異常性格を有するのや、變質的傾向を帶びるものが比較的多いと云はれるが、それはとにかくたとへば、八王子少年刑務所などに收容されてゐる少年には、特にその傾向が著しく、又特殊拘禁をされるやうになつたのも、特別な處遇法を必要とするからであるが、それだけ、かうした少年たちの、釋放後の保護問題も、重要視されねばならぬ、もとより理想論から云へば、異常を尋常に、破綻しかけた變質を普通に還歸改善するのが行刑の目的であり、而て若しそれが不可能であるならば、かうしたものに、刑罰を科することが妥當なりや否や、外に何等かの處遇方法を講ずるを適當とすべきではないか等といふ根本問題にふれてくるのではあるけれ共現實問題としては、さう簡單に、結論に達することが出來ず、處遇法の刷新、教化方法の研究改善と共に、釋放保護の問題が、社會政策上、また、行刑の目的を定成助長する點から、重大に考慮されねばならぬ。

而て、それには、間接保護や院外保護と云つたことよりも、出來ることなら基礎の充實した收容保護施設の實現がのぞましいのである。

しかるに、現在としては、種々な點から老人保護や其他特殊の保護機關は辛うじて出現したが、未だかうした方面の直接保護機關の設立をみないのは、甚だ遺憾であり、不妥當である。

畏くも高松宮殿下には、去日八王子少年刑務所へ御台臨あそばされた節、特に哀れむべき精神身体の缺陷を多く有するこれら少年釋放上のことについて、御心をとゞめさせ給ひ、種々御下問があつたと承るが、寔に恐懼にたへない次第である。

かうした設備は、或は國家的機關とすべきものであるかも知れないけれども、さしづめ我等は、民間識者と有緣の人々との理解と同情とによつて、特殊保護機關の設立の實現を望んでやまないのである。

——A 生——

刑政第43巻第5号　矯正図書館

行刑に於ける戒護觀念の推移

正木亮

目次

一　はしがき
二　戒護の基本觀念
三　物的戒護と人的戒護の消長
四　人的戒護と囚人の自覺
五　けつろん

一　はしがき

一九二二年にゲッチンゲンで開かれた國際刑事學會の席上でハンツ・エルガー Hans Ellger 氏(一)が累進的刑罰執行の講演を試みられたことがあるが、その講演の中に用ゐられた言葉として「行刑は人と人との關係なり」といふ一句があつた(二)。その言葉は當時既にわたくしが邦語に譯出(三)すると同時に、又之をわたくしの諸種の論文の中にも援用したことでもあつた(四)。

「行刑は人と人との關係なり」といふ言葉はわたくしが讀んだ限りの中では、エルガー氏のものが最初ではあつたが、その思想に於ては決してそれが初めてではない。苟くも行刑が改善思想の礎石の上に立たねばならぬとされる以上は、その時から既に人と人との關係は初まらねばならぬのではあるが、さりとて漫然と行刑の人的關係をゑがいて居たわたくしには、それがいかにも都合のよい言葉にひびいたことであつた。

その後に於て、わが行刑には行刑の用語としてその言葉が特に屢々用ゐられたやうである(五)。だが、その言葉は多くの場合に於て刑務官吏の人格修養上の格言として、また刑務官吏が身を以て囚人を敎化せねばならぬことを諭示する表示方法として用ゐられたやうである。もちろん行刑の第一の要索として刑務官吏の人格高潔なることを必要とする以上行刑は人と人との關係なりといふ言葉の中には、行刑の役人は殊に身をつつしみ、上官は下官に、さうして役人は囚人に師表に出でねばならぬといふところの意味が含まれて居ることはいはずもがなではあるが、わたくしの知るところの範圍に於てはエルガー氏はこの言葉を單にそれ丈けの意味に用ゐたのではなかつた。

少くとも「行刑は人と人との關係なり」てふエルガー氏の言葉は更にもつと高遠なるところにまで及んで居たと考へることが出來る。即ち行刑とは人を改善するところの役目をなすものだから、役人が法規を楯に概念的な處遇をしたり、また役人と囚人との從屬關係を濫用することが人と人との關係に尠からず有害だといふことを示唆されたことに外ならなかつたのである。

矯正図書館

換言すれば、從來行刑に於て絶對無限であつたところの所謂戒護主義に人情主義を加へ且處遇の融通性を認めることに於て人と人との關係を圓滑にせしむることが出來るとされたのである。そこに、氏は累進制の成立の妥當性を發見されようとしたのである。

一 ハンツ・エルガー氏はドイツ・ハルレ Halle の典獄をして居られる。その著書は數多くが Der Erziehungszweck im Strafvollzug, 1922; Kurt Schulze und Hans Ellger, Gefängniskunde, 1925 は特に有名である。

二 Hans Ellger, Der progressive Strafvollzug (Mitteilungen der deutschen Landesgruppe der J. K. V. 18. Versammlung zu Göttingen vom 7. bis 10. Juni 1922).

三 拙譯「累進的刑罰執行」(法曹會雜誌第二卷第六號)第八二頁以下、同第七號第八〇頁以下。

四 例へば拙稿「アメリカに於ける行刑の重點」(法學志林第三一卷第一一號)第五七頁にそれを用ゐた如きである。

五 この言葉は諸種の訓示に屢々用ゐられて居ることは刑務官諸氏は既に熟知して居られる筈である。

もしも、戒護官吏が戒護主義の絶對性に囚はれて、そこに涙も同情もそそがぬ場合には果して何が起るであらうか。戒護の形式的威嚇力はもちろん保たれるではあらうが、反面に於ては囚人と役人との反目、囚人の僞善乃至は囚人の卑屈さが養はれて、行刑は紀律の爲めの行刑であつ

て人の爲めの行刑ではなくなつて了ふ。さうして、行刑は竟に累犯防止の問題と絶緣して了はねばならぬこととなるのである。

かくまでしても、われわれは戒護の威力を維持せねばならぬものであらうか。そこに今日の行刑には戒護の重點に付て大きな疑問が生れて來たのである。この疑問を解決するにあらずんば行刑改良はなほ前途遼遠である。この小論はその意味に於て企てられたるに外ならない。

二 戒護の基本觀念

戒護とは之を自由刑の目的から見れば則ち隔離手段である。自由刑の一つの目的が犯人の自由を剝奪することに存する以上、それを執行する機關は最善の方法を用ゐて隔離作用の充實を期せねばならぬから、そこに或は物的設備が必要となり、或はまた人的防禦の方法を必要とするに至るのである。換言すれば、隔離作用を司る監獄自體が則ち戒護そのものでもある。

だが、しかし、監獄の目的は自由刑の目的と一致せねばならぬから、自由刑の目的の他の一つとして改善作用が認められて居る以上、監獄の活動は之を隔離目的にのみ傾注してはならない(一)。そこに、監獄が分化し、さうして隔離手段が監獄の一分化として縮少されることとなるのである。否々、監獄の目的たるべき隔離と改善とは水と油とのやうにしかく截然たる區別のあるものではない。隔離することによつて改善を助長し、改善の手段として隔離が用ゐられて居るのであ

矯正図書館

るから、二つのものは結局一身同體なのである。從つて隔離を司るところの監獄の職能の中に改善作用を司らねばならぬ責務が生じ、改善を司るところの監獄の職能の中に不自然なる逃走や自殺を防止すべき義務が生れるのである。

だから、形式的に監獄を分化すれば、隔離作用の衝に當るところの戒護と改善作用を司るところの作業と教化とが生れるが、實質に於ては作業の役人も教化の役人も共に戒護官吏であらねばならぬし、戒護官吏は同時に教化官であり、作業官であらねばならないのである(二)。

一　此の目的に付拙著「行刑上の諸問題」第九頁以下。

二　監獄法第二三條は逃走者逮捕に關しては總ての監獄官吏を戒護官吏として居る。改善の點に於ては明文を設けてない。

しかく、改善を離れて戒護なく又戒護を離れて改善のないところの行刑に於て用ひらるゝところの今日の戒護方法が果して戒護目的の核心に觸れて居るや否や。具體的に言へば、今日用ゐらるるところの戒具(三)、銃劍(四)、その他の物的設備(五)が果して、改善目的と一身同體であるべき戒護目的の核心に觸れて居るや否や。

わたくしは先づ戒具の種類に付て之を觀察して見たい。昭和三年司法省令第四號は監獄法施行規則第四十八條の一部分を改正して戒具の中に鎭靜衣、防聲具の二種を加へ、從來用ゐられて居た窄衣及び馱が同時に廢止せられたが、その改正は戒護の目的にどれほどの變更が加へられたか。わたくしは窄衣が鎭靜衣に代り、また馱が防聲具に代つたとて、そこに行刑上少しの進

歩も認めないし、また行刑に人道主義が一層濃厚にせられたとは考へない。否、之を歴史的に觀察すれば、既に博物館に納められて居るところの防聲具や鎭靜衣(六)を又候引き出して戒護上の武器に使用することはいささか時代に逆行するの恨みがないではないが、さりとて當局が窄衣と馱とを鎭靜衣と防聲具とに變更したところのその意圖に付ては大に買ふところがなければならぬ。

惟ふに、大戰後に於ける世界の行刑立法の思想は尠からず人道的に進歩を遂げることとなつた。人權宣言以後に於て一九一八年のドイツ憲法に再び法律生活及び經濟生活に人たるに値する存在 menschenwürdige Dasein が保障されることになつてから、行刑上に囚人を人らしく取扱はねばならぬといふことが勢よく擡頭することとなつた(七)。ソヴイエト・ロシヤの勞働改善法及びドイツの一九二三年の自由刑執行に關する原則及び一九二七年のドイツ行刑法案に於てそのあらはれを見ることが出來る(八)。

かくして、之等の諸法律の中に於て最も嫌厭せられたものが則ち窄衣であり、馱であつたのである(九)。わが當局が此の世界的思潮に刺戟されぬ筈がなかつたことは敢てわたくし一人の憶斷ではあるまい。わたくしは當局がかかる刺戟によつて窄衣と馱とを廢止するに苦心した結晶として實に防聲具と鎭靜衣とを考へ得るのである(一〇)。悲しいかな、その思想の來るところは善であつたが、その方法に於ては拙なところがあつた。換言すれば、思想が人道的で實行は人道的でなかつたやうである。

三　監獄法四十八條に於て之を五種類として居る。曰く鎭靜衣、曰く防聲具、曰く手錠、曰く聯鎖、曰く捕繩。

四　監獄法第二十條。

五　墻壁、居房等は總て廣い意味の戒具として考へることが出來る。

六　ベルギ！のガン（Gand）の監獄には監獄博物館があるが、そこにわが國に用ゐられるやうな防聲具が陳列してある。また、ハムブルグ・フュールスヴユッテル中央監獄の博物館には鎭靜衣が陳列してある。何れも古代監獄の戒具である。

七　牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」（昭和三年）第七一頁以下。

八　拙著「行刑上の諸問題」第一三頁以下。

九　一九〇二年のプロシヤ監獄則第一七五條には窄衣及施械があつたが最近の立法には此の制がない。

一〇　司法省行刑局行甲第七四九號「鎭靜衣等ノ使用上ニ關シ注意ノ件」中「戒具ハ固ト一時的ノ防制又ハ靜壓處分トシテ已ムヲ得サル場合ニ之ヲ使用スヘキ用具ナルヲ以テ苟モ濫用ノ弊ニ陷ラサル樣特ニ注意スヘキハ勿論ニ有之殊ニ鎭靜衣又防聲具ノ如キ之カ施用ニ因リ間接ニ收容者ノ身體ニ障害ヲ及ホスノ虞ナキヲ保シ難キヲ以テ之カ使用ニ際シテ篤ト留意スヘキ」旨の通牒によれば、當局はこの二つのものが窄衣及び默よりももつと人道的なものとして考へたやうに見へる。

上述の傾向から見て、戒具の重點は最早威嚇の具でもなく痛苦の具でもない。只それはリップスの言葉を借りて言へば强制治療であるべき刑罰（一一）の目的をなだらかに施行するがためのメスでなければならないのである。換言すれば、戒具はそれを用ゐらるるところの人々の心情を害し、反抗心を助長し、而して彼等の健康を害するが如きものを使用してはならなくなつたのである。

一一　Lipps Thedor, Der Begriff der Strafe (Z. f. Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform Bd. 3.) S. 304. には刑は schmerzhafte Operation だといつて居る。

われわれはかやうな考察を更に戒護官吏が用ゐるところの銃劍の上にも及ぼすことが出來る。そこに、嘗て叫ばれたところの刑務官吏の帶劍廢止論（一二）といふことが意義のあることになるのである。わたくしは帶劍廢止論には大に耳を傾けた一人であつた。刑罰が犯人を改善し又は治療することにその本質を有する以上、恐ろしい劍や銃をぶらさげて居るほど滑稽なものはない。よくわたくしの使ふ言葉であるが、「片手にお菓子を持ち、他の手に劍をかざして與へんとするお菓子は犬も喰はない」やうに威嚇的な劍や鐵砲で守らるるところの囚人にどうしてなごやかな氣持ちが起り得よう。

監獄にかやうな劍や銃が威嚇的に用ゐられ、それが戒護の中心となつて居る以上、戒護といふものは行刑の癌である。同時に、高い壁や嚴重な居房がそのやうな意味に於て働いて居る間は之も亦行刑の癌なのである。

かくしてわれわれは玆に戒護に關する觀念の立直しをしなければならぬし、總ての戒具の觀

念に對して別な考へ方をしなければならぬことになつたのである。

一二　櫻岳生「廢劍論」（監獄協會雜誌第三三卷第六號）第一頁以下、同八號第一頁以下。

戸田作造氏（現久留米少年刑務所長）帶劍に對する所見（監獄協會雜誌第三〇卷第一一號）第四七頁以下。

三　物的戒護と人的戒護の消長

物的戒護とは上にも述べたやうに戒具または諸種の設備によつて監獄の紀律を維持し、逃走暴行又は自殺を防止する方法である。今日の戒護は物的戒護を離れてはその存在の意義がないほど物的戒護は戒護の重點である。

物的戒護がさやうに戒護の重點をなして居ることに付ては特に歴史的な意義が多分に含まれて居る。換言すれば、物的戒護中心主義は一には應報主義の名殘りを存して居り、二には絶對的隔離主義の餘弊を藏して居るといへるのである。刑罰思想が進化して、應報主義が改善主義に代り、絶對的隔離主義が相對的なものに代つて來るにつれて物的戒護はだんだんと退却せざるを得ない筈である。何となれば、應報的な刑罰執行には或は制搏が或は桎梏が度々用ゐらるれば、それ丈けに犯人は痛苦を知り威嚇の目的が達せられるからである。絶對的な隔離には出來れば監獄よりも流刑（Transportation）の方が有効であり、假出獄や半自由や乃至は壁のない監

獄なぞは思ひもよらぬことであるからである。成るべく苛酷な戒具を用ゐ、成るべく高い壁を設けることが、より合目的的でなければならぬ。だが、改善主義の行刑に於てはさやうな戒具やさやうな壁は有害無益である。さやうな戒具は囚人の反抗を買ひ、さやうな壁は彼等を絶望の淵に沈ましめるのである。リイプマン教授が、かくして囚人を墮落せしめるよりもむしろ彼等を逃走せしむるに如かずとせられた（一）のは、實に改善主義の刑罰觀念に基いてのことであつたのである。

刑罰論はとにかくとして、今日の行刑に付て觀察するときは、そこに新舊の區別なく教育刑主義が叫ばれて居ることは之を否定することが出來ない（二）。さうして、教育刑主義が主張されるところに威嚇的な處置が存在すべき筈はないのである。少くとも、わが行刑が教育主義の上に立つて居ることは、當局の既に聲明するところであるが（三）、それに伴つてわが行刑から物的戒護の力がだんだんと退却しつつあることは、いろいろな點に於て之を考證することが出來る。先づ第一に、わたくしは前述したところの窄衣と馱との廢止を以てその實例としたい。第二に、少年刑務所の役人に對する服制の改正（四）を以てその實例としたい。第三に、小田原少年刑務所が壁を乘り超へて舊軍艦に、また漁船（五）に於て行刑の執行を爲すに至つたことにその實例を見出したい。第四に、三四の監獄に於て自治制のしかるるに至つたこと（六）にその實例を求め度いのである。

一　拙稿「今日の行刑思想」（刑政第四一卷第七號）第七頁。

矯正図書館

二　江藤淳六氏「慰安問題に付ての私の考へ方」（刑政第四一卷第一一號）第三二頁以下。

三　昭和四年七月五日渡邊司法大臣の刑務所長會同の訓示の一節に曰く「行刑は收容者を拘禁すると同時に之を教養訓育して社會生活に必要なる素質を修得せしむべきことが最も重大なる責務であることを忘れてはならないのであります」と。

四　昭和三年七月三十日司法省訓令第五號第二十一條に曰く「刀（短刀ヲ含ム）ハ典獄、典獄補及看守長（男）ニ在リテハ平常執務ノ場合、看守ニ在リテハ勤務ノ性質上特に必要アル場合ニ限リ設備内ニ於テ之ヲ佩用セサルコトヲ得」と。さうして、少年監獄の戒護は特に教育上の點から見て刀を佩用せざることを得る場合に當るのである。

五　昭和四年に軍艦武藏を小田原少年刑務所浦賀出張所として事實上壁のない監獄を實現することとなつた。

六　小菅、小田原、岡崎、久留米の各監獄には之が認められた。それに付ては拙稿「アメリカに於ける行刑の重點」（志林第三一卷第一二號）參照。

たとひ、それが少年監獄に於ける出來ごとであつたとしても、監獄官吏の生命として居た帶劍が重きを爲さなくなつたことは、果して何を意味するであらうか。よしそれが監獄の構内丈けの出來ごとであるにしても、從來一刻も離れてはならなかつた看守が付せられないで、囚人の自らによつて秩序が保たれねばならぬとされるやうになつたことは何を意味するか。またそれがたとひ小田原少年刑務所丈けの問題にしても、壁のない軍艦を監獄の代りに使用するに至つたことは何を意味するか。

わたくしはそれ等を以て、物的戒護は改善主義に幾多の害惡を伴ふものだとされる當局の意思の片鱗があらはれたのだと考へたいのである。換言すれば當局は物的戒護は囚人と役人との間に聯絡せらるべき情的戒護に及ばぬとされたその片影のあらはれだと見たいのである。そこに、わたくしのねらつて居る戒護の重點の變遷を見出し得るのであるし、今日の監獄學に人的戒護の重要性があらはれて來たのである。

嘗て、刑政の卷頭子が主張した一節を玆に引用して見ると卷頭子はかくいつて居る。曰く

「戒護官吏はともすれば物的戒護力にたより過ぎるものである。けれども、いくら壁が高くとも、いくら獨居に拘禁して居ても、いくら鐵拳を飛ばせても、戒護官吏の心に緊張が缺けて居る場合に於ては、逃走者にとつてその壁は低いものであり、その獨居はもろいものである」（七）と。

又當局は自殺豫防に關し人的戒護を强調して曰く「由來在監者ノ自殺ハ懊惱煩悶ノ極此ノ擧ニ出ツルモノナレハ之カ豫防ニ關シテ視察取締ヲ嚴ニシ苟モ自殺ノ虞アリト思料スル者ヲ收容スル監房ハ其實行ニ便スルカ如キ施設ハ之ヲ改良シ又之ニ使用シ得ヘキ物ハ身邊ヨリ除去シ或ハ戒具ヲ施ス等ノ方法ヲ講スルハ勿論ノ儀ニ候ヘ共又內面的豫防ノ方法即チ在監者ノ一身上ノ運命ニ關スル觀念ノ充實ヲ圖リ監獄官吏ニ對スル信賴ノ念ヲ懷カシメ濫リニ自己ヲ處置スルカ如キコト無之樣平素訓諭シ成ハ宗教教誨ニ依リ彼等ニ安心ヲ得セシムル等精神的慰藉ノ途ヲ講スルコトニ努ムルコト」云々（八）と。

以上二つのものは今日の行刑は既に物的戒護より人的戒護にうつらねばならぬとする一つ

矯正図書館

の潮流を示したものである。そこに、從來せばめられて居た戒護觀念が再び擴められて茲に保健技師も作業技師も乃至は教誨師も共に戒護官吏となることになつたのである。これによつて始めて行刑の教育主義がその緒につき、改善主義が實行に移されることになるのである。

一七　刑政第四二卷第一一號卷頭言「戒護と逃走」。

一八　大正十一年五月監甲第六五七號「收容者自殺豫防ニ關スル件」參照。

四　人的戒護と囚人の自覺

人的戒護を強ひて概念づければ、囚人の逃走や自殺や乃至は總ての紀律違反を刑務官の人格によつて防止する作用である。もつと具體的に言へば、刑務官がその人格によつて囚人を教化し、その結果として諸種の違反行爲を防止しようとすることをいふのである。嘗てプロイセンの司法大臣アム・ツエーンホツフ博士 Dr.Am Zehnhoff が「汝等の職務は規定の注意に存するにあらずして汝等の最も高き任務は墮落せる人々を再び蘇へらしめ、しかも、そは汝等が心よりわき出る、より溫き人類愛の精神を以て汝等の事業を遂行するとき正に成功するものなることを忘るる勿れ」(一)といつたがその意味は戒護を人的戒護の礎石の上におかんとしたものであつた。

戒護をしかく役人の人格によらしむるにはそこにまた囚人の人格に期待せねばならぬところのあることを考へねばならぬ。役人の人格と囚人の人格とに相觸るるところがあつて、ここに始めて行刑が人と人との關係に立ち得るし、戒護が人的戒護の基礎の上に立ち得るのである。今日の行刑思潮に於て囚人の自責感念 Selbstverantwortung 又は囚人の自治心 Selbstverwaltung の要求さるるのは、(二)結局その理由を出でないのである。

又今日の行刑に於て累進制度に於ける囚人の累進は、累進と共にまた囚人の責務が加重されねばならぬといふことになつた(三)が、その傾向は明かに役人の積極的戒護を消極的戒護に代へねばならぬといふことに外ならないのである。わが行刑に於ても亦さやうな戒護の變遷が小田原少年刑務所と岡崎少年刑務所と久留米少年刑務所とさうして小菅刑務所の自治制を通じて將に具體化して來たのである。少くとも、そこの自治組には物的戒護に非常なる退却があり得たのである。

一　マム・ツエーンホツフ大臣のその言葉は一九二五年一月二日にプロイセン各監獄に廻章として通達された。さうして、ツエーンホツフ大臣のその思想は又一九二九年六月七日時の司法大臣シュミット Dr. Schmidt によつて公にされた即ち行刑の感化事業は純眞なる人類愛 echte Menschenliebe によつて遂行せらるるものだといふことが公にされたのである。猶その關係に付き Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7. Juni 1929, S. 42 ff.

二　拙稿「アメリカに於ける行刑の重點」(志林第三一卷第八號乃至第一二號)參照

三　前掲第一一號第五七頁。

惟ふに囚人に自責心なく又自治心のない以上、そこに監獄の統制が行はれる筈もなく又不安の除去される筈もない。まるで、監獄は噴火山の上に建てられたやうに、いつ燥發しないとも限らない。アメリカの監獄暴動は實にそこにも原因があつたのである(四)。されば、さやうな危險を防備する必要あればこそ、そこに止むなく物的戒護の必要もあるのである。わたくしはわが監獄をかやうな物的戒護中心の狀態から救ひたい。さうして、その爲めに自治制をとり又は妥當なる累進制を採用して人的戒護中心の狀態に置き度いのである。

四　拙稿「アメリカに於ける監獄暴動の禍根」(志林第三二卷第三號)第二一頁以下。

五　けつろん

今日の行刑は思想的にはそれが教育であることが主張される。また行刑は改善作用の大部分であるとも主張される。しかし、現實に囚はれる人達は現在の高い壁にとらはれて行刑に威嚇的な要素を是認し、監獄の監獄らしさを物的戒護に求めて居るやうである。

又ある他の人々は犯人たる身分としからざる者との間に階級を認めて役人を犯人の上級に位するものだと妄想して居るやうである。そこに劍と銃との有り難さもわいて來るのである。

だが、わたくしはさやうな妄想を上述の如き實證的な經過によつて一々反ばくすることが出來るわけである。さうして、その反ばくの結論を名けてわたくしは行刑の人的戒護中心主義といふのである。

――昭和五年四月九日稿――

刑法より行刑法への主觀主義的一路【上】

常盤敏太

一　はしがき
二　刑事責任と保安處分
三　その比較法的瞥見
四　酒癖者の刑法及行刑法上の地位並に處遇(以上本號)
五　常習犯罪者の監視
六　無節制者及勞働嫌忌者の勞働育成
七　結論――教育刑汎論

一

一八七二年にはじめてロンドンで國際刑務會議(註一)が開催されてから六十年にならうとしてゐる。その間約五年毎に同會議が文明諸國の都市で開かれて來たのである。唯、世界的の不幸であつた歐洲大戰の爲に一九一〇年のワシントン會議を最後として十五年間杜絶の止むなきに至つた外は、此の刑務會議が行刑學及び行刑實務の爲に盡した

矯正図書館

功績はあげつらふ必要もない迄に明かに大きいものであつた。さうして最近一九二五年の第二回ロンドン會議に代表されてゐる國の數も今迄に類のない程多數となり、その議題も單なる監獄技術の問題に止まらずして、思想的に大改革を見たことであつた。各國の實務家や多くの學者達が十五年間思索の内に持つてゐたものを出して見ると、案外その思想は熟して居たし、且つ殆んど軏を一にしてゐたことであつた。さうして何れもが解決の焦眉の急に迫つてゐるものの多いのを見ない譯には行かなかつたのである。

（註一）牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第三三三頁以下にロンドンの國際刑務會議に關し詳しい説明がある。なほ、正木學士「國際監獄會議」志林第二六卷第一〇號乃至第二七卷第一一號、木村學士「國際刑務會議」（行刑論集所載）第六五八頁以下に盡されてゐるから刑事學の新思潮を知らんとする者には是非とも牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」と共に之等を參照せねばならぬことである。

爾來、行刑の問題は刑法、さうして極端に云へば刑事政策の問題からすら特殊地域となされて來たのであつた。その推移は前後九回に亘る國際刑務會議の問題を通覽した丈けでも十分に知ることが出來よう。國際刑務會議では第一回のロンドン會議から第八回ワシントン會議まで次のやうな發展をした。はじめの頃は、會議は監獄の技術問題に沒頭した。一八八五年に第三回の會議がローマで開かれたとき、同時に監獄の模型の展覽會があつたが、會議は監獄建築について特に論議した。當時は獨房制が大いに推奬されたので、それに關して監房をどうするとか、窓をどうするとかいふやうなことが問題になつた。それによつて犯罪が減少するであらうと考へられたのであつた。一八九五年にパリーで會議が開かれたときから、犯罪に關する社會的要求（exigeances sociales）といふことが問題になり出した。殊に累犯の問題がやかましく論ぜられることになり、これに關聯してアルコーリスムの問題、免囚保護のそれ、

少年犯罪のそれ、などが討議されることになつた。それは實證學派の影響を受けた結果であつて、かくして囚人と社會環境との關係が注意されることになつたのである。さうして、監獄技術から社會要求への右の進化は第九回目のロンドン會議に於てまさに頂點に達したわけである。それは、この會議に於て犯人の人格が主として論議されたことが示して居る。この會議では監獄の建築とか、またこれに似たやうな問題は全然議題に上つてゐない。すべて犯人を研究しこれを知るといふことが重要視されたのである（註二）。

（註二）牧野博士、前掲第三五〇頁以下參照。

しかし、行刑が技術の問題にのみ止まらずして犯罪人を研究の對象に置かうとする傾向は、行刑をして在來の意味に於ける監獄改良の上にのみ止まることを許さなくなつた。さうしてその結果は、それと刑法との緊密な結合が見出さるるに至つたことである。之は主觀主義を稱ふる刑法學者が刑法の連續として刑罰執行を考へてゐることによつて久しい以前から主張せられて來たことであつて、今更事新らしく取立てて論ずるのは寧ろ遲きに過ぎてゐるのであるが（註三）、然し事の順序として此の點にも刑法から行刑法への主觀主義的進歩を見ない譯には行かないのである。本年の夏に開催さるべきプラーグの國際會議の準備會が、一九二八年五月同市に於て開かれ、我國からも正木學士が參加せられ、デラキー等八名と共に「本委員會はそれが純行刑問題の外に刑法に關する問題をも研究するものであることを認識し得るが如き名稱に變更せられることを決議す」との動議を提出し同會に於て之が議決を見たことである（註四）。とまれ刑法と行刑法とは最早分離して考へることが出來ないことになつて居る。さうして、之を結合する核心には主觀主義的刑事學の新思潮が横たはつてゐるのである。正に刑法は行刑法へと主觀主義的一路を辿りつつあると謂はねばならない（註五）。

矯正図書館

（註三）牧野博士が行刑殊に假出獄や不定期刑について、その執行猶豫と共に年久しく强調せられ來つてゐることは汎く世人の知るところである。同博士「刑事學の新思潮と新刑法」第四版第一六五頁以下參照。なほ、同博士「刑法における重點の變遷」第五八頁には「刑務會議は今日では刑法の會議である」といはれてゐる。

（註四）木村學士「國際刑務會議」（行刑論集所載）第七三九頁以下は此の點について詳しく說明して漏らすところのない貴重な文獻である。同會に於ては、希臘代表カストルキースが「委員會の名稱は時代變化と共に擴大せられたる委員會の仕事に相應するものであらねばならぬ」として、國際刑法及刑務委員會とせねばならぬとの動議を提出したことである。かくして、一九二九年八月にはベルンの常設事務局に於ける委員會に於て愈々國際刑務會議の名稱を變更することゝし、今後は「刑法及行刑の國際委員會」Internationale Kommission für Strafrecht und Gefängnisweesen と呼ぶことゝなつた。

（註五）牧野博士「刑事學の新思潮と新刑法」第六三頁以下には刑法の改正から監獄改良論への轉移の事例としてフランスの刑事制度の沿革が詳しく述べられてゐる。

かやうに刑法理論と行刑理論との間に本質的差異はなく、犯人を主觀主義的に取扱ふときにその間段階的差異が認めらるるに過ぎないことになつて見ると、刑法規定には又行刑的立場からの注文が當然許容されねばならなくなるのである。否、行刑的立場を度外視して刑法の完璧は期し得られないこととならう。諸國は二十世紀初頭から刑法の改正を急いでゐる。殊に大戰後、社會狀態の急速の變遷に添ふ爲め、新興國の刑法制定の爲めに一層刑法の立法事業は活氣を呈してゐる。その中にも忘れられてならないのは、之と並行して行刑法規の改正及び制定が企てられてゐるといふことである。――この世界の大勢に順應して、おのづからわが邦も亦刑法及び行刑法の改正に從事することになつた（註六）。そしてその事業に法制審議會の方々は努力を集中してゐられるのである。わたくしは最近世間に知られ

てゐるその所謂豫備草案について、行刑學上からの卑見を述べて見度いと思ふ。ただ目下出來上つてゐるものとしては刑法のそれであるから、勢ひ問題もその範圍內で行刑に幾分の關連あるものに限られなければならないのは又止むを得ないところであらう。

（註六）牧野博士、前揭第一頁以下、殊にその註には各國の最近の刑法改正及制定の狀況が網羅せられてゐる。拙稿「刑法における法律の成長」（法學志林第三二卷第三號第九七頁）參照。

二

刑法改正豫備草案第十四條には「心神喪失者の行爲は之を罰せず、心神耗弱者の行爲は之を減輕す」と規定されてゐる。これは、明かに現行刑法第三十九條所定のものと異るところはないのである。この點から觀れば草案は未だ道義的責任論の舊套を脫却し得ない儘に止まつてゐると云はねばならぬ。しかしながら、之を社會的責任論の見地から見れば、所謂道義的歸責の觀念は無用のものであり（註一）その意味から精神障害者や限定責任能力者や更に少年を通常人から區別することは意味のないことである。牧野博士の云はれるやうに、われわれは精神障害者や少年やに對してもその犯罪行爲によるの社會的責任を認めねばならぬのである。しかし、そこに責任の內容として主張されるものは、第一には、社會がそれ等の犯行者に對して自ら自己を保全せむが爲めに一定の干涉を爲さむとすることである。第二には、その干涉は、同時に、その犯行者をしてできるだけ社會の良民たらしめむとするものであるのである（註二）。

（註一）牧野博士「日本刑法」第一一三頁參照。

（註二）牧野博士「刑法における重點の變遷」第六〇以下參照。

勿論、草案は、他の多くの點と共に刑事責任についても、主觀主義的な影響を大いに受けてゐないではない(註三)。學問の上からは、前に述べた社會的責任論の內容に添ふ爲め、立法技術の上からは、社會の新たな要求と傳統的な形式とを妥協せしむる爲めに、草案が第十一章保安處分として刑と共に或は刑に代るものを設けむと企てつつあることは周知のことである。さうして、又主觀主義論者の中にも之を以つて應報刑論者の非難を一應形式上に於て遁れ圓滿にわれわれの思想の實行を計らむと考へられるものもあるのである(註四)。理論的には刑罰と保安處分との間に全然差別を認めないわれわれも、刑罰に關する傳統的應報的な考へが世に殘る間は、僅かに保安處分を刑罰から形式的に區別することによつて微妙にも應報思想と惡性主義の主張とが實際的に調和し得ることになるのであらうことを肯はねばならぬであらう。それにも拘らずただわたくしは相化合しない二つの思想を混合して見ても永久にその範圍その方法に於て論爭の絕えないであらうことを虞れるのである。とまれ今日各國は殆んど保安處分の規定を有してゐないものはない。舊派に屬する人々も新派と稱ふる人々もこの保安處分の地位を認めてゐることについては大勢上既に確定の事實である。さうして最近では、第一回國際刑法會議の議題として現はれたやうに「保安處分は刑に代るべきであるか又は單に刑を補充するに止まるべきであるか」といふ點にまで及んでゐるのである。

(註三) 牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」はしがき第五頁には、博士は「さきに臨時法制審議會が刑法の改正綱領を議するやわたくしは命によつてその事に與つた……その決議せられたところを見るに及んで幸にもわたくしの微力を致したところが徒爾でなかつたことを知るを得た」とせられてゐる。牧野博士が年久しく主觀主義を主張せられてゐることはこゝに繰返すまでもないことである。

(註四) 尾後貫學士「不定期刑と個人の自由」(法律學研究第二六卷第一號)、尙、之に關する木村學士の批評(法學志林第三二卷第四號)參照。

三

かくてわたくしはわが國の草案を手にしつつ社會的責任論の立場から諸外國の立法或は草案について視野を廣めて行かねばならぬ(註一)。

(註一) 各國の立法や草案について之を悉く網羅するのはわたくしのこゝでの目的ではない。さしあたり一、二代表的なものを擧げてわたくしの議論を進めて行くことにする。しかしながら近時の立法事業の全き理解を持つためには牧野博士「刑法における重點の變遷」(現代法制の發達における刑法改正の意義)(昭和四年)と「刑事學の新思潮と新刑法」(第八版)が參照せられなければならぬ。

先づ、さしあたり社會的責任を高調して行つた結果としての刑と保安處分及びその他の保護處分は之を一括同視せねばならぬことになるのであるが、今日まで之を大膽に表示したものとしてはただ二つを數へることが出來るのみである。しかしわたくしは、古い傳統的な形式を破つて行くことの困難を認めるが故に、此の新らしい社會的要求が立法或は草案の形式とまでなつて世に現はれて來たことに限りない歡喜を感ずるものである。かくてその一つは一九二一年フェリー案である。この草案は一方において所謂責任能力者と責任無能力者とを區別しないと同時に、之に對する刑と然らざるものとを區別してゐない。そこには單に「制裁」と云ふ言葉が用ひられてゐるに過ぎないのである。レンツの所謂「責任と刑罰のない刑法」なのである(註二)。その二は專らフェリー案に基いて成つたと謂はれてゐる一九二四年十月三十一日の「社會主義ソヴィエト共和國及聯邦共和國聯盟刑事立法の原則」及び更に之に基いて作られた一九二七年一月一日新ソヴィエト共和國刑法である。此の刑法には單に社會的保護處分とのみ規定されてゐる。

矯正図書館

さし當り、所謂刑罰其他の保安處分に當る社會的保護處分を裁判的改善性社會保護處分、醫術的及び醫術的教育的社會保護處分に分けてゐるのである(註三)。フェリー案は草案として止まつた。さうしてソヴイエト、ロシヤの勞働改善法が如何なる程度に於て實行せられてゐるかは之を詳にし得ない。或は有名無實と難じ、或は架空的な一人よがりの規定であると(註四)する者もあるけれども、これ丈けに研究に忠實な刑法を持ち得たソヴイエト、ロシヤは洵に幸福と云はねばならぬ。

(註二) 牧野博士前掲第六二頁 A. Lenz, Ein Strafgesetzbuch ohne Schuld und Strafe, 1922.

(註三) ソヴイエト、ロシヤの行刑については正木學士「行刑上の諸問題」、時田常太郎氏「ソヴイエト、ロシアの行刑」(刑政第四一卷第六號第二七頁)參照。

(註四) Gentz, Das Japanische Strafvollzugsgesetz (Zeitschrift f. d. ges. Strafrechtswissenschaft, Bd. 48. Hft. 4. S. 372).

之に反し、ドイツ、オーストリヤ、スイスに於ては、保安處分の規定を爲し、その間各草案は微妙な差異を示して居る。保安處分は一九〇九年のドイツ草案に認められてから世界の學者や實務家が之を問題にすることとなつたのである。それにも拘らず、其の後相變らず舊派と新派とのこの點に關する爭が續けられてゐるのである。スイス草案は此の點について一九二五年の獨逸草案と微妙な差異を持ち、刑事政策的には割合に進歩したものと認むることが出來るのである。然るにストース教授の云ふ所に依れば、最近スイス聯邦議會は責任無能力を規定した刑法草案第十條に次の條章を附加することによつて何等か特別の意義を齎らさうとしてゐるとのことである(註五)。即ち「行爲者の意識の障碍が自ら招かれたものなる場合、換言すれば障碍意識の狀態の爲にその處罰行爲たることを免かれやうとの意圖でなした場合には、第十條の規定の適用がない」といふのである。勿論規定の詳細であることは惡いことではな

い。然し此の例外規定たるやストースの言ふ如く今日は既に蛇足である。主觀主義のわれわれが此の種犯行者に惡性を認めて社會的責任を認むるのは勿論、結果に於て客觀主義の人々と雖も決して之に責任なしとは云つてゐない。今日では actio libera in causa に關しては理論上何等の疑が存して居ないのである。

(註五) Carl Stooss, Der allgemeine Teil des schweizerischen Strafgesetzentwurfs nach den Beschlüssen des Nationalrats (Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 42. Jahrg. 2. Hft. S. 129) スイス刑法草案(一九一八年)第一〇條は次の如くである。「精神病凝狂又は重大なる意識障碍の爲に行爲の際自己の行爲の不正を理解し或はその行爲の不正を洞察し之に從つて行爲することを得ないものは之を處罰せず」。之は獨逸草案(一九二五年)第十六條及十七條と殆んど同一であると云ふことが出來る。

元來、actio libera in causa の問題は心神喪失の狀態を自ら招いてその狀態を利用して犯罪を犯した者の責任如何として論ぜられた。その心神喪失狀態は普通飲酒といふ手段により成立せしめられるのである。そこでこの場合考へなければならぬことは、もつと根本に立ちかへつて一般に犯罪原因としてのアルコール飲料使用の意味如何といふことではあるまいか。私は以下に於て先づ酒癖者と之が刑法及び行刑法上の地位、處遇について觀察してみたいと思ふ。

四

惟ふに飲酒夫自体は絶對の禁酒國でない限り勿論刑罰或は處分の問題とはならない(註一)。わが草案第百四條以下に保安處分として「飲酒の習癖ある者に對し酩酊に因り犯したる罪に付……爲す場合に於て其の習癖を矯正するに非されば再び罪を犯すの虞あるときは其の裁判と共に酒癖矯正に付する旨の言渡を爲すことを得」と規定されてゐる。

さうして酒癖矯正の執行は二年に及ぶことが出來るのである。わが草案には三つの事を要求してゐる。一つは飲酒の習癖あるもので、二はそれが酩酊の爲に罪を犯し更にその三はその習癖の爲に再び罪を犯す虞あることである。獨逸刑法第三六一條第五所定のやうな酒癖を間接の原因として發生した狀態にはわが草案は何等責を負はさないのである。常に酩酊が直接の原因となるか少くとも犯罪が酩酊の爲に惹起せられなければならぬのである。問題となるのは酒癖の爲に金錢に困窮して盜みをなした場合である。我草案の立場では犯罪の重要な原因である酒癖に、それが間接であるが故に顧慮を拂つてゐないことになるのである。草案のやうに酩酊して罪を犯した場合に限るならば――それは明かな直接な原因關係のみを認むることにあるにしても――非常に稀な場合に起り得るに止まり、矯正すべき程度の酒癖の惡影響は寧ろもつと外にあるのではなからうか。

（註一）現在までにわれ〳〵の知る限りでは宗教上の禁令以外には只北米合衆國各州の禁酒法があるばかりである。獨逸刑法第三六一條第五も酒癖夫自体を罰してはゐない。飲酒に因つて招來せられた一定の狀態を原因として拘留の刑を科してゐることである。

しかし、刑法以外の特別法には訓練の爲に酩酊夫自體を罰したものがないではない。我陸軍刑法第四八條及海軍刑法第四七條には、哨兵……酩酊して其の職務を怠つたときは敵前ならば五年以下の禁錮、其の他の場合ならば一年以下の禁錮に處する旨規定があり、凡そ酩酊すれば職務を怠ることとなり、他方から云へば職務を怠る程度の酩酊を罰することになるのである。之と同樣に獨逸陸軍刑法第一五一條にも酩酊夫自體が罰せらることとなつて居る。云ふ迄もなく同法第一四一條所定の敵前に於て哨兵勤務の命を受けてゐる者が自己の過失により義務の履行が不可能に陷つた場合は死刑に處せられると云ふ規定の中には酩酊を原因の中から除外したものではないであらう（註二）。之は酩

酊夫自體に危險性を認めなければならぬからであらう。これについて我船員法第三六條が顧られねばならぬ。同條第九號には海員が船長の許可を得ずして酒類を所持するとき、又第十號には海員が酩酊して事を省せざるときには船長は海員を懲戒することが出來ることになつて居る。これとは別に獨逸船員法第九六條第一項には甚だしく勤務を怠つた（gröbliche Verletzung seiner Dienstpflichten）ことについてその責に任ぜねばならなくなつた場合の規定があつて、此の中に酩酊を入るるべきだとなすのが彼の地の通說である（註三）。わが船員法第七十三條所定の「船員が著しく其の職務を怠り因つて船舶を……した場合は再び刑法の原則に立ちかへつたものといはなければならないであらう。けれども、また、より該切なものとして獨逸同法第八五條第二號がある。曰く「常に素面でゐなければならぬ」（sich stets nüchtern zu halten）と。共に酩酊するときはその勤務を怠ることが豫定せられて居るのである。云ふ迄もなく、自己の意に反して、第三者によつてたちいたらしめられた醉境は此の勤務懈怠の原因とはならない。或る任務をもつてゐる人々には自分にそれ丈けの責任が負はされる譯である。陸海軍の社會或は船全体を一團としての社會においては、それに必要な各任務履行が要求せられるのであつて、それを懈怠する虞ある酩酊者に既に危險性若しくは惡性を認定するのである。ただその程度は種々に異ることが出來よう。例へば獨逸海員法第九六條第一項によつて罰せらるるものはその勤務懈怠が「甚だしく重大なる」ものでなければならぬ如き差異は、あらしむることが出來よう。われわれが一般社會に對して秩序維持の義務を負擔する場合に酩酊によつて果して幾何の社會的責任を負はねばならぬかは可成困難な問題であらう。少くとも一國の文化の程度によつて悉く異り得ることは之を認めなければならぬ。しかしながらわが草案第一〇四條の如く酒癖矯正所への收容をあまりに形式的に制限するならば、或はその效果を期して待つことは出來ぬのではあるまいか。

（註二）獨逸陸軍刑法第一四一條に該當するものには我陸軍刑法第四七條海軍刑法第四六條がある。但し獨逸の規定が廣く……sich ausserstand setzt, den ihm anliegenden Dienst zu verrichen としてゐるのに對しわが規定は守地を「離れ」と專ら地域的にしてゐる。從つて獨逸のやうな泥醉者に對する本條の適用は不可能となる譯である。

（註三）F. Ruisinger, Die selbstverschuldete Trunkenheit im deutschen Strafrecht der Gegenwart und Zukunft S. 85 (Strafrechtliche Abhandlungen Hft. 263).

多くの草案はアルコール濫用の撲滅に力を用ふるに傾いて來た。殊に獨逸では、一八八一年の酩酊の處罰に關する法律案に於て、意識を喪失した酩酊者が醉境で犯した行爲に關し、その者が酩酊に際し起り得ることと思つた場合には、罰することにして居た。此の場合勿論酩酊自體を罰してはゐないのであるが其の後一八九二年の酩酊取締に關する法律案第一七、八條にも酩酊者を罰することとしてゐた。今、試に一九一一年の刑法草案を見ると、「故意或は過失で酩酊の爲に責任能力を失ふ狀態に自分を置いたものがこの狀態の下で素面で犯せば罰せらるるやうな行爲をなせば」處罰を受ける旨規定があるのである。延いて一九一九年の草案の第二七四條にも酩酊して犯した犯罪を同樣に罰する旨を規定してゐる。此んな意味から一九二七年案第五七條は或る改革をしようと意圖してゐるに拘らず、一九一九年の第二七四條と大同小異の規定をなしたに止まるのである（註四）。

（註四）牧野博士「現代法制の發達における刑法改正の意義」（刑法における重點の變遷所載）第三七四頁以下參照。F. Ruisinger, p. p. O. S. 88.

刑法がかく酩酊者の犯罪を罰するに傾いてゐることは、酩酊乃至酒癖を犯罪原因と見て之による責任無能力の狀態を認めないが爲ではなからうか。少くとも最早社會の要求はそこ迄進んでゐるのである。若し酩酊が犯罪の原因をなすものとすれば既に酩酊それ自體を以て社會的には過失の責任を負はなければならない根據が存するのではあるまいか。かくて今日の行刑が犯人の社會復歸的教育を主眼とする限り社會は酒癖者に對して犯罪原因たる酒癖を除去するに適當なる處分をなす權利と義務とを有することとなるのである。

わが草案が酒癖犯罪者を酒癖矯正所に收容するといふ保安處分を定めたことは當然である。然しながら、その第一〇四條第三項に、刑の執行を先にする旨規定したことは、應報主義の舊套を脱し得ないそしりを免れぬであらう。刑と保安處分とに何等本質上の差異を認めず、行刑の教育的作用に刑事學の重點を認めむとするわれわれは、犯罪者の犯罪の原因が除去されたときにその刑罰の執行を必要としないものとするのであるから、酒癖を原因とする犯罪者にあつては先づ酒癖の矯正に力を致さなければならぬものではあるまいか。之が爲にはスイスの如く保安處分を常に刑よりも先に執行しその結果を待つことがより合理的と謂はなければならぬ。少くとも我草案も、ドイツの如く原則として自由刑を先に執行するけれども場合によつては裁判所は保安處分を先に執行することが出來ることとし、この結果刑の執行を不必要と認むるに至つたときはその刑を執行しないこともあり得べきことにせねばならぬのではあるまいか（註五）。殊に刑を科したばかりでは犯人の改善に足らずして更に保安處分を科せねばならぬものであれば、徒らに形式に捕はれ處遇方法教育方法を一、二にし、その不統一の爲に行刑の教育的目的が影の薄くなるのを感じない譯には行かないであらう。而も刑罰が受刑者の教育の效果を見ざるに保安處分へ移し保安處分も亦一片の形式に從つて收容者を釋放して顧ないならば、果して何所に刑と保安處分を區別して一を應報觀念の滿足の爲とし一を受刑者改善に重きを置くとなす必要があるであらうか。

（註五）ドイツ一九二五年案第四七條がこれである。然しドイツ一九一九年案第八九條、オーストリヤ一九二七年案第七七

矯正図書館

條、イタリヤ一九二七年案第二二七條は專らわが草案と等しく刑を先に執行すべしと定めてゐる。

（註六）牧野博士、「刑法における重點の變遷」第三七頁參照。

スイスが保安處分を刑よりも先に執行することは前に述べた。之を酒癖者について見るに、スイスでも各洲議會の草案に從へばアルコール常用者でその爲に輕罪を犯したときは、判事は刑罰執行の後酒癖矯正所（Trinkerheilanstalt）に收容するやうに命令することが出來るとした。然るに聯邦議會の決議により、判事は刑罰執行を延期して先づ酒癖者を酒癖矯正所に收容するやう命令することが出來ることとなつた（註七）。この聯邦議會の決議は草案の最初の思想を緩和して獨墺の草案の如く判事の權能に委したのであるけれども、かくてはスイス草案の刑と保安處分執行に對する特徴は失はれねばならぬのであつて、前述した保安處分先行の意味からすれば之は正に改惡でなければならぬ。しかし、ストースは右の決議を以つて原則に立ち返つたものとして、保安處分先行の結果につき云つて曰く、「主務官廳は酒癖者が治癒せられると直ちに之を酒癖矯正所から釋放するのである」と。實にその聯邦議會の決議も「酒癖矯正所から釋放する前に判事は酒癖矯正所の意見（Anstaltsleitung）を問合せて禁錮刑を更に執行すべきか或はその全部又は一部を免除するかを決定する」と謳つてゐるのである。

（註七）Carl Stooss, a. a. O. S. 134.

飲酒慾が治癒せられたときにはその者の刑罰適用の推定的原因はなくなる。治癒された酒癖者に刑を免除し、之を保護監督の下に立たしむることは、刑事政策的には最も合目的と謂ひ得ないであらうか。治癒された酒癖者を平癒者として禁錮監に移送することは決してほめたことではない。平癒者にはその自由に於ける節制力を試驗し監修する機會が與へらるべきものではないであらうか。實際酒癖矯正所の所長は原則として刑罰の免除を醫學的根據から主張するであらう。さればストースも之について「判事は更に執行すべき刑の免除、或はその程度を決定す」とすべきだと提議してゐる（註八）。之を前提として彼も亦勿論保安處分を先に執行すべきことを暗示してゐるのである。わたくしは、社會の舊來の傳統――應報觀念――が可成今日の刑罰感情を支配してゐることを知つてゐる。さうして、その意味に於て保安處分執行の後に刑罰が執行さるべきだとの唯一の論據をなしてゐるであらうことも察せられる。平癒者を刑務所に送ることは飽く迄ほめたことではないのである。けれども、然も政治は妥協である。その存在を認めたからと云つて刑事學上どうにもならない應報感情の滿足を刑法上行刑上に一役演ぜしめなければならぬのは又止むを得ない立法上の妥協であらう。然しながらわが草案第一〇四條第三項も、少くとも前示ストースの提議の如く保安處分を先に執行し後に主務官廳又は委員會をして執行すべき刑の免除或はその程度を決せしむべきではあるまいか。

（註八）Carl Stooss, a. a. O. S. 135.

矯正図書館

歐米行刑觀念の相異を眺めて

印南於菟吉

本編を稿了せんとしつゝある際、偶々刑政特輯號牧野博士の出題『教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰』を見て一時は本稿を反古籠に入れむと思ひしが、折角の事であり多少觀察點を異にした心地して、寄稿することゝした。傳士の有益なる論稿は推奬するに足るものであることは今更言を俟たぬ、若し抵觸した所ありとせば、讀者は同論に依て是正せられたい。

刑罰理論は別問題として行刑方面の實態を顧みると、どうも歐洲大陸とアメリカとは根本觀念に於て相異あるが如く思はれる。歐州に於ては刑罰を法的作用の嚴肅なる强壓方法と解し、從て苦痛の身心上に及ぼすは犯罪の對價賠償であると看做し、アメリカは刑務所を社會機關の一種として取扱ひ犯罪者を矯正するの場所であるとし從て刑罰は其名を籍りたる一種の訓育手段なりとする風がある。此等は各々特殊の民族國情に於て發達したもので一概に是非を論評するの限りではない、又之を試みんとする者でも無いが、其特殊なる處に一種の興味を覺へて之を紹介して見たいと思ふ。

行刑の歷史を繹ぬるに十八世紀の末葉十九世紀の始め頃、米國費府に例の獨居監の創始イースターン、ペニテンシヤリーなる者が出來た、引續て紐育州にオーバーン刑務所（昨年末暴動のあつた刑務所、詳細は本誌二月號に在り）が出來て雜居沈默の制度を採つた。然るに兩者の間に優劣論が高まつて、この爲めに態々歐洲諸國から視察員を派して兩制の是非得失を檢討せしめた、其結果歐洲諸國では獨居監を採用して各國之に倣ひ、不思議にも米國では雜居沈默のオーバーン制を採用した。今でも獨居監としては米では此イースターン、ペニテンシヤリーより外には無いのである。此邊から行刑氣分の相異が發足して居るのであつて、當時の歐洲刑務所は拘禁制度として雜居の弊害を聽ること多かつたのも慥に一原因には相違ないが、之に依て刑苦を感ぜしめ懺悔心を惹起せしむることの必要且正義を認識したのであつた。人道主義の下に立つアメリカは獨居の身神上に及ぼす影響を指摘して飽く迄も雜居沈默の累進處遇法を採つたのである。獨居制は受刑者の感化改善には餘りに消極的であつて唯惡交を杜絶するの力より外なかつた。この故に歐州地方は一般に刑苦の思想が濃厚である代りにアメリカは改善感化に渾身の力を注ぐの氣分を養成した。歐州並に東洋諸國の監獄事業を研究精査したる米人イー・シー・ワキンス氏は國際刑務會議を創設主唱した一人であつて本國に於ても相當の權威を有した、稀に見る所の近世の改良家である。斯人の尨大なる著書、監獄事情の中にも收容者處遇の方針を示して居る。恐くは之が米國民の意思を完全に代表して居る者と見て差支あるまい。其言に受刑者は孰れも改善可能の者である、若し世の中に改善不能者ありとすれば我々の努力の足りない結果である。如何に兇惡不逞の徒とても何處かに良心が潛在して居るに相違ない之を抽出すことが出來なかつた爲めに不能者の烙印を付けられるのだ、自己の不明を他に嫁して獨り自分のみ得意然として居るのは、偖も罪深いことである、世に改善不能者ありとの想像を下すことだに、既に我々の改善努力熱を冷却するものであると迄極言した。（同氏著監獄事情六一三頁以下參照）

受刑者は飽く迄改善を要すべきもの、又可能なりとして米國は拘禁制度の上に種々の試みを爲したのであつたが、結局裁判官の言渡したる確定刑期に就て疑を抱くに至り、玆に不定期刑なるものを案出した。全体アメリカと謂ふ國は理論よりは實驗に重きを置くので、歐洲に於て此種の企てがありとすれば先づ矢釜しき理論が唱へられて實行には尠なからぬ討議と時日とを要するのであるが、流石アメリカは簡單明瞭兎も角必要とあらば直に實行に着手する國民性を有つて居る。故に當時デトロイト刑務所の長ズイ・アール・ブロツクウエー氏杯も此不定期刑主唱者の一人で紐育州會の議決を經て千八百七十六年先づエルマイラに少年監を建設し之を實施することゝなつた。

餘談ではあるが、不定期刑執行に際しては刑務所の現行組織を變更して、もつと作業及教化に重きを措かなければならぬ、此の點に就ては今日我國の少年刑務所は今一層多くの改革を施こすの餘地があらうと思ふ。少年法施行以來滿七年、今以て舊套を襲ふ樣では將來不定期刑其物に就て或は批議せられることなきやを虞れる、十分

矯正図書館

に刑務所側に於て之が實績を擧ぐる樣心掛けねばならぬと切に責任感を覺ゆる次第である。

全体不定期刑は法理論でなく實驗論である。刑務所の成績が不定期刑と爲つたが爲めに非常に良好にあり再犯率を減少したと謂ふ効績が擧がらねばならぬ、之が爲には刑務所としては作業及教育を有効に且盛んならしめ、品性陶冶すると同時に將來釋放善後措置に就て一層適實を期しなければならぬ。ブロックウエーの作つた少年刑務所はエルマイラ制度と謂つて規律、教育、作業の三課目に互つて毎月標點を採つて進止を定めるのである。階級は三段として居る、其詳細は別の場合に讓るとして兎も角少年受刑者をして十二分の希望と能力とを發揮せしめ最上級に在る者の内より假出獄處分に付する、假出獄も我國の現行法とは少しく趣を異にし假出獄期間中、矢張刑務所長の權限の下に自由社會に在て正業に從事せしむる、失業其他の事故に依り本人の請願又は所長の意見に依て何時にても復歸することが出來る。二回位迄は自由に刑務所を出入することが出來るが三回は通常出來ないことに爲つて居る。此假出獄制と行刑制とは互に首尾連絡して累犯防止に努めるから八十八パーセントの好成績を擧て居る。要するに不定期刑は行刑制度と假出獄制とを甘く結合せしせしむる所に妙味がある。我國にても此點に就て何とか考慮を費やす必要がある樣に思はれる。

曾て千九百二十五年倫敦に國際刑務會議の開かれた際米國の委員サンフオード・ベーツ氏は自己の住居地マサツチユーセツツ州に於て下記の五種類に對し不定期刑を適用せる旨を發表した、(一十七歳未滿の幼年囚（成年に達する迄收容す）二十七歳以上の未成年者（此場合に於ては稀に五年以上を超へ收容することあり）三成年囚（例へば三年乃至十年、六年乃至十二年との最短期及最長期あり）四精神上の缺陷者（期間を定めず）五酒酩者乞丐及浮浪者（最長期二年又は一年收容す）。之は恐らく代表的のものであつて、今日米國殆ど各州此不定期刑を採用し、且又施行當時は十六歳以上三十歳以下の初犯重罪者と限られたるに、今日は州獄に拘禁すべき成年者に迄及ぼして居る。結局、犯罪者は何れも多少の缺陷者であるから期間を付して之を矯正することは出來ぬ、飽く迄も刑務所は惡癖矯正所又は道德訓練所と看做して其目的を達しない内に社會に放置すべき限りで無い、假出獄は行刑中の試驗期であるとの觀念を徹底的に把持する。歐洲は之に反して刑罰を以て明かに贖罪とし、期間滿つ

れば當然放免すべきであつて其後の犯罪行爲は問閃責するのみであるとて將來の保證をせぬことに爲つて居る。

◇

斯の如くアメリカは單一の不定期刑を以て刑の本能を全ふし、總ての犯罪者を改善せんとする熱心努力と計画とは實に行刑方面より觀察すれば遙かに他の歐洲諸國を凌駕するものがあつた。然るに段々實驗を重ぬるに從て玆に不備あるを曉るに至り、精神缺陷者に對しては普通刑務所以外、特別の施設を行ふの必要を認め、紐育州に於てはナパノツホ、マサツチユーセツツ州に於てブリツヂ、ウオーターに精神病監を建設するに至つた。千九百二十一年五月二日發布の紐育州法律は規定して曰く十六歳以上の精神缺陷者は被告人たると受刑者たるとを問はず總べてナパノツホに拘禁すべしと、他の刑務所に在る缺陷受刑者も亦當然玆に移送せらる。玆に於てか定期刑の終了時又は不定期刑の最長期が終了した場合に收容者に如何なる處分を施こすかと云ふことが必要な問題と爲つて、殊に所長に於て放免當時尙缺陷の存留するに非ずやとの疑問ある場合には尙更相當の處置を講ずる必要がある、此場合は最初收容者の精神狀能に就て缺陷者なりとして判決を與へた判事に其旨を申出で、判事はナパノツホの職員に非ざる專門醫二名に託して缺陷の有無を調査せしむる、若し二名とも收容者が精神上の缺陷者であると診定したならば其旨を所長から判事に報告し、判事は法律上の放免時期迄は依然ナパノツホに收容すべしとの判決を下すのである。偖此の法律上の放免時期とは如何なる時期か、別段之に就て何等の法律も發布せられて居ない、頗る曖昧な文句ではあるが要するに無期限に精神病者として監置すべしとの意に外ならぬ。尤も所長が社會に放置しても何等危害を與へないとの確信があれば何時にても出せるのである、事の實際は終身拘束する。

然らば如何なる者を指して精神缺陷者と認むるや、此點に就ては曾て第五十六回のアメリカ國内刑務會議に於て次の決議を與へて居る。缺陷犯罪者とは時々精神上の浮動を伴ひたる低格者にして普通の訓練方法及收容法に依て矯正し得ざる犯人を謂ふ。固より之が爲に本人は勿論他の收容者の改善發達を妨ぐる程度の者にして、尙一層適切に之を謂へば低劣なる智能を有し且誘惑に陷り易き性情あるが爲めに長期間特別なる訓練を施し作業及規律服從の感念を養成する方法として特別施設の下に置くを要すべき者であると。此定義は至極尤もであるが事實に於て此種の收容者は何程位あるであらうか、精神病學

矯正図書館

者の說に依れば、人に依つて廣狹の見解があつて的確の數は分らぬが中間性の者も入れて大凡十パーセントとも謂ひ或は四十パーセント位あるであらうと謂ふのが通說である。然るにナパノツホ所長ドクトル、テーヤーの說に依れば普通刑務所に在る缺陷者を八十五パーセントと唱へて居る、何と驚くべき數では無いか、結局氏の所說並にアメリカ人の考を推擴めて行けば犯罪を行ふと云ふ中道を外れた點から觀て、既に精神の變調者である、故に犯罪者の殆ど全部は缺陷者であると謂つても差支ないではないかとの解釋を下すもの丶樣である。兎も角普通刑務所に收容して他の改善を妨ぐる程度の者は特別施設に移して矯正訓練を加へることは至極穩當の企と謂はなければならぬ、歐洲にも矢張之と同樣に特別施設の內に精神病者を收容して居るが、實況はアメリカの方が餘程ルーズに解釋して居る樣に思はる。

一体行刑の實質が深く過去の罪責を問ふのでなく、將來の人を作るのであるから敎育訓練を施こすのみであるとすれば、アメリカの不定期は相當理由のことであり、又刑務所に於て此點に熱中して居る實情も無理からぬのである。歐洲は之と趣を異にし矢張刑に一般豫防特別豫防と謂ふ學說を付し、之を背景として行刑方面にも刑の嚴肅味を帶ぶると同時に改善味を調合する。味の素を使つて鹽を餘計入れる樣なものだ。アメリカは社會保護一天張として改善感化に全力を注ぐ。彼は此點に消極的であつて此は積極的に活動する、幾多の方法を試み幾多の難關を突破して、此頃では學術的にケース・ウアークを遣つて個性の善化を努めて居る、歐洲の貴族的に威嚴を示す態度とアメリカの平民事務的に取扱ふ態度とは根本に於て違ふではないか。併しやがては兩極の思想が中央に落着くべき時機が到來する樣に思はれる。夫れは累犯防止に對する政策で、由來行刑制度の上ではアメリカが一步歐洲に先んじて居つたが、此點では一籌を輸した形に爲つて居る。蓋し改善に機緣の無い消極的の長期拘束であるから歐洲人の長所として先に發達した所以も偶然では無い、或はアメリカ流の思想ではケース・ウアークで累犯防止の策を學術的に取扱ふと謂ふ考ではあるまいか、若し之が成効するとなれば勢い保安處分も幾分其存在價倶を減殺せらるゝであらう。

不定期刑は敎育刑である、改善を豫期したる刑罰方法である。歐洲人は之に對して別種の考を以て望んだのである、曾つて倫敦國際刑務會議に於て「累犯防遏方法として不定期刑の原理を適用するを得るや、又如何なる制

限を附すべき乎」との問題を提供した、之に就てアメリカ側は一樣に驚異の眼を以て此問題を睨めたのであつた我々は改善刑として既に不定期を採用し且又之を主張するにも拘はらず、理論に敏き歐洲人は何故に改善し難き習慣犯人に迄之を適用せんとするかの不論理矛盾を嗤笑したのであつた。

英國はアメリカと同樣に理論よりも實驗に重きを置く國であるが、アメリカの如き樂觀的氣分でなく累犯及少年犯增加には頗る頭を惱まして別途の方法（千九百八年犯罪豫防條例）を採つた。該條例發布前當時の行刑局長サー・エヴェリン・ラッグルス・ブライス氏は親しくアメリカの不定期刑施行の狀況を視察し其成績の顯著なるに驚嘆したる位であるから、少なくとも少年犯罪者には不定期刑を採用し、又アメリカ特有の假出獄制を採るべき筈なるに一は英國民の保守氣分と矜持心强きとに由來し、刑罰觀念を以て一種の賠償報復と看做し、玆に刑事處分に非ざる特種の保安處分及ボースタル送致の兩制を案出したのである。歐洲人殊に英國民は刑を頗る限局したる意味に解し多分の敎育味を帶びたる組織は刑以外の處分即ちボースタル制と爲し、犯罪、刑罰對價的處分に非ざる方法を保安處分と名つくる等隨分究屈に解釋したのである。ボースタル制は其內容敎育方法に於て殆どエルマイラ制と酷似して居る、年齡は十六以上二十一歲以下の少年にして條例の示す所に依り拘束期間は二年を下るを得ずと爲つて居るが通例三年である。英は斯の如き敎育執行方法は刑の意義に反するものとし米は刑の本質と解した。

英の保安處分は習慣犯者即ち前科三犯を有する十六歲以上の者に對し懲役刑の終了後尙社會に危害を與ふる虞ありと認むるとき裁判官は五年以上十年以下の期間拘束を命ずる者にして、ワイト島に在るキャンプ・ヒルの如き其一である。名に既に保安處分と稱するも其實質は毫も懲役刑に異らぬ。不定期の原理は少年犯罪者に適用せられずして累犯囚に適用せられたる所に倫敦國際刑務會議に問題を提出した所以の偶然ならざることを知るに足るではないが。那威、端西、佛蘭西等皆同樣に累犯囚に對し保安處分を採つて居るが、獨り伊太利のみ不定期刑を採つて居る、同國の米と行刑方面に於て交涉深いことを暗示して居る。

アメリカは樂觀的であるから累犯囚增加なんと謂ふ事は從來餘り氣にしなかつた、唯敎育刑と見る一面から發足して改善不能は必ずしも全部身神の缺陷者とは限らない、普通の身神を有する者にして尙改善不能者がある、

これは如何に處分すべきかと謂ふ問題に到達した。米國流に解釋すれば幾分の不論理あるを免かれぬが、永久刑務所に拘禁するより外に方法が無いとした、紐育州長官の出獄を與ふる權能は千九百二十六年の改正刑法に依つて四回の重罪犯人に對しては全く停止せられた。自然其結果無期刑を科せられた者と同樣に爲つたのである、然るに裁判官の宣告に係る無期刑は七年後には假出獄の恩典があるが此前科者にはそれ等の特權を奪つた（本誌二月號大塚氏アメリカに於ける監獄暴動參照）或は近時頻發する刑務所暴動の原因が玆に在るのであらう、又該法律は紐育の刑事學者の立案に成つたもので、年月の新しき故かしつくりとまだ國民の頭に浸み込まない、又同國民の意思を十分に代表して居るものとも見られない節がある。或は或一部の人の謂ふが如く最近に改正せらるべきものかも知れない、が併し自分の考へではアメリカも結局累犯防止に就て之を發止したとしても他に何等かの政策を採らざるを得なゐ日が來るであらう、既に英の保安處分も不定期刑も同種であるとしたならば、改善本位に立脚してケース・ウアークを採るより外に途が無いではないか。

以上を以て歐米氣分の相違を叙述した積りであるが、最後に私に一言を許して貰ひたい、刑の內容は國情と時代とに依つて變すべきものであるが教育訓練を外にしては其意義を爲さぬ、故に刑は一律確定的のものでなく、收容者の種類に應じ時代に適した多樣の包容力を有して居る强制處分でなければならぬと思ふ。

福岡旭櫻吟社

尋花　白軒　左座金藏

幾年官累在斯身　玆歲始看芳野春
一路萬櫻花爛漫　風吹香雪濺衣巾

胄軒　安井正雄

野徑尋花杖屨輕　城南幾里且吟行
黃鸝來導竹林裡　幽處驚看萬朶櫻

紫軒　青柳次雄

同人作伴過溪橋　迂折穿林路一條
到處綿蠻營語巧　春光可愛百花嬌

春日偶成　杲軒　緒方安章

一官驅客似萍蓬　十載離家西又東
林塢午晴春寂寂　馬關砲壘淡烟中

海外異聞錄

◇パリで發見した國際犯罪暗號

世界中で探偵術の最も發達した國といへばフランスで、これはすでに折紙つきになつてゐるが、近頃パリ警察の探偵局は、難解にして、秘中の秘とされてゐる國際犯罪暗號なるものを飜譯して、これをニューヨーク、ロンドン、ローマ及びベルリン等の警察に發送して、フランス探偵術のために、万丈の氣焰を吐いた。

ところで、この暗號なるものは、パリ警察側の言ふところによれば、一九二六年スペインのレリダ市に開かれた國際的犯罪者大會において、スペイン、ポルチユガル、ギリシヤ、チリ、米國、イタリー及英國等から集つて來た第一流の惡漢連中によつて、極めて巧みに作成されたものである。然して警察側では一犯人の上衣の裏から、そのコードを發見したのであるが、さすがに熟練せる犯罪學者もその難解を極めてゐるのに舌を捲いて驚かざるを得なかつた。苦心慘憺の結果、その暗號はラテン文字を根源とし、それにスペイン語を追加したものであること

保健に直接影響を及ぼすべき懲罰制度に對する意見

左座金藏

刑務所收容者に對する懲罰制度は尙ほ又現今の行刑觀念と一致せざるべからず、社會に一定の秩序を生じ公刑を以て犯罪を防壓せんとするに至れる最初の峻酷時代は共反動と人權の發達に依り正義應報の原則を確立し刑は理性と人道を基礎とするに至れり、然るに此博愛時代の科刑は個人の性格を顧みず單に犯罪に對して刑罰を行ひたるが爲めに漸次累犯者を增加し遂に犯罪者階級をさゑ生ずるの危機に臨めり、玆に今日の科學時代は招來せられるなり、言ふ迄もなく科學時代とは刑罰を科學的に研究し實際に應用せんとするにあり、是れに刑事社會學派あり刑事人類學派あり各々別個の見解を有せしも漸次第三派と稱する折衷學派を生ずるに至れり、リストは有名なる刑事社會學者なるも犯罪者の個性に對する研究を除外せず、從つて今日の行刑は科學的研究により犯罪者の遷善を旨とし正木書記官の痛論せらるゝが如く如何にして刑務所の結構を完備すべきやと云ふに非ずして如何にすれば刑務所を世に無用のものとなすを得べきやと云ふに至れり、懲罰制度も亦同一の出發點を有せざるべからず、換言すれば如何にすれば懲罰制度を刑務所內に於て無用のものとなすを得るやと云ふにあり、是れを完全に遂行する唯一の道は敎化事業の科學的研究なり、世に小切手の制定ありて窃盜の被害數を減少せし事

矯正図書館

を漸く看破したのであつた。

この暗號は、現に歐米を股にかけて惡事を働く惡漢等の間に使用されてゐる事實に鑑み、これを今回パリ探偵局で發見したことは、米英獨佛伊その他各國の國際的犯罪捜査上非常なる便宜を得るであらうと云はれてゐる。

◇女子の死刑問題

海軍會議の小田原評定に當てられ氣味の英國言論界が、死刑廢止問題で大賑ひとある。問題の起りはメードストーン刑務所の所長メスヴェン博士が、最近殺人罪に對する死刑を女子には免除すべしとの意見を發表したに始まる。之に對してかん〳〵に怒り出したのが、婦人自由聯盟の秘書アンダーウッド女史で「私は死刑には反對ですが、男子が免除されぬのに女子許りが絞刑に處せられぬ抔と云ふことは、男女平等の根本原則に反します。私はこの種差別待遇に絶對反對です」。

◇鸚鵡の口から發覺した一世紀前の謎の殺人事件

今から百十八年前、ポルトガル宮廷にオペラ女優の殺害事件が起つたことがあつた。その當時は誰の仕業か犯人が皆目判らなかつたのである。ところが、近頃一羽の鸚鵡の口からその秘密が洩れて、目下ポルトガルの上流社交界に非常なセンセーションを捲き起すに至つた。此の事件を一世紀後の今日に捲き起したその鸚鵡といふは、既に百三十歳との評判であるが、最初はポルトガル國王ジョン六世の宮廷附オペラ女優として艶名を謳はれたイタリー生れのペニタ・アルレッチ孃に寵愛されてゐたのである。ところがその頃この女優の家に、足繁く通ふスコットランド生れの青年ジョン・マックベックと呼ぶ貴公子があつたが、當時彼は皇后カーロタ陛下からも愛されてゐたといふ記錄が遺つてゐる。

さて、此の事件の起つたのは一八一二年二月十八日の夜のことであるが、その夜女優ペニタはは多數の客を自宅に招じて、一席の宴を張つたのである。しかるにその翌朝、彼女は劒の傷痕も生々しく鮮血にまみれ冷たい死骸となつて床の上に倒れてゐた、が犯人が誰であるかは、遂に解らずにその儘となつてしまつたのであつた。斯くて時代は移り、舞臺は變つて現在に至つたが、リスボン市に住む古い家柄のマリオ・カナヴァロ・グーヴァリンホと呼ぶ人物が、端なくも當時の秘密に觸れた事から、問題は再び明るみは百の科刑よりも効果多大なりしなり、懲罰制度の如きも必ずしも積極的防壓のみに依らず消極的豫防を攻究するの必要あるべし、吾人は學校に於て刑務所の如き苛酷の懲罰制度なきに拘らず極めて少數の例外を除くの外秩序は完全に保たれ居れるを見る、學校と刑務所とは共目的を異にし收容者の個性をも相違せるが故に同一の軌範を以て律する能はざるは明なるも今日の科學時代、刑務所の教化事業も適當の改良を加へ科學の進歩に後れざらんことを要す、吾人は常に云はゞ教務課の如き中樞機關の設置ありて宗教的教化と同時に科學的見地より學校教育と別種の教化制度樹立の必要あるを感ぜり。

刑務所收容者に對する懲罰制度の一端を論議するの機會を得たる吾人は今、刑務所を光榮とし欣快とす、懲罰制度の保健に及ぼすべき直接の影響は精神健康方面と身體健康方面と兩樣より觀察し得べし。

一、精神健康方面の影響

種類の如何を問はず總の懲罰は個人に取つては苦痛なり、學者の所謂刑務所に於ける剌戟要素の一つなり、精神病學的に云へば精神界に於ける感動の要素なり、苦痛と云ひ感動と云ひ共影響は何れも精神素質の健常なるものに於ては失常狀態又は病的狀態に導くことなく經過し得べきも其素質に負因あり缺陷あり薄弱なるものに於ては甚しき障礙を發生す、元來犯罪者の中に於て普通自由民より多數の精神變質者並に精神低格者を包含し居ることは周知の事なり、クレペリンは刑務所に於て發生する精神病の中に早發性癡呆を考慮せり、實際吾人は收容者中に早發性癡呆患者を發見すること屢々あり、是れ等は裁判官に於て心神喪失者と認められず科刑收容せられたるものなり、精神病學的に見れば疑ひなき精神病の兆候を有す、懲罰制度は精神健康者を對象とするものにして是れ等の精神變質者、精神低格者、精神病者に對しては他に適當の方法を講ぜざるべからず、男性ヒステリーは一般自由民には稀有の疾患なるも刑務所收容者中には屢々遭遇せらる、吾人の經驗せる收容者中の男性ヒステリー患者に叱責又は他の懲罰を言ひ渡さるゝ場合突然喀血樣の吐出あり同時に痙攣を發し意識の薄明狀態となるものあり、其性格は利己主義にして偏執性乖離性の傾向あり、喧嘩好きにして屢々懲罰事犯あり、又他の例に於ては懲罰言ひ渡しの直後全身强度の强直性痙攣を發し長らく病舍に收容し治療を施したるものあり、惟ふに犯罪者中多數の累犯者を見るが如く懲罰事犯も亦大抵同一人に於て反復す、是れ等は多くは精神變質者、精神低格者又は精神病者にして懲罰の効果ありや疑はざるを得ず、加之ならず不斷の監視、作業の强制、發言の制止、起居の嚴正、採暖の禁止、上國の制限等拘禁生活は一つとして精神上の刺戟要素たらざるはなし、此上に加へらるゝ懲罰なる精神感動の要素は事犯者をして頭痛、眩暈、不眠、痙攣食慾不振、意識混濁等の神經症狀又は幻覺、錯覺、偏執、妄想、憂鬱、不安心配、恐怖、强迫、衝動等刑務所收容者に常に實驗せらる精神失常狀態に陷ひらしむることはあり得べき事なり、是れ等精神上の影響は行刑上決して看過すべからざることなり。

二、身體健康方面の影響

身體方面の影響として第一に認めらるゝは體重の減少なり、福岡刑務所に於ける直接身體に影響を及ぼすべき運動停止其他の懲罰事犯に就き本年一月

矯正図書館

に引出された。このグーヴァリンホ氏の曾祖父は、ジョン六世の顧問官を勤め右のオペラ女優ベニタ殺害事件後、彼女の所有品を買取つたのであつたが、その中には一羽の鸚鵡もまじつてゐた。そして最近グーヴァリンホ氏は有名な歴史家カルドサ博士のポルトガル宮廷史を耽讀してゐる間に、一青年ジョン・マツクベツクの名を知り、同時にベニタ殺害事件に逢着したのであある。それは、現に生き殘つてゐる此の老鸚鵡が今は老耄して新しい言葉も口にすることが出來ず、百年一日の如く繰り返して「助けて、助けてマツクベツクよ」と呼んでゐる事實からベニタの死とマツクベツク青年の間に一脉の連鎖があるものと察知したのである此の事件に關聯して現在のところでは、二つの說が行はれてゐる、即ち一つはベニタが殺害される刹那に、マツクベツクの援助を求めたのであらうと云ふ說と、他の一つはマツクベツクみづからが、宮廷の某陰謀事件に加擔してベニタを殺害したもので、その際ベニタが彼の名を呼んだものであらうと云ふ說である。そのいづれにしても、此の老鸚鵡は、一世紀前の宮廷秘密史研究資料の唯一の提供者であることころから、目下大いに珍重されつゝあるといふ、

以降の成績を調査するに

懲罰の種類		執行日數	性	體重減少	體重不增減	體重增加	併發症	備考
運動停止		三日以內	男					本欄該當者無シ
			女					
		五日以內	男					
			女					
計			男					
			女					
減食		三日以內	男	一	二	一		常食三分ノ二
			女	〇				
		五日以內	男	三				
			女	三		一		
		七日以內	男	八				
			女					
計			男	一四	二	二		
			女					
輕屏禁		十五日以內	男					
			女					
		三十日以內	男	一				
			女					
		六十日以內	男					
			女					
計			男	一				
			女					
輕屏禁減食併科		十五日以內	男					併科減食ハ五日間
			女					
		三十日以內	男					
			女					

◇濁逸の部分的禁酒案

最近ドイツ議會の社會風敎委員會は、部分的禁酒案なるものを承認した。チョツと思ひつきで、各家庭の主婦連中に受けることは確實であるが、國本會議で上戸連の無事通過は頗る疑問である。此の禁酒案は即ち給料支拂ひ日たる金曜、土曜には酒類の販賣を嚴禁するといふのであるが、委員會ではこれに選擧投票日にも適用するといふことを追加した。

◇アメリカに日本流行の挿話

最近アメリカ人の日本に眼をつけてゐることは非常なものださうだ、そこで、この日本流行に關連しての面白い挿話がある。

日本の浮世繪美人の、アノ痩せてなよなよとした姿が、アメリカ人には非常に美しく感じられると見えて、東洋の流行は俄然アメリカの女に痩せ型の流行を來したのである。すると「痩せる藥」を作る會社が忽ち創立されて、大きな利益をあげた。その中に一粒五十弗といふ法外な値の丸藥があり、その製造者は「これを服んだら確實に痩せる」といふことを

重屏禁		六十日以內	男					
			女					
計			男					
			女					
重屏禁減食併科		三日以內	男	一				
			女					
		五日以內	男					
			女					
		七日以內	男	二				
			女					
計			男	三		一		
			女					
合計			男	一五〇	二	四		
			女	一				

此の如き結果にして懲罰執行一五七名（男一五六名　女一名）中體重の減少を示せるもの實に一五一名の大多數に上り增減なきもの二名增加せるもの四名なり、營養學研究家のヒンドヘーデやチツテンデンの減食意見に基く體重の減少は別問題として急劇にして且つ苦痛的刺戟的感動的要素を伴ふ體重の減少は行刑上注意を拂はざるべからず、是れ等の反復する影響は刑務所

矯正図書館

保証して、若し痩せなかつたらば代金を返却するのは勿論、その上いくらかの謝罪金まで出すといふ觸れ込みであるから我も我もと押寄せてその會社は大成金になつた。ところで藥を買つた一人が、たまゝ〳〵その藥を窓際の日向へ何氣なく出して置いたのである、すると何だか、その藥がムク〳〵と動き出した。ハテ不思議なゝ思つて、その藥を信用の出來るお醫者へ持つて行つて、調べて貰ふと驚いたことには、それがサナダ虫の幼虫の頭だつた。これぢや痩せるのが當然。何しろ體外へ出るまでには相當の時間がかゝるから、誰もその藥のためだとは思はない、流行に憧がれたトンダ喜悲劇である

◇家で母に手傳への判決

最近ニューヨーク市役所襲撃事件で告發された一味の中のフェー・コーラーといふは まだ僅かに十七歳のヤンキー・ガール。裁判の結果は懲役六ケ月の判決となつたが、判事ゴットリーブ氏の取計ひで刑の執行猶豫となつた。その申渡しに曰く「家に居てお母さんの手傳ひをしなさい、自分の着物を縫ふんだね、政治や社會の問題は大人に委して置きなさい」

疾患中最も憂慮すべき結核病の負因を形成し得べき事も考へ得べく其他の疾患に對する抵抗力をも減弱すべし、幸にして吾人前記の表に於て示す如く直接併發症を來せるものを見ずと雖ども玆に一段の研究と進歩を計り他に合理的の懲罰事犯防壓の方法を發見し得ば何を苦んで峻酷時代の囚刑的色彩を帶べる懲罰制度を存置するの必要あらんや。

要するに今日の懲罰制度就中運動停止、減食、輕屏禁、重屏禁等は精神健康及身體健康に對し有害の影響あるも有益の結果を招來すとは云い難し、而して此有害なる懲罰制度が秩序維持に對し改化遷善に對し如何程の効果を奏し居るや、此高價なる犧牲に對する收獲を考慮せざるべからず、痛罰は犬猫にも効果あり、食卓の肉を狙ふ犬猫に一回の苔杖を加ふれば三日の効果あり今日の懲罰制度も亦捨て難しと云ふ人あるべし、果して百年を共に語り得る人なりや否や

吾人は刑務所に於ける現在の懲罰制度に對し次の如き改正意見を有す

一、懲罰の種類は極めて小範圍（訓戒、叱責）と爲し大部分殊に最も屢々用ひらるゝ減食は是れを廢止すること

二、是れに代り教化事業の科學化を計り宗教的教化に加ふるに教育的教化に依つて懲罰事犯の減少を企圖すること

三、精神變質者、精神低格者並に精神病者に對しては適當の方法を以て醫學的監護を周到ならしむること

是れに依つて收容者の精神及身體に對する圓滿なる發達を期し科學時代の要求に遺算なき行刑の實を擧げざるべからず。

刑事學者としての余の米國所感【中】

ポーランド共和國上院議員
ワルサウ大學法學部教授
法學博士 ヂエー・マカレーウイチ

American Imprersions of a Polish Criminalist

J. Makarewicz

（一）のつゞき

ヨーロッパの刑罰に關する理論は次の二つの原則、即ち、

(a) 刑罰は唯だ限度内に於てのみ科せらるゝものなることを個人に保證し、由て以て裁判官の專斷を防ぐものである。

(b) 刑罰は其自身一個の目的であつて、法律違犯と關聯して組立てられ又は適用せらるべきもので、期待する所のその結果を眼中に置いて然かすべきものではない。

語を換へて曰へば、主として公正の道を維持せん爲めで、犯人の改善のためではないのである。

といふ論理に基いてゐるのである。

アメリカの刑法に基いて推測せらるゝアメリカの行刑上の根本思想は全く之とは異つてゐるのである。刑罰は單に治療的な處遇方法なのであつて、受刑者を矯正する必要以上に出でてはならないばかりでなく、同時にまた、當該受刑者の性格に變化が生ずる以前に終止してはならいものなのである。アメリカでは已に百年以前に確定刑と共に治療的な處遇方法を採用し初めたのである。之については、一百年前、フィラデルフィアの東部刑務所

矯正図書館

（Eastern penitentiary）の建設に先つて行はれてゐた議論を憶ひ起したら十分なのである。當時の人は、犯人をして全然隔離された孤獨な拘禁生活に入らしめ、悔悟と默想とによりその精神を變改せしめやうとしたのである。今日に至りては、隔離された拘禁生活に犯人を改善する力が存してゐると信じてゐるものはないが、しかし受刑者の性格を變化せしむる有力な方法を探し出さうとする欲求はいつでも存してゐるものであるから、五十年前にアメリカで不定期刑に考へ及んだことは極めて自然な事と思はれるのである。精神を變化させるといふことになれば、處遇期間は豫め之を定めておくわけにはいかないのは當然である。

歐洲では、アメリカ人の心的狀態が、人の性の寛恕に富めるを信じ、更らに尙ほ犯人の缺陷あることを、しかもその治癒することを得るものなることを信じてゐる所から出て來たものであるといふことを知らないのである。我々は全くこのアメリカ人の心持を忘れてゐて、アメリカ人の論理の精確さを欠いてゐることを攻める傾きがあるのである。（ワシントン國際刑務會議議事錄第一卷六七頁シルヴェラ氏演說參照）

不定期刑には、刑のマキシマム（最大量）を定めるといふが如き論理の一貫を欠いた所はたしかにある。不定期刑がトリートメント（治療）であるといふならば、マキシマムを定めない方が一層論理的である。しかしながらこの不定期刑なるシステムが進化の中途にあることを忘れてはならない。我々が現在見てゐる不定期刑はその進化の一段階に屬してゐるものであることを忘れてはならない。

アメリカの行刑制度の一般的なスケッチを完成するがためには、個人の自由の保障の問題に觸れる必要がある。この問題は、合衆國では極めて重要な問題なのである。これは其處では認められてゐない保安處分のやうな問題でもなく、極端は必要な場合を除き其處では一般には適用されない英國の「豫防勾留」の問題とも異なり、普通日常の生活に於る行刑制度の問題であるからである。

然らば不定期刑の根本觀念となつてゐる受刑者の改善といふことは結構なことであるとしても、個人の自由の侵害が行はれないといふ保證はそも〳〵何であらうか。有りさうな事でもないが、假りに歐洲で不定期刑が採用されたとか。又は多少の見込はあるらしい事だが、少くとも保安處分に不定期の宣告が採用されたと想像して御らんなさい。第一の場合でも第二の場合でも先づ專横濫用危險が考へられるのである。しかし、この場合、ヨーロッパならば、裁判所の監督判事の決定を以て直ちにこ

の疑惧に答へるのである。自分は何所かで、「賢明な獨立不羈の裁判官の意見は自由と法律の楔（キィストーン）石である」といふ美しいヨーロッパ的な語句を讀んだことがあるが、これは取りも直さず歐洲の法律家の間に信ぜられてゐる共通な見解なのである。判事の監督は牢番の報告に賴る外はないぢやないかといふ非難もあらうが、恐らく之より良い監督の方法は見出されないのである。

しかし、アメリカではこれと同じ解決は與へられ得ないのである。アメリカでは判事（judge）は短い任期で選擧せらるゝのであつて、彼等は己の屬する政黨の勝利によつて判事となるのである。アメリカ人が率直に、「我々は判事には何等の信用を置かない」といふのはこれがためなのである。アメリカの判事は犯人の審理に裁判長となるだけの役に立つもので、其餘の事は彼の知つた事ではないのである。其余の事、詳しく言へば、即ち拘禁の實際の期間は刑務所を管理する管理委員の意志によつて定まるのである。然らば、かゝる權力を有つてゐるコムミッテイ（委員）はどういふメムバーから成立つてゐるかといふに、彼等はステート（合衆國を組織する各州）のガヴァーナー（governor）、即ち行政長官から指令される信用のある人達なのである。この人達はどういふ種類の人であらう、學者か、法律家か、心理學者か、醫師か、誰れも知るものはないのである。只だ信用のできる人だといふことを知つてゐるのである。選擇を決定するのは彼等の性格であつて、學問上の資格ではないのである。彼等は代表的な市民と曰はれてゐる人々なのである。この委員會の名稱も色々で、ペンシルバニア州のハンテイントンでは Board of Trustees（保管委員）と曰ひ、ニューヨーク州のエルマイラでは Board of Visitors（監察委員）と曰ひ、又は處によりて Board of Parale（假釋放委員）と呼ばれてゐる。

然らば、不定期刑の布かれてゐる感化監 Reformatory 其他の行刑施設の管理を委任されてゐる、かゝる委員は（administrative committer）何等の監督もなく何等の賴る所もなく獨力で果斷決行するものであらうか。この點を自分は合衆國の到る處で訊ねてみたのであるが、概して監督の點については否定の答へを得たのである。ガウアーナー（ステート（州））の行政長官——知事（コレクション）——選擧による）又はその下僚なる Commissioner of Corrections（日本の行刑局長に相當するもので州立の行刑施設の事務を統轄する官吏）が假釋放の一般運用について或る勢力を有つてゐるとか、ガヴァーナーは赦免權（right

矯正図書館

of pardon を有つてゐるとか、其他色々の事を聞くのであるが、詮する所、前記の管理委員は實は一個のトリビユウナル（裁判所）であつて、しかも一審で條件附（conditional）か、終局か、いづれにせよ釋放の問題を決定する裁判所なのである。不定期刑といふシステム全体のことについては監督を受けてはゐるが、實際の具体的な決定については、何等の監督は受けてゐないのである。ガウヴァーナーの赦免權の如きは全く例外の場合に屬するのである。

茲にアメリカン・プリズン・アソシエーションの會長たるキヤス氏の此の問題について自分に答へた所を引用するのは興味のあることであらう。氏は、ニューヨークの行刑施設の管理委員たる Board of Managers の決定は全く其メムバーの性格の堅實さに依るものであると書いてよこしたのである。

「不定期刑並びに假釋放（parol）の制度の運用の成否は一つにこの制度の運用に責任を有つてゐる人の性格にかゝつてゐるのである。ニューヨークのボード・オブ・マネーヂヤースのメムバーは知事や政治家や、判事や又は有力な市民から甘んじて制肘を受けてゐるので、社會の利益のためにも不定期刑や假釋放の主義のためにも終始一貫して其任務を盡すことはできないのである。受刑者の假釋放の適否を決するのは重大な公の責務である。でこの責務を荷つてゐる人には斷じて外部からの制肘を受けないことにならなければならないのである」と氏は述べてゐるのである。

この管理委員の位地に比すべきものを歐洲に求めたならば、我々は僅かに之をヂユリー（陪審官）に見出すのである。ヂユリーのメムバーも亦公直な獨立不羈な人間の有つてゐる不偏不黨の確乎な信念によつて決定を下すのであつて、唯だ此等の二つの團體の異る所は、ヂユリーは籤で定めらるゝのであるが、ボード・オブ・マネーヂヤースのメムバーはステート（州）の行政の主体たるガヴアーナー（知事）によつて名令せらるゝのである。合衆國では何人もかういふやり方を變更しようとは考へもしないのであつて、むしろ却て之を發達せしめ、同時に裁判官の權根を更らに一層制限しようとするのである。

（二）

不定期刑が合衆國で適用されてゐる實狀を大西洋の此方から看ると、眞箇に革命的な考へと思はれるやうな印象は與へられないのである。

裁判所の決定が全然不定の期間受刑者を拘禁しておく權限を行政官廳に與へるといへば、人は、これは道德上の改善の施設で、拘禁は効果の現はれるまで續くもので、殆んど凡てのステート（州）に採用せられてゐる彼のリーホーメートリーと稱せられてゐる特殊の施設では實際この通りだと思ふかもしれないが、然し實はさうではないのである。何處のリホーメートリーでも、受刑者は犯した罪に對して法律の定めた刑のマキシマム（最大量——最長期）より長くは拘禁されてはゐないのである。これはどういふ意味なのであらうか。意味は簡單である。裁判官は立法者によつて定められた刑を犯人に科するのである。しかし、彼は法律によつて定められたマキシマムを參酌するけれども、如何なる方法によつて受刑者が其刑を受くべきものであるかについては何の決定をも與へないのである。歐洲に於ても假釋放（conditional liberation）の運用に當つては、之と同じイデオロジー（理論）に依つてゐるのである。受刑者は裁判所の決定に從つて、必要とせられてゐるよりも短期の刑に服することができるのである。而して拘禁の實際の期間を決定するのは裁判官でなくして、一般には他の權力が之を決定するのである。フランスでは、それは司法大臣で、假釋放の請願のあつた場合に之を考慮するのである。然しアメリカとヨーロッパとでは、固より種々の點に於て差異があるのである。先づ、アメリカでは、刑のマキシマムは法律で定められてゐるに反し、ヨーロッパでは、裁判手續によりて定めらるゝのである。刑のミニマム（最小限——最短期）についても差異があるのである。ヨーロッパでは、假釋放は十分な期間刑に服した後でなければ決して論じられないのであつて、少くも言渡された刑期の二分の一、時には三分の二に及ぶことがあるが、それだけの期間は刑に服せなければならないのである。之に反して、アメリカでは、依るべき何の通則もないのである。滿了した刑期の最小限と犯罪の重大性との間には何の相關する所のものすらないのである。州によつてそれぞれ異つた法律と慣習で刑のミニマム（最小限）を定めてゐるのである。マサチユセツツ州のフレーミンガムのリホーメートリーのやうにミニマムを八ケ月としてゐる所もあるし、ネブラスカ州のリンカンのリホーメートリーのやうにミニマムを二十ケ月としてゐる所もあるしかしながら、いづれにせよ、ヨーロッパに於ける假釋放の制度は刑罰の基礎としての絶對の公正（absolute justice）といふ正確な觀念を曖昧にしたことはたしか

矯正図書館

な事實で、刑の實際の期間は已に犯罪の重大性のみには依存しなくなつてゐるのであつて、受刑者のコンダクト（行狀）に依るやうになつたのである。恐らくはヨーロッパもアメリカに於けるが如く刑法は進化（エボリユウシヨン）の道程に就いてゐるのであつて、その第一段の進化が假釋放並びに刑の執行猶豫（snspension of execution of the penalty）といふアブソリユウト・ヂヤスティス（絶對公正）の觀念とは相容れない二の觀念となつて現はれて來てゐるのである。

（三）

アメリカのリホーメートリーを出る受刑者は無條件で釋放さるゝのではない。彼の釋放はヨーロッパに於けるが如く、コンデイショナル（條件附）なのである。條件を附せられてゐる期間は、ヨーロッパではその極限は裁判上の言渡による刑のマキシマム（最大限）である。アメリカでは、ニユー・ヂヤーシー州のラーウエー・リホーメートリーでは法律上の刑のマキシマムにより、他の州では、六ケ月、一年、二年といふ風に期間を定めてゐるのである。

今日、アメリカでは、不定期刑はリホーメートリーや少年や初犯者やにばかりは限られてはゐないのである。例へば、ニユーヨーク州では不定期刑を適用せらるゝものは次の三種のものである。

一　リホーメートリー（エルマイラ）に收容せらるべき十六歳以上三十歳に至る初犯者

二　ステート・プリズン（州立刑務所）に收容せらるべき犯人。但し、此等のものは以前に禁錮刑を科せらるべき犯罪のために處罰せられたものであつてはならないのである。

三　勞役場（workhouse）其他の懲治施設に勾留せらるべき犯人

當て一九二五年のロンドン國際刑務會議に於て、合衆國政府の委員となつたスタンホード・ペーツ氏は、彼の出身地なるマサチユセツツ州では不定期刑の適用せらるべき犯人は次の五種類であると言明したのである。即ち

一　未だ十七歳に達せざる少年（勾留期間は十年期に至る）

二　十七歳以上の青年（十七歳以上のものも其勾留期間五年を越ゆるは稀れである）

三　丁年の犯人（其刑期は、三年乃至十年とか、六年乃至十二年とか、ミニマムとマキシマムとが定まつてゐる）

四　精神に缺陷あるもの（その期間はこの場合無期限なことがある）

五　のんだくれ（ドランカード）、物乞ひ、及び浮浪者（そのマキシマムは一年乃至二年である）

（四）

不定期刑とは別に、アメリカには刑事學者の興味を惹くものは、「精神に缺陷ある犯人のため」の施設で、ニユーヨーク州のナパノツクに一つ及びマサチユセツツ州のブリツヂウオーターに一ケ處ある。終りのものにはプリズン・フアーム（農場）と發狂犯人のアサイラム（收容所）が附屬してゐる。此種の施設の特色はもつとも明かにナパノツクに見出さるのである。

一九二一年五月二日のニユーヨーク州の法律には、十六歳以上の犯人にして精神に缺陷あるものにして、其犯罪により起訴せられ又は有罪なりと宣告せられたるものは、審理中又は裁判によりて言渡されたる刑に服するために、この施設に收容さるゝを得るものと規定されてゐる。尙ほこの外に、他の刑務所には矯正施設に於て刑に服することを言ひ渡され後に至りて診斷の結果精神に缺陷あるものと認められたるものは、またこの施設に收容せらるゝのである。而して確定刑期の滿了し又は不定期刑の如く刑期の法律上のマキシマムに達した時には、更らに改めて右の犯人について如何に處置すべきかの問題を決定する必要があるのである。普通の場合には、この施設の管理の任に在るものは、其者に尙ほ缺陷の存するかについて疑を挾んでゐる場合が多いのである。此場合には、管理の任に在るものは、犯人の精神狀態を確認することを判決を言渡した判事に申請するのである。判事は此に於てナパノツクの職員にあらざる二人の專門醫師を派遣するのである。若し專門醫の意見がこの收容者の精神には尙ほ缺陷があるといふことであれば、管理の任に在るものは、彼等の報告を判決を言渡した判事に送達し、判事は右の者は「法律によつて釋放さるゝまで」ナパノツクに留まるべきことの決定を與へるのである。精神に缺陷のある犯人を不定期刑間發狂犯人として拘禁しておくといふ可能性のあるは、「法律によつて釋放せらるゝまで」といふ幾分曖昧な文句によるのである。是に於て精神缺陷者の運命は、全く釋放の權限を有つてゐる管理者の手中に存するのであつて、犯人はもはや危險でなく自由にしても安全であるといふ彼の意見で釋放は定まるのである。

是に於てか、我々歐洲人にとつて興味のある問題は、

矯正図書館

アメリカ人の意見によると、どういふ種類の犯人が精神缺陷者の此のグループに類するものか、といふ點である。此の問題に答ふるものは、一九二七年の第五十六回のアメリカン・プリズン・アソシエーションの會議で採用されたデフェクテイブ・デリンケント（精神に缺陷ある犯人の定義である。その定義といふのは次のようなものである。

精神に缺陷ある犯人とは、病的焦燥性と結びついた精神異常のために、一般の矯正施設の正規の拘禁と訓練とに適せず、且つ此の施設にかゝる人間を收容することは他の收容者のために社會復歸の方法を講ずる上に非常な不利益となるといふような犯人を云ふのである。尙ほ、精神に缺陷ある犯人は、低能なのと暗示にかゝり易いために、勤勉と從順の習慣を養ふには特別の施設で長い注意深い訓練を要するからである。とかういふのである。

是れに由つて觀ると、此の定義の出發點は、犯罪の主体としての犯人の性格ではなく、むしろ受刑者社會の一員としての性質に存してゐるのが分明るのである。

更らに面白いのは、智能の程度を確認するために適用せらるゝ方法である。これはアメリカ流に改めたビネーシモン法で、質問に依るもので、質問に對する正確な解答が七十以上に出てないものは、其解答者は低能の部類に入れらるゝのである。しかしながら忘れてならないのは、現在アメリカには三十八ケの異つた國籍を有つてゐる移住民の大衆がゐることである。で、英語の智識の無いために、或人は時として低能のタイプの中に分類せらるゝことがあるかもしれないと想像しても、あながち誤謬ではあるまいと思ふのである。（未完）

Journal of Criminal Law and Criminology, November, 1929

豊野胤珍氏の訃

元典獄並に監獄事務官等に歷任し、本會名譽會員たる豊野胤珍氏は、昨年春以來病臥のところ、療養の效なく遂に四月十六日逝去せられた。本會松井會長は同氏が刑務官並に理事在職中の功勞を追想し、その靈前に香華料と花環を供へ、尙ほ左の弔辭を呈した。

元監獄事務官從五位勳四等豊野胤珍君の長逝を悼み恭しく弔辭を呈す

尸位の懺悔（九）

三水漁夫

○累進制の卵

その頃の私は階級處遇と云ふことも知らず累進制度と云ふことも聞かなかつたが、賞遇制度が有る以上は絶對不自由から賞遇に依り漸次幾分の不自由を寛恕し、誘導奬勵して假釋放に終るものとの固き信念を以て居た。ゆゑに私は常習的累犯者の如き到底假釋放の資格なき者は賞遇すべきものでない賞遇は善良なる受刑者を造る方便でなくして、善良なる國民に導く奬勵でなくてはならぬ、賞表を以て居るものは必ず假釋放すべき者でなければならぬ。この信念より私が勸めて居た所では有賞表者はいつも寡なかつた。しかし時たま善良受刑者製造の爲め私の所謂無資格者にも、種々な事情から責められて不本意ながら賞表を與へたことも有る。素より夫れは極めて少數である、がたとへ少數者にしろこれに就ては今以て私の信念を傷けた悔ひが殘つて居る。

それに横濱や其他各地の監獄にも有賞表者が頗る多數な所がある、然かも二個三個と賞表の數を重ねながら假釋放の資格のないものも亦澤山にある、これを見て私は濫賞だと思つた。賞遇條件で最も必要な「改悛の情顯著」は假釋放條件の夫れと共通である、賞遇條件で「改悛の情顯著」としたものが假釋放條件の夫れに當て嵌らぬのはつまり賞遇條件の嘘構で、たゞ賞遇したさの賞遇で賞遇の趣旨を誤つてをる。監獄内に限れる善良な受刑者を造らんとしてこの唯一の不自由寛和、良民生活誘致の一大美法が誤用さるゝを慨嘆し同僚にも話したのである、ところが同僚の中には「君の考へは消極的だ善良なる受刑者を造るもよいではないか、その中には善良の國民に誘導も出來るから」と反對さるものも多かつた、が私は善良な受刑者を造ることこそ消極的である、この美法を振り翳して善良國民に誘致する積極方策を徹底せしめねばならぬと思つた。

然るに其頃の賞遇は有賞表者でも赭色衣を着せて

矯正図書館

居る有様で、賞遇方法は現行法よりも物足らぬものが多かつた……現行法でも勿論さうであるが……特遇の階段をもつと設けたい、もつと社會生活に近づけたい、假釋放前にはもつともつと不自由より開放したい、と云ふ慾望に充ちて居たのである、階級制度とか累進制とか云ふ文字を考へ出すことは出來なかつたが、今で見るとその慾望は階級制度であり累進制度であるのであつた。

こんな慾望を持つて居る間に協會雜誌か何か名は記憶せぬが雜誌に、英國のマークシステムの記事があつた。マークシステムの記事は前にも雜誌で見たことはあつたが、その時はあまり頭にも響かなかつた、記事もまた行狀を點數に換算する方法だ位であつたように思うて居たが、後に見た時は表題を見て直ぐ頭にガンと響きこんだ、即ち點數制階級法とあつたようであつた。內容は行狀を點數に換算し一定の期間一定の點數を得れば上級に上し、或る點に達しないものは下級に貶す、上つた級で更に一定の點を得ればまた上級に上げる、最終は假釋放とする、上級に上る毎に待遇がよくなると云ふことだけは分つたが、具体的內容の不充分であつたのは洵に遺憾であつた。しかし私の熱望して居ることを英國で行つてゐることは頗る悅ばしかつた、いつか我國でも採用さるゝことを豫期して。

その後果して時の監獄局長谷田先生がこの英國の階級制度を具体的に譯されて、最初は謄寫版で東京附近の我々に示して懇切詳細に說き聞かされ更にまた印刷して配付された。これは先生が我々に對する行刑智識啓發の爲めの指導である。先生は常に汎く外國に於ける新刊の書籍雜誌を愛讀されて、行刑に關する事柄は勿論其他必要と認められたことは機會のある毎に講演せられて、我々の蒙を啓くに努められ後には毎月一回講話會を開催して指導に盡された、その度毎に、我々は新しき、珍らしき、有益なる糧を得たことは多大で今以て感謝に堪えぬ次第である。

この英國階級制度と云ふ我々に對する先生の啓發的指導は豫て熱望して居る私には赫々たる閃きであつた、斯く具体的に內容を示され、またその效果の見るべきものあるを敎へられたからには一日も速かに試みて見たいのであつた。そしてその組み立ては現行法規に悖らぬやう、その範圍內に於てまた現行

法規の賞遇制度をも取り込んで。しかし我が横濱では到底不可能である。それはこの制度に最も必要な獨居房が少いからであつた。これは小田原の少年を收容する分監で試みることにしよう、少年處遇には最も適切な方法であると思つたから。さう決心して前に述べた樣な仕組で、英國の階級制度に倣つた階級處遇規定草案なるものを造つて早速これを携へて監獄局に行き先生の御意見を伺ふたところ、先生は直ちに同意せられて草案の不備なる所を補正されたり、また懇切なる注意指導を承けたりして、こゝに始めて階級處遇規定が生れたのである、これを小田原分監に於て施行した。これが我國に於ける累進制施行の嚆矢だが、未だ累進制の卵であつた。これを一年ばかり試みたのち點數カードの煩雜などあつて改訂する必要も迫つて居たが、私はそのうち巢鴨へ轉勤することになつた。この卵も現行法規の範圍內と云ふ極めて窮屈な籠の中ではあるが孵化して相當な生育をしてをることゝ信ずる。しかし不定期刑を基礎とせざる累進制は到底完全なる發育を期待することは不可能である。このことに就ては更に卑見を述べる積りである。

その後豐多摩監獄の新築竣功と共に同所に於てもこの制度が行はれた、これが成年受刑者に對しての始めての試みだつた。爾來星霜を重ぬること約二十年各所に於てこれに類した試みもあるやうであつたが、その多くは作業督勵より出たるもので片影に過ぎないと思ふ。そして私の慨嘆する賞遇制度はこの長き歲月間依然として刑務所內に限る善良受刑者を造ることにのみ用ひられ、善良なる國民に誘致奬順する大使命は忘れられたるが如きで洵に遺憾の極みである。早く法令の改正を行はれて完全なる累進制の施行されんことを切望するのである。

○精神病者製造

巢鴨はとにかく大監獄であつた、大きいだけ「大男總身に智慧がまはりかね」で雨風にうたれても感じがなく、蚤蚊に喰はれても平氣であると云ふやうに思はれた。そして尊大と云ふことを如實にもの語つて居る。諸般の事物につき注意や戒飾をすると、此處は收容者が多いゆゑさう綿密には出來ん、こゝは吏員の數が多いゆゑさう嚴重に取締る譯にはゆかぬ、こゝは構內が廣いゆゑさう隅々までの注意は不

矯正図書館

可能だ。と神戸や横濱に居た私がこの大監獄へ來てやはり神戸や横濱のそれを以て律するの不可を嘲けるが如き口吻で。また井蛙が大海へ出てなほ井中の夢の覺めざるを笑ふかの如き態度でもの毎に此處は大きい、こゝは收容者が多いを連發し、その尊大心を振り翳して居る。私はこの彼等の尊大心が大男に智慧の廻りかねる所以で、またこの尊大心が此所の進歩向上を妨げる原因であると察し、先づ第一に全般吏僚の頭に泌みこんで居る尊大心を挫きこれを取り去らぬ限りは何事も成らぬし、また彼等の爲めにもよくないと決意し、着任當初は尊大心挫奪に努めたのであつた。そして行刑に「「此處は」、「どこはと」區別あるものでない、小監獄でも大監獄でも徹頭徹尾一樣でなくてはならぬと云ふことを。戒諭するばかりでなく、これは自ら範を示さなければ到底その効はないと考へたゆゑ、彼等がこゝは廣いと自負する構内を畫は二度も隅から隅まで廻り、夜も監房などを廻り、また吏員が多いから取締も届かぬと云ふ多數の看守に對し朝夕自ら點檢して、ゼ・バツハ流に帽の冠り方、劍の帶び方、擧手動作等の不正を矯めたり、また收容者が多いゆゑ事務を綿密に出來ぬと云ふ點に就ても三千餘の領置金カードの蒐計を雇員相手にやつて見たりしたのであつた、この私の努力の功か否かは知らぬが半ケ年もする間に「こゝは大きいから特別だ」と云ふ觀念がなくなつて、尊大心も消え大男ながら血脈の環りもよく人並になつたやうに思はれた。この上は更に大男は大男だけの使命を盡さねばならぬと覺悟したのであつた。

しかしながら「「此處は特別だ」と云ふものがなほ一つ存在して居る、それは精神病者の多いことである、この特別なるものゝ存在する理由は、こゝは收容者が多いだけ精神病者が多いそれで專門の醫師を囑託としてこれに當らしむることにし、そして專門醫を置く以上は近隣監獄の精神病者をも集めて精神病監を設けると云ふことになつたさうである。それゆゑ私の着任當時には三十名以上の患者が居た、その中には乱暴な者も居たが、多くは私の素人觀からしてはこれでも精神變調者かな、と思はれたものであつた、その後專門醫が出勤するたび毎に抗命の反則者や粗暴行爲の反則者があると精神病者として隔離するのである、さうしてこれ等の隔離者の樣子を熟視すると別に變つたこともなく前の反行を後悔し

て頻りに工場出業を懇情する、專門醫は一週間に一回の出勤ゆゑ二週間位隔離したこの反行後悔者に對し隔離解除を相談するもこれを肯じない。これ等の者は三週間も四週間もすると終に自暴自棄となり「おれを狂人扱ひにする」とて乱暴をし出し眞の精神病者となるものもある、また痴鈍なものや耳鼻の疾患あるものも精神病に準ずとて隔離さるゝものもある。こんな譯で精神病監は出すものは少くて入るものが多い、そして治療の方法としては耳鼻の疾患者にこれを施す位で、その他のものには只藥餌を與ふるだけである。何んだか精神病者製造の感じがする。また彼等の取扱ひに對しても精神病者と云ふ觀念から、たゞ乱暴させぬよう、もし乱暴すれば鎭制に努めると云ふ頗る單純なことで行刑の眞諦には殆んど觸れない憾がある。

私はこの特別なるものゝ存在は此處に限り永久依然たるものでなければならぬと信じて居たが、前述のやうな實驗から、存在の必要はあるが縮少も不必要だと思ふたゆゑ專門醫に對し、精神病者が漸次に增加するが專門的に診斷さるれば去ることながら行刑の本旨から見て今少しの手心は出來ぬかと懇談したら「監獄だから餘程手心をして居る、專門的に診斷せば幾百人になるか判明せぬがなほ減少することに注意しよう」と云ふので、夫では現在患者の中で到底治癒せぬものと、全快するものとを調べてもらひたいと云ふたら「大多數は全快せぬものである、アゝして隔離して置けば輕くはなるが隔離を解くと重くなる」とのことであつたから、それでは今靜肅な素人觀で精神變調者でないと思はるるものを試みに解除して工場へ出し、もし變調性を見れば再び隔離することにしたい。先日來入監した者の中にも精神病監より放免になつて間もなく再入し、現に工場でよく働いて居るものもある、當所では精神病者として別扱ひをしたものが、外間では精神上何の故障もないとて判決も普通一般同樣に受けて居る、現在患者中にもこの類が澤山あると思はるゝゆゑ、と云ふ譯で專門醫の諒解を得た、そこで精神病監に於て病者として無科程ながら作業に從事するものに對しその仕事……鼻緒の眞繩とマニラ麻織ぎ……の科程數量を記憶し、且つ科程を了したもので此所へ隔離して以來發作せぬものを先づ工場へ出し、他のものには反則行爲なく科程終了せば工場へ出すことを懇諭

矯正図書館

したところ、二三ケ月の後には殆んど病監内で作業をするものなきに至つた。中にも病監へ逆戻りをさせたものもあつたが夫れは極めて少數であつた。

そして一面獨居房に居て時々發作するものに向つては、病氣は自ら求めて居るのである決して精神病などではない、現に此間まで澤山居つた人々が全快して今は工場に歸つて働いて居る、これ等は精神病でない證據であるおまへらも精神病でないと自覺せねばならぬと說き聞かせ、一面また看守等に對しても精神病者を精神病者として取り扱ふことを嚴禁し且つ彼等をして精神病でないと云ふ信念を固持せしむることが最良の藥餌であることを示した。かくして日を重ぬるに從ひ發作の止むものもありまた發作の度を減ずるものも出來た、夫等は雜居房に移し又發作の甚だしきものは再び獨居に入れなどして居るうち、雜居房から解除して工場へ出すものも漸次多くなつて來た。この中にも病監へ再三歸したり出したりしたものも有つたが、終に最初約五十名も居たこの病者が二ケ年ばかりの間に七八名に減少した。そして工場に出したものは其後三年も五年も些かの精神上の變調も見ず、また健全の身心を以て放免したものである。殘留した七八名は手段でも方便でもまた藥餌でも到底反應のないものでこの處置には閉口した、當時は執行停止をしても公私立の精神病院では引取らぬし無論親戚等の引受はない。つまり滿期か死ぬかを待つと云ふ次第であつた。夫れも私の在任中滿期や死亡で五六名減じ、私の去るときは僅かに二名だけであつたと思ふ。しかし其間に絕對に精神病監に入れぬと云ふ譯ではなかつた。入れたものも相當に有つたが出す方が多い爲めでこの結果を見た。そして精神病監は不用となり、普通病監を他に新築すると共にその病監も準未成年監となつたのである。其後もなほ精神病監の必要はないと思はる……斯かる特別多人數を收容する……縮少策から終にこの特別ものも無くなつた。

この私の精神病者減滅策には專門家は素より一般醫學上よりの批難は甘受する、この頃まで引續き高唱さるゝ精神病と犯罪の關係、犯罪誘致の疾病根治の二點だけに就ても相當攻擊さるゝ材料にもなるであらう、私は批難攻擊は却つてこれを悅ぶ、が夫と共に机上論でなく實行の域に進むことを希望するのである、しかも刑罰と云ふ主體を損せずして。私も

犯罪者の大多數は精神病者である、犯罪の誘因には諸種の疾病もあると云ふことは否定するものではない、中にはさう云ふものもあるから。しかしこれは精神病者だとして智能も發達し作業能力もある誰が見ても只常人と異なるところは時々興奮するだけのものを病人扱ひにして教化を爲さず、作業訓練も施さぬ如きはあまりに刑罰を度外視した取扱ひであると思ふ。兎に角精神病者なればその程度に依りて教化の方法も考慮して適應なる手段を要し、作業訓練に就ては殊に現症及び將來を考へて恰適なる業種を選び課するは當然であるが、かりそめにも刑罰と云ふ主體を破壞するが如きことがあつてはならぬ、また犯罪誘因たる疾病根治に就ても病者をして監獄は無料治療所である、刑罰の名に隱れて治療を爲すといふやうな念を起さしめてはならぬ、これ亦刑罰主體の破壞である。これ等は當然のことであるが序に述べて批難の伏線の一端ともせん。

○大男の使命

こゝは大監獄であるといふ自負心はなくなつたが實際は日本一の大男である、從つて衣食住の費用は大したものだ徒らに金ばかり使ふが能ではない、ここに大男たる使命がなければならぬ。その使命の第一歩として先づ衣食の費用だけは働き出すこと、尤もこれは敢て大男だからと云ふ譯ではない、どんな小さなものでも當然である故になほ一歩進めて自營自給厘毛と雖も補給を受けぬこと、なほ進んでは自給の餘剩を多くすること、これが大使命である、とその頃では夢想にも及ばぬことながら一縷の希望を持つて居たのであつた。

巢鴨には刑事被告人のやうな遊食者がない、また有利なる官衙の委托業がある、受負業も割りによいこの上官司業を擴張せば自營自給の程度には進むであらうと吏員一同の努力はすばらしいものであつた。それで二年目には衣食費を償ひ得る第一の階段は上つたが、第二の自營自給には達しさうにもなかつた、ところが歐州戰亂と云ふ好況に出會つた爲めか、更に三年にして自給に達しその翌年よりは第三の希望たる監獄費全額を償つてなほ餘剩あるに至りこの餘剩は爾來年々多額に上るのであつた、これで多少大男たる面目を施したのであるが、この收入增加は敢て私共の努力ばかりではない。地の利、委托

矯正図書館

作業の傳統、と今一つは四年目ごろから累犯者のみの收容所となつたからである。

行刑の本旨は決して收入を目標とするものでないと云ふことは明らかである、この收入は行刑の副産物である、その副産物がこのやうな好成績を得た以上は主産物の成績はどうかと思ひ、慥か大正九年の春頃だつたであらう、これを取調べて見た、この書類は多分巣鴨に現存して居るであらうが今數字は記憶せぬけれども大体次のやうであつた。

大正五年より同七年まで三ヶ年間に釋放した者の中で鍛冶工、洋裁縫工、木工、革工、印刷工、藤細工に二年以上就業し普通一人前の働きを爲す者の釋放後の生活狀態は、

習得業	同業を持續する者の歩合	一日平均所得金
鍛冶	四分の三以上	四圓乃至二圓
洋裁	四分の三未滿	三圓乃至二圓
木工	三分の二以上	四圓乃至二圓
革工	同	三圓乃至一圓五十錢
印刷	約半數	記憶せず
藤細工	同	同

そしてこの收得者は殆んど皆家庭を有して居た。殊に鍛冶を習得したものが最良でその内には宏大な工場を設けて常時職工の五六十人も使用して居るものも有つた。また洋服裁縫者も徒弟を養うて共に製造し、店舗を設けて盛大に營業するものも有つた。

爾來十年經過の今日では一層着實に進展し居ることと思はるゝが、これ等の殆んど皆は累犯者であるゆる近來の不景氣風に醸られて再び挫蹶せないよう祈つて居る。

海外時報

感化しない感化監

—— Reformatories that do not reform ——

「普通に信ぜられてゐるとは丸で反對で、リホーメートリー（感化監）を出でたものはリホーム（感化改善）されてゐないのである。」

少くとも、これだけのことは、最近ハーバード大學（米國マサチユセツツ州ケンブリツヂ市に在りて、米國合衆國の最古の大學で、一六四二年始めて開かれたのである。名稱は大學の敷地の寄附者なるヂオーン・ハーバード〔John Harvard（1607—1637）〕を記念するために選ばれたもので、一六三九年初めて Harvard College（ハーバード カレッヂ）と呼ばれたのである）の教授シエルドン・グリユック博士及仝氏の夫人イリーナー・グリユックが一九一一年—一九二二年の間にマサチユセツ州のリホーメートリーを出た五百十人の釋放者の生活の記錄から得られた發見なのである。彼等の八十パーセントは釋放後五年乃至十五年に及んでも尙ほリホームはされず、犯罪生活をつゞけてゐたことが分明かつたのである。

以上は、今度グリユック博士夫妻の著した「五百人の犯罪生活」（"500 Criminal Careers"（クルミナル キヤーリアーズ））といふ書物に記された事實であるが、同じハーバード大學の社會倫理學（Social Ethics（ソーシアル エシクス））の教授リチヤード・シー・キヤボット博士は其序文に於て、「この事は、特にこの種類の施設中で最も秀でたものとせられてゐる。此のマサチユセツツ・リホーメートリーにのみ對してゞはなく、一般にリホーメートリー・システム（感化制度）なるものを呪うた證據の一斷片なのである。このリホーメートリーではこのシステムは効果を擧げてゐないのであるが、しかし、それでは別なリホーメートリーで良い効果を收めてゐるかといふに、それについて何人も未だ聞いたことはないのである。」と、曰つてゐるのである。

この「五百人の犯罪生活」なる書は、三年間に亘る熱

矯正図書館

心な徹底的な調査の結果に成つたものである。前にも記したやうにグリユツク博士はハーバード大學の法學部のクリミノロジー（犯罪學）の教授で、グリユツク夫人は教育學の博士號を有つてゐる人で、教育家であり且つ社會事業家で、現在ではハーバード大學に設けられてゐるハーバード・クライム・サーベー（犯罪調査部）の助手を勤めてゐるのである。犯罪問題のやかましい今日、この書の上梓は明かに其機を得たものといへるのである。この書を要約したものともいへる其序文で、キャボット博士は更らに次のやうに述べてゐるのである。

『この研究は、マサチユセツツ・リホーメートリー（恐らくアメリカ中で最良なもの〻一つであらう）がこの書中に擧げられてゐるケース（實例）の八十パーセントでは其爲さんと欲する所のものに於て明かに失敗してゐることを示すものである。此等の人間は決してリホームされてゐないのである。彼等は平氣で其犯罪生活をつゞけてゐるのである。

若し此のリホーメートリーにして、一般社會公衆を威嚇して機會的の犯人を出さしめず、實際この施設に收容されてゐるものの奪掠から社會を防衛する役に立つたとしたならば、これは一箇のリホーメートリーとしての仕事ではなく、プリズンの仕事であつたのである。これが所謂「リホーメートリー」の爲し能ふた凡てゞあるならばリホーメートリーといふ名とリホームするといふ努力とは放棄せられなければならないのである。玆に至つてはリホーメートリーは全く失敗といふべきである。これは其職員が無能で非難すべきものであるといふのではなく、それは現在このリホーメートリー並びにアメリカの所謂リホーメートリーの大部分のものに於て實行されてゐるメソツド（方法）がその目的を達成することができなかつたといふことになるのである。

然しながら、この事は決して驚くに足らないのである。むしろかうならなかつたなら、その方が却つて驚くべきことであつたらう。正直な勞働に何等の興味なく、生活のきづなとなる家族關係の極めて薄弱な、犯罪と放埒無慚な習慣に全く慣れきつてしまつたもの、かういふ人達が、單に一年か二年或る施設の中に拘禁されて、彼等の將來の生活や現在の趣味とは何の交渉もなく選ばれた、教育上の價値からではなく、ただ經濟上の結果のためにのみ行はれてゐる作業なるものを無理やりに科せられてゐるといふ理由で、どうしてかういふ人達が惡い習慣を棄て〻而して良い習慣を養なうやうにならなければならないのであらうか。と、自分は言ひたいのである。

現在のリホーメートリーといふ制度がどうして人間をリホームすることができやうぞ。自分の經驗では、世の中に惡習慣よりも岩丈なねばり強い頑固なものは、たんとはないのである。これは數ケ月のアンペイド（賃金を支拂はない）な面白くない强制作業の結果變化するものではないのである。短時日の拘禁生活でかういふ惡習慣を改めるといふことは、魔法でない限り、恐らく何人もその方法を知つてゐるものはないであらう。

リホーメートリーのシステムの大缺點ともいふべきものは二つある。職員少なく俸給も惡く、且つ作業が無趣味で教育價値がないものなので、リホーメートリーの收容者は大部分個性を有つた人間として取扱はれてはゐないのである。收容者の分類は眞劍に試みられてはゐないのである。低能者も精神に疾患あるものも、常習犯者も初犯者も、凡て一緒に收容されてゐて同じ樣な處遇を受けてゐるのである。

たとへ犯罪に處するの道には、誤りはなかつたとしても、此の點にはたしかに大きな拙劣さが存してゐるのである。しかも、それは政府の淺見な經費節減の政策から出たもので、更らに其源をたづねると、一般公衆の行刑に關する無智と無關心と、一層甚しきはその嫌忌の情とに基いてゐるのである。しかし誤解を招く虞もあり、且つは公正を維持するためにも、玆に言つてをかなければならないことは、非難は行刑上のシステム其ものに存するのであつて、職員に存するのではない、といふことである。

實際に就いて見ればよく分明かるのである。グリユツク氏の擧げた五百十人のリスト（表）に現はれて來るコンコルド・リホーメートリー（Concord Reformatry）の收容者の普通のタイプのレコード（身分帳）を一覽してもらいたいのである。

かういふ輩は、このインステイテユウシヨン（施設）に入つて來る前に已に一人前のクリミナル（惡党）で大抵は都市のスラム（貧民窟）に住んでゐる無學文盲の、貧しい子澤山の、しかも前にも犯罪者を出してゐる大きな家族に生れてゐるのである。

彼は外國人を兩親に有つたアメリカン・ボオン（アメリカ生れ）である。

ケース（實例）の六十パーセントでは彼はブロークン・ホーム（壞れた家庭）から出てゐるのである。

ケースの八十パーセントでは、彼は十八才になる前に

矯正図書館

その家をとび出して、十四五の時分ふと見つけた不慣れな賃金の安い仕事を、不規則にやつたりやらなかつたりして、諸處方々をさまよい初めるのである。犯罪行爲は已に十六才の時に初まつてゐて、リホーメートリーに送られて來るまでには、此等のボーイズは大概は四回位上げられてゐるのである。

彼等は主もに窃盗をやつてゐるのである。表によつて見ると、彼等の二十一パーセントは低能である。

彼等は十二ケ月乃至十五ケ月リホーメートリーにゐるが、其處に在る間大抵は何等の職業をも習得してゐないのである。假釋放で其處を出た後の彼等は、假釋放係（parole officer）――リホーメートリーの職員で、表によるとその八十パーセントのものは一ケ月に一回彼等に會見するかしないのである――の語る所によると、其半數は不成功に終つてゐるのである。假釋放期間を滿了した後も、彼等は依然として懶惰放縱で浮浪の生活をつゞけてゐるのである。リホーメートリーで出精して習得した職業に勞働するものは三分の一より少ないのである。しかし、再び犯罪生活に入るものでも、さすがに彼等のリホーム（感化）以前のやうに甚しくはないさうである」

Literary Digest, March 1, 1930

第十回國際刑務會議

―― The tenth International Prison Congress ――

第十回國際刑務會議は、一九三〇年八月二十五日より三十日まで、チエコスロヴアキヤの首都プラーグ（Prague, Czecho-Slovakia）で開催せらるゝ筈である。

會議のプログラムは已に作成せられてゐて、次の諸問題が討議せらるのである。

一、犯罪防止（Prevention of Crime）

二、諸國家に於ける刑法の根本原則の統一（Unification of the Fundamental Principles of Penal Law in different Countries）

三、不定期刑（The Indeterminate Sentence）

四、受刑者の賃金（The Payments of Prisoners）

五、受刑者の娯樂（Recreation of Prisoners）

六、刑務官吏の實務並びに科學に關する教習（Professional and Scientific Training of the Prison Staff）

七、獨居拘禁（Cellular Confinement）

八、被告の履歴調査の必要（Necessity of Knowing the Antecedents of Defendants）

九、プロベーション（日本の少年法に謂ふ所の觀察に似た制度で成年にも適用せらるゝもの）及び其諸國家間に於ける組織化（Probation and its Organization as between Different Countries）

十、犯罪の動向並びにその原因の研究についての國際協力（International Cooperation for the Study of Changes in the Movement of Crime and its Causes）

十一、少年審判所並びにその補助機關（Children's Courts and their Auxiliary Service）

十二、少年犯人の處遇改善（the Best Treatment of Juvenile Delinquents）

このプログラムの外別に遊覽並びに種々のもてなしの準備中である。プラーグは過去一千年間チエツク民族の政治的並びに智的生活の中心となつてゐたもので、民族の發達變遷の跡を尋ぬべき歴史的記念物は市中に遍く、旅人の感慨を深うせしむるのである。

此の會議（コングレス）に列席の傍、恰も今度ベルリン郊外に完成せられたる近代的のプリズンや其他歐洲大陸の處々のプリズンの視察するのは最も利益多かるべく、且つはアントワープ（伯）に國際博覽會を訪ふのも興深きことである。クツク旅行會社との協定による豫定團体旅費は、三等船賃（ニューヨークより）は税をも含めて二百三十二弗で、歐洲上陸後の費用は、汽車賃、食事、ホテル室代ホテルのテイツプ、見物費並びに荷物運賃を含めて、一日十三弗である。

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1930

因云。チエコスロヴアキヤ（主としてボヘミア及びモラビヤのチエツク族、並びに、ズロヴアキヤのスロヴアツク族より成る）は、世界大戰の結果古きオーストリアハンガリー帝國の瓦解するに及んで、民族多年の忍苦と努力とは玆に初めて報ひられ、オーストリアの羈絆を脱するを得て、遂に一九一八年十月二十八日革命の中心地たりしプラーグに於てチエコスロヴアキア

矯正図書館

共和國として公式に宣言せられ、一箇の獨立國として認らるゝに至つたのである。爾來、中歐に於ける最も進歩せる最も繁榮なる國民として世界の視聽を動かしてゐるのである。

現任大統領ドクトル・マサリーク（Thomas Garrigue Masaryk）（大戰前まではプラーグ大學の哲學科の教授であつた）は、共和國創設以來今日に至るまで、已に三回引續き共職に選まれてゐるのであつて、去る三月七日は恰も翁の八十回の誕辰に相當し、盛大な式典が擧行せられたのである。大戰勃發以來、翁がチェコスロヴアキアの獨立のためにつぶさに嘗めた艱難辛苦は一朝一夕の談ではなく、チェコスロヴアキアの「父」として深く國民の尊崇をかち得てゐるのは偶然ではないのである。　F. N.

第十回國際刑務會議の議案については、昭和四年「刑政」三月號に大塚鄕二氏の詳しい報道が掲げられてゐるから參照せられたい。

× × × ×

看復興大東京　左座金藏

燦然爾作大東京　到處花開桃與櫻
十二都門春正半　人工天巧一時生

謁多摩陵

北去王城十里餘　御陵橋在翠羅裾
白雲鎖處人同哭　高尾山頭春日徐

歸路入吉野山讀小楠公不歸詠

生還何望答天恩　五七字中留淚痕
春尙寒如意輪寺　延元陵畔聽啼猿

春日偶成　椽軒中江巽

春光駘蕩萬櫻開　散步先登城北堆
花外分明煙水碧　布帆片片去還來

松軒湯淺芳治

尋花吟步入春山　小路遙通桃李間
鳥語泉聲添景趣　恍疑身是在仙寰

桂軒主稅鐵雄

老樹花開運日麗　江南春色映青袍
野亭獨坐且吟望　何處漁人歌唱高

三千年の歷史は新し　春陽輝やかに

皇弟高松宮殿下御台臨

八王子少年刑務所長　武田又市謹述

國闢けて我が皇室が民草の上に御仁慈を垂れさせ給ひしことは三千年の歷史の誇りとする所であります。這回御直弟高松宮宣仁親王殿下が竹の園生の御身を以て我が八王子少年刑務所に御台臨爲被在親しく罪の汚れに泣く罪囚生活の實際を御巡覽遊ばされましたことは三千年の歷史を目のあたりにして洽ねき皇室の御仁慈に只々恐懼し無限の感激に涙するのみであります。

昭和五年といふ年は我等行刑事務に携はる者にとりましては何といふ光榮に輝く年でありませう！　蓋には一月二十四日に高松宮殿下小菅刑務所に翌二十五日には小田原少年刑務所に御台臨今又三度我が八王子少年刑務所に御台臨の光榮に浴しましたことは單に三刑務所の光榮として又は我が刑政史上の誇りとして永く歷史に留むるのみでなく玆に行刑の前途に一新紀元を劃しまして上　皇室の御仁慈に酬ひ奉るところがなくてはならないことを感ずるのであります。

私は只今この無上の光榮に感激しつゝ當日の御模樣を卒直に而も詳述して全國刑務所の方々へ洽ねくお頒ち致したいと考へるのであります。

昭和五年四月五日第二皇弟高松宮殿下八王子少年刑務所御巡覽！此の御事實は同月一日行刑局長より豫報を拜承いたしまして殿下並妃殿下が御渡歐を目睫に落へさせ給ひ萬端に御多用に渉らせ給ふ中にも社會事情に殊の外御留意遊ばさせたまふ御心を拜察しまして職員と共に感泣いたしました。わけても私は海を越えた北海の一偶から當所に轉勤しまして日も僅かに四ヶ月でこの一代の大光榮に浴しますといふことは恐懼感激名狀し難い心の中は申すも愚なことであります。近き前に小菅、小田原の二刑務所に高松宮殿下御台臨の光榮を賜ひ其の以前に伏見秩父の兩宮殿下巢鴨刑務所に御台臨遊ばされました御事を拜聞致しまして皇室の無邊なる御撫愍の御宏德に感泣して感佩措く所を知らなかつたのであります。

社會に落伍して堅き鐵扉の中に罪に泣く收容者は等しく社會の一員たることを忘れられて兎角に一般社會の人々から虐げられそして疎んぜられ勝でありますのに上　皇室におかせられては全く陛下の赤子として御愍みの大御心を煩はせ給ふ御事を偲びまして余りに社會の人々の無

矯正図書館

理解を痛嘆させられたのであります。

當所の收容者は前に高松宮殿下御台臨の光榮に浴しました小菅、小田原の二刑務所の收容者とは全く其の素質を異にして居りますのでこの無上の光榮に浴することの喜びに輝きつゝも萬々一御不敬の事どもあつてはと考へまして幹部職員とも協議の結果極秘裡にそして緊張裡に奉迎の準備一切を終つたのであります。奉迎の準備と申しましても何事にも華を去り實を尙ばせ給ふ殿下の御心を拜察しまして何等の裝飾をも施さず只御恐ざはりならざるやう室々の整備洒掃に美を求めたのであります。形は平素其の儘ではありますが眞摯其のまゝなる全所員の心の溢れは奉迎日和に映えて如何に美しく爽やかであつたことでせう。

永久に輝く四月五日

「海の宮樣」高松宮殿下には當日午前九時二十分八王子市桑都公會堂に御着海軍志願兵の實情御視察を遊ばされまして御父君にましませし先帝大正天皇の神饌まらせ給ふ多摩御陵に接する淺川町帝室林野局林業試驗場に御成り御壹餐の後多摩少年院御巡覽、午後二時三十分當所に御台臨とのことでありましたので私は午前少年院に先着しまして殿下を奉迎致しました。同院の御視察は約一時間で御終了遊ばされましたのでそれより直ちに當所へ御台臨遊ばされました。同院から當所へ御成りの際殿下には松井行刑局長を顧みさせて「同乘せよ」との御言葉がありましたので御陪乘申し上げ自分一代の特別なる光榮に浴したと局長は話されました。それは謹厳なるおもゝちの裡に溢るゝ感激が窺はれました。御豫定よりも稍早く午後二時二十分松井局長、山口御附武官御陪乘の殿下の御召自動車は八王子少年刑務所の玄關にお着遊ばされました。當所保健技師、看守長以下職員一同、當區裁判所本谷判事等玄關前に奉迎申上げました。

殿下には海軍中尉の御常服を召され奉迎の職員に厚き擧手の御會釋を賜はりそれより私は直ちに御休憩所に御案内申上げ奉り松井局長の御紹介にて私に拜謁を賜はりました。次で保健技師小俣省一郎、高野嘉幸、八王子區裁判所判事本谷暢晉等の資格者に列立拜謁を賜はりました。御休憩所と定めました室は至つて狹いものですから眞に咫尺の間に奉伺拜謁したことは全く長れ多い次第でありました。これは當日拜謁を賜はつた人々の等しく感慨の口から洩された言葉でありました

當日朝殿下が未だ桑都公會堂に御視察の時分松井局長、芥川衛生官等先着されまして準備の模樣等を檢分されましたとき局長より

「殿下御巡覽前御休憩所に於て當所の施設等に付私から詳細に御說明申し上げよ」との事でありましたので此の事は余りにも突然であり俄かの事でそれに私は素より嘗て高貴に拜接した例しもなく全く禮に閑はざる野人、加ふるに衲にして口に訥まるといふ方ですから思はず冷汗を覺えたのであります。

御休憩所は中央に殿下、其の左側に松井局長、大原保護課長、芥川衛生官、鈴木少年審判所長、右側に山口御附武官と

いふ順で私は其の一隅に伺候して居りましたが拜謁が濟みましてから

當所沿革の概要
集禁の區域
收容者の素質と分類
當所行刑の目的
處遇と施設
教育と運動の目的及設備
收容者の氣候に對する事象の概況
作業の施設

等に就きまして御說明申上げましたところ殿下には一々首肯かれ給ひ御熱心に御耳を傾かせられて居られましたのにはありがたき極みと背汗を禁じ得なかつたのであります。私の說明の到らぬところは一々松井局長から補足して頂き、殿下からも局長に御下問があつたやうでありましたが總身恐懼と感激で溢れて仕舞ひました私にははつきりと拜聞することが出來ませんでした。

御說明申上げました中當所行刑の目的につきましては形式上行刑の文字を使用しては居りますが實質には治療教育であることを御說明申上げ、收容者の種類素質につきましては普通少年刑務所の收容者と全く異なつて居ります狀況と之等の集禁者と性能、智能檢査の結果類似個性を三分するまでの經過、處遇と施設につきましては一般行刑の主眼たる規律訓練の當所に不適當なる所以と自然の中に個性の發露を索むる目的の諸施設を致し居ることを詳細に御說明申上げました。

御手許には諸統計及圖解圖表等を奉呈して其の余の詳細をそれ等によつて御高覽を願ふことに致しました。

御說明後私の先導にて殿下には御輕快な御歩みを構内に運ばされ給ひまづ教誨堂に成らせられて當所教育の實況に御覽ぜられ次で居房御視察に先立ち持續浴の構造に御目を止めさせ給ひ行刑局長より御說明申上げ種々御下問あり特種行刑の第一御印象を御刻み遊ばしたやうに拜察致しました。構内各所御巡覽はことみな御興味あらせられましたやうに拜しましたが居房御視察にはわけても御興を感じさせ給ひ現收容者の一人が嘗て獨居收容中其の居房の房扉及柵等を自己の口の届く限り上下に悉く嚙り而も其の巧妙なること恰も鼠害の如き觀あるを御覽ぜられて長れ多くも室内に御尊體を入らせ給ひやがて玉指を觸れさせ仔細に御覽あらせられましたことは隨伴の一同只々恐縮するのみでありました。雜居室にも親しく入らせられ室内の狀況を具さに御覽ぜられそれより特種施設の一たる圖書室、娯樂室に入らせられては行刑痛苦の中にも尙ほ斯くの如き修養慰安の施設のあるを喜ばせ給ふの御氣色あり、圖書室御巡覽のとき

「高尙な本があるな」

との御詞を賜はり尙ほ同室御退出の際收容者が壁に落書せしものに御目を止めさせ給ひ二三歩玉歩を返させて御覽あらせられ給ふなど殿下が如何に御視察に御細心であらせられ給ふかを拜察して長き極みに感じました。それより炊事場に御先導申し奉れば炊爨の事況及當日の夕食を覽あらせられ

「ライスカレーだな」

矯正図書館

「何時もこんなか」

との御下問もあらせられましたので「時々異つた献立を作つて居ります。今日はライスカレーで御座いますので香の物の外他に菜は與へません」と奉答致しました。次で工場に御先導申し奉れば殿下には就業狀況（風船張工）に御注視遊ばされて

「釋放者は如何にするか」

との御下問がありまして釋放者の保護につきましては相當に困難を致して居りますると御答へ申上げました處首肯かせ給ひ之れより運動場に御先導申上げました

當所の運動につきましては殿下御休憩室に在らせられましたとき午前中一時間は基本体操、午後二時間は自由運動を施行致して居りますことを御説明申上げて置きましたが殿下御巡覽の際はこの午後の自由運動の時でありましたので運動場には北組工場の收容者が場内一面に擴がつて夫れ〳〵運動して居りました。當所構内には幾十年を經たる櫻樹の大木各所に點在して而かも近年稀有の暖氣に花や眞盛り裝を凝らして花幔 天を蔽ふの景あり。當市櫻花の一名所として市人の觀賞する處今期殿下松井局長を陪乘せしめて當所に到らせらるゝ時此この花を御覽ぜられ

「いとも美事なる花よ」

と御觀賞あらせられし旨松井局長より拜聞し果報の櫻よと考へて居りました。

運動場に其一大樹ありて花まさに盛り春陽に映えて色更に芳ばしく殿下御合臨を寿ぐにさもにたり。塀外指呼の中に高く浮ぶ武相の靈峰高尾の山麓此處に迫りて清爽たる殿下の御英姿は更に〳〵神々しく拜せられたのでありました。

前に謹述致しました如く萬々一の御不敬を懸念致しましたことゝ、殿下御成りの眞實を告ぐれば爲めに收容者が餘りにも謹慎の意を表する爲め却つて平素の狀況が窺はれませんでは親しく御巡覽の御眞意に遠ざかりますかと考へましたので收容者には殿下御合覽の御事は豫告致さなかつたのであります。それ故收容者は平素の如く十分に運動場で運動を續けて居りました。

殿下にはこの運動場の中を收容者が或は捕球に、蹴球に、庭球に右往左來する中を常に御快活なそして和やかな御氣色に御微笑さへ湛はせ給ひて御覽あり殊に殿下の御前とも知らず素裸になつて角力する狀景をいとも御興深げにしばしブールの傍に立たせ給ひて御覽あらせられしことは若き海の宮樣の御名にそぐひ奉ることと隨伴の人も思ひは同じならめと獨り恐悦申上げて居りました。やがて玉歩は隨伴の松井局長、大原保護課長、山口御附武官、鈴木少年審判所長等を促がして南組工場に向はせられたまはんとするとき眞に突如！ 庭球のボールそれて殿下に向つて飛んで來たのであります。御先導の私は思はずハット胸を躍らせて身を挺して手を擧げ球を受けましたが球は私の手に確かに觸れて殿下の御前にそれましたので殿下はいとも御氣輕に御手を以て之を拂はれました 殿下には少しも御變りなき御態度の中に御微笑なされて居られました。此の御寛容の恵を拜しまして一層恐懼に堪えませんでした。それこそ眞に〳〵冷汗三斗の思ひを致しました。それより南組教場へ御先導申上げ仝所では收容者の教育成績品を御覽ぜられ松井局長、大原保護課長、は色々の質問をなされて殿下御視察の御資材を補はされました。續いて南工場の風船作業を御覽あらせられましてから當所の特殊居房であります鎭靜室——と申しましても一般刑務所に構造されてあります斯種のものとは全く室の構造を異にして居りまして當所では隔離室と通稱して居りますー—へ御先導申上げました。構造の具合で採光の充分でないそして塗りもの、臭氣と重苦しい空氣の滿ちたこの室に殿下は御入り遊ばされ稍暫らくの間室内を仔細に御覽遊ばされ御説明に御心を留めさせられました何事にまれ殿下の御研究心の深くあらせらるゝには御隨伴の人々と共に恐懼致しました次第でありました。

考査室には特に當所收容者の犯則品を列べて御參考の資材とも致しました。

殿下には

「他所の考査設備と異る特種の設備はないな」

との御下問がありましたので特異なもの、は御座いませんと奉答致しました。

御合覽が終りましたので再び御休憩所へ御先導申し奉り殿下には玆に御休憩あらせられ松井局長より本日御合覽を忝ふいたしました御禮を言上せられ私も御許しを得て御禮を言上致しました。殿下には御會釋を賜はりましたのち

「風船張作業では直ぐに社會生活の役には立つまいな」

と御下問がありました。

この突然なそして、專門家的私等の肺腑を刺すやうな御下問には私は全く恐懼してしばし顏を上げ得ず御答さへ頓には出ませんでした。松井局長から「當所の作業に就ては常に心勞して居りますが收容者の素質が作業の選定を困難ならしむることや耕耘作業が當所行刑に最適の作業でありますが土地の購入に困難なる現狀等」を奉答せられましたところ殿下には一々首肯せ給ひました。

雲井にまします各宮殿下が下情に御精通遊ばされ給ふことは豫て拜聞して居りましたが今日御皇弟高松宮殿下からこの御下問を目のあたりに拜しまして如何に醜草の身の上を御念慮遊ばさるゝことの御厚きかに幾度か恐懼感泣せずには居られませんでした。

アゝ殿下の御恵み厚きこの御一言こそは寔に斯界にとりましての黎明であり又他日全國幾万の罪囚が拜聞致しましたときそこに根强く芽生える甦生の雄叫びの如何に力あるかを想到するのであります

殿下のこの御言葉は我等に新しく大なる教訓を與へられ給うたことを痛感した次第であります。この御教訓は私の將來に、永遠に感銘して又新らしき希望と微力を竭すの覺悟を堅く胸に秘めたのであります。

殿下を奉送して

御附武官より承れば殿下當地へお成りの後高輪御殿より「可成急ぎ御歸還あらせられたし」との御知らせがありましたとの御事でありました。

矯正図書館

殿下の御日常が斯くも御繁忙に渉らせられる中を御寸閑の御やすらひもなさせ給はず遠く當所に御台臨遊ばされ給ふ御尊慮拜するだに畏き極みであります。

御休憩中殿下には極めて御打ち解けの御態にて奉呈せる御茶を召され種々御下問御歡談あらせられました後午後三時七分御氣色いとも美しく御還啓仰せ出され玄關前にては長くも御尊體を私の方に向けさせ給ひて特に御叮嚀なる擧手の御會釋を賜はり私は感激之を久しくして頓には頭も上げ得られませんでした。

殿下には自動車に山口御附武官を陪乘せしめられてお召しになり長くもお躬ら車上の塵除け硝子を御立てになり所員の奉送に擧手御會釋を賜はりつゝ轍の音輕やかに御歸還遊ばされましたのであります。

御台臨中の殿下は終始御學究的であらせられたことは申すまでもありませんが御尊容を拜すればいとも御氣輕にてそして極めて平民的で隨所に配置しある所員に對し一々御擧手の御答禮あらせられ又殿下を慈み給ふ御情け深き御心が到所に拜されたのであります。

殿下には御丈高くあらせられますのに私は又格別短軀でありますゆゑに御巡覽中御下問の時など態々屈ませたまふなど長れ多いことが幾度も御座いました。下僚の情に富ませ給ふ御葉御身お躬ら車上の塵除け帘子を立てさせ給ふ御優情を拜し御追慕限りなく感涙滂沱として禁じ得なかつたのであります。

此の日や九十の春光朗かに、風謐まりて多摩の名の其の名も清き淺川に大和心の表徴なる櫻の花の影やどす咲きも揃はね散りも初めぬ風情こそげに我が溫容の若き高松宮殿下行啓の日和にこそ相應しけれ。

感激滿溢の私は限りなき御慕しの若宮高松宮殿下の御影を偲びつゝ素懷あり。

君臣父子の情義は我が國體の精華にして建國三千年の歴史と共に海外に冠絶する處にして幾千歳の永遠に渝らざるところならん。

臣子大衆の六道古往に厚く今來に薄き所以のものは何ぞ！

世運の進轉推移に隨ふのみと道途の口に委するは國家興隆社會親和に忠なるものといふべきか？

就中近次唯物的思潮の横溢は人道徒らに地に墜ちて識者の憂慮年と共に其の多きを加へつゝあり、殊に況んや社會の暗影裡にありて世を狹めつゝある受刑者に對しては社會の大衆は更なり、甚しきにありては當然の責務を負べき親緣者にさへ兎角虐げられ勝ちなるはその責果して何處に歸すべきか？ 上我が皇室が世界に無比の大慈悲を遍く蒼生に注がせ給ふ大御心を拜察して世人の感今日果して如何？ 社會大衆の眞摯なる同胞愛を求むると共に他面幾度か宏大なる皇恩に浴して更に酬ひ奉ることなき再過の罪囚の余りに多きに長嘆之を徒らにせず彼を鞭韃愛護して社會歸性を喚起せしむるが爲めに我等は先づ反省努力して社會大衆と融合協力して以て行刑有終の美を期せねばならぬと今更に覺悟を固ふする次第であります。

其の日の收容者

高松宮殿下御台臨とも知らぬ收容者は直前連日異常の酒掃や何となき職員相互間の情景に何人か高貴の御尊來を自ら胸には想像して居つたやうでありましたが思ひもよらぬ殿下御台臨とは全く想像して居らなかつたので全ての動作は平素其の儘でありましたため皮相から見ますと隨分御不敬のことのやうに思はれたのでありませうが殿下御視察の上に御便宜があられたことゝ拜察して居ります。

教場や、工場、運動場で殿下御通過の際御尊容を御近々に拜し强度の光榮に感激して其處に堅く直立して仕舞うた者もありましたが運動場では多くは喜悅の喜びに却つて平素より活潑に色々の運動が行はれて居りました。又中には全く低迷夢遊の狀にあつたものも尠くはありませんでした。又これは殿下御歸還後のことでありましたが雜誌「人」や又は社會生活當時御寫眞や御尊容を夫れ〳〵に拜して記憶のあつた者達は後で殿下であらせられたことを聞かされたものは始めから殿下と承つて居りましたなら「モットモツトよく拜顏すればよかつた」などお名殘りを惜しむで居りました。當所に集禁して居る者でさへ斯くの如く殿下をお慕ひ申し又よく殿下を記憶して居ることから觀ましても長れ多きことではありますが殿下が御優情深くあらせられますことや如何に國民一般から欣仰されて居られますことが拜されて國家の爲めにどんなに心强く恐悅至極の次第と感じて居ります。

九重の宮居に皇運の無窮を壽き奉り併せて本月二十一日鵬程万里風土の異る歐米に鹿島立たせたまふ殿下并妃殿下の御旅程の御安泰を神懸けて祈念し奉る次第であります。

（昭和五・四・六）

刑政第43巻第5号
矯正図書館

社會問題講座（二）

婦人問題の種々相

留紅生

二、婦人參政權問題（續き）

この團體の頭目は、パンカースト夫人團體名は「婦人の社會的及び政治的同盟」といふのであつた。この團體が生れると。忽ち婦人の惡戰苦鬪、最後の目的を貫くためには、手段を選ばぬといふ烈しい行動が演じられ、大示威運動、投獄後の斷食同盟、建築物の破壞、國立美術館における名畫破壞等彼等の暴行は續いたが、世界大戰の始まるや、故國のために盡すところあり、前に國民の大部分から抱かれてゐた嘲笑や憎惡は拭ひ去られ一九一九年の英國の下院では二十五對二百七十四の大多數でいよ〳〵婦人參政法案が可決されるにいたつたのである。それによつて六百萬人の婦人有權者が生れることになつた。その權利行使によつて得た最大の效果は、最近における勞働黨の勝利にあるといはれてをる一九二九年の選擧には婦人の立候者が多く、しかも二十歳頃の婦人の多かつたのは注目に値するものである。

米國における婦人參政權の始めは一八三〇年の奴隷解放運動にモツト女史會頭となり非奴隷婦人會を起したのがそれである。しかし、これは却つて男子の反感を買ふことになつた。かくてその婦人會は、一層團結を固くし、つひに男女對當運動となつて現はれ、その後幾多の曲折を經、英國と前後して婦人參政權を獲得するに至つたのである。

フランスにおいては、一八五一年ドロワーメ及びローランの二人が男女を論ぜず選擧權を得んとする運動を起して投獄され、その後クレマンソーの女ジヤクメール夫人やドウイツトシルムベルヂル夫人などが熱心に活動し、ドイツでは戰後直ちに婦人の選擧權被選擧權が與へられ多數の代議士を生み、ロシヤではすべて男子と平等になり、すでに大臣の椅子を占むる者さへあるにいたつた。

わがくににおいても、婦人參政運動が擡頭して來た。そしてその法案は昭和四年の議會において多數議員の贊成を得て提出された。從來嘲笑を以て迎へられてゐた案が、いまや眞面目に論議さるゝことゝなり、たゞ時期尙早を以て葬らるゝに至つたが、すでに數年前より商工會議所議員の選擧權及び婦人の政談集會に會同するの自由を認めらるゝに至つたのである。

三、婦人の職業問題

婦人は家庭を世界とし、そこの中での

仕事をしてをればよいもの、婦人を扶養するのは男の義務である、又婦人を扶養し得ないほどの男なら男とは言へない、といふのがこれまで男たちの考へてゐるところであつた。ところで、最近産業革命があつて、一家經濟上の不安に襲はれ婦人に目ぼしき内職稼もないとなつては男たちも從來の思想や道德を保持することはできない。無産者の家庭の娘や、母たちは工場通ひをせねばならず、その外の女たちも教員や事務員や看護婦といつたやうないろ〳〵の仕事を求めて社會へ社會へと乘り出さねばならない。當初は「おれの處では娘や家内を仕事に出さねばならぬ位困りはしない」といふのが有産家庭の自慢であつた。職業婦人といへば下品なもの、貧乏人の娘や妻が食へないから仕方なしにやつてゐるものと思はれた。

しかるに、婦人自身はといふと、だんだん學問を修める風が起り、社會のことが判り、又、彼女自身の立場、特に家庭における奴隷的立場を自覺する、さうなると經濟的獨立といふことが婦人にあつて最も手近かな善い方法である。男に食はせて貰つて居ればこそ奴隷としての待遇も受ける、これは職業を求めて獨立するに限る。又、それほどでなくともこの經濟不安のとき家の經濟を助けるためとか、或は夫なき後の獨立生計のために一藝一能を身に體得しておくとか、或は嫁資を得るためといふやうな理由から就職も多くなつて來たのである。

婦人の職業には工場勞働をするのと、事務員や教員などになつて働くとの二つの傾向がある。大昔は大家族制度であつて、その家族はいはゆる自給經濟團體であつて、生活、消費兩方面の經濟關係は家長を戴く一家一門間で處理してゐたのである。したがつてその時代には職業そのものゝ觀念さへなかつたといつてよかつたのであるが、時代の進化、文明の進歩と共に大家族制度も廢れて分業組織が行はれ、一家族が自給經濟團體たる域を脫し、同時に婦人が家庭内に在つて、經濟上夫を補助する家庭工業に從事することゝなつたのである。その後三轉して、資本集中主義を基礎とする近代の産業革命が起つて、一切の家庭工業を大規模な工場工業、機械工業に取つて代らせ、ここにおいて從來家庭工業に從事してゐた婦人は、一つは經濟上から、一つは活動力本來の性質から家庭外に出て働らかねばならなくなつたのである。

婦人が家庭を離るゝことは、良妻賢母主義の上から缺くるところありと、歐米でも議論は紛々であるが、時代は日進月歩であり、それが當然であらうと否とに頓着なく事實となつて現はれてゐるものには手はつけられないであらう。すなはち職業婦人の數は益々增加し、世界大戰後その趨勢は益々顯著となり、婦人職業の領域が擴大されゝばされるほど、いままでの男子の職業の範圍を侵害することになり、その結果男女が職業問題において如何に調停されるかといふ實際問題になつてくるのである。さればといつて、いまさら婦人を家庭へ追ひ込むことも出來ぬ。家庭は貧乏でその貧乏が年一年とひ

矯正図書館

どくなりつゝあるから……。

今日婦人が從事してゐる職業は、宗教科學、藝術の各方面より、官公吏、教師醫師、産婆、看護婦、事務員、勞働者、賣笑婦等その種類は千差萬別である。それらの婦人の收入についていへば、勞働者の受くる賃銀は未だ甚だ低廉である。何れの國においても女工の賃銀は男子の三分の二を超えぬ程度である。その他事務員、官公吏、教師の如き男子よりも報酬の少ない方が多い。これが婦人の就職上有利な點でもある。今日婦人勞働者の最も多數を占めてゐるのは染織工場である。大正十三年末の調査によれば、男子十九萬餘に對し女子は七十七萬を算してゐる。時代の進むにしたがひ、婦人職業の範圍も人數も激增の傾向があるのは勿論である。

四、婦人及び少年の勞働問題

これは工場上の婦人及び少年の勞働者についての問題である。工業婦人及び少年の發生した社會的原因は、機械が使用されるやうになつた爲め、特別の技術熟練の必要なく、たゞ機械の附屬として人間を要するのみとなつたので、賃銀の比較的低廉な女子が使用されるやうになつたのである。他の一つの原因としては、分業が行はれる結果、その仕事の中精神力、肉體力の要することとの比較的少ない作業には、女子或は幼少年勞働者に分擔せしめるやうになつたのである。又一方女子として斯る職業に從事しなければならなくなつた原因は、前述の如く生活上その妻子の勞働力を賣らねばならなくなつたからである。その結果として婦人自身の過勞困憊を招き、姙娠不能の狀態に陷り易いので、特に婦人勞働者に對して保護を加ふる必要ある事が論ぜらるゝやうになつのである。これはその子孫に惡影響を及ぼすを以て第二國民の保護といふ趣旨より婦人勞働者に對して特別なる保護を國家が加ふべしといふ主張で、現に工場法では婦人及び少年に對して就業時間、休憩時間、休日、深夜業哺乳等に關して幾多の制限規定を存する所以である。

産兒制限問題

産兒制限問題とは生兒を調節するため、人工的に避姙の方法を講ずることがよいかわるいかの問題である。これを主張する理由とするところは、多産者の弊害として

(一) 家族もろとも榮養不良に陷ること及び母體を害すること

(二) 種の改善向上を圖るため劣惡なる子供を省くといふこと

(三) 人口過剩による國際問題(戰爭、移民)が生ずることを除くこと等々である。

この問題は昔からあつたもので、今日でも南洋の野蠻人種の間には盛んに行はれてゐる。カイザル島、ワツベラー島の土人は、いまなほ嚴重な二兒制度を守つてゐるし、アールー島の土人間には三人以上の子供をもつてゐるものは少ないといふことである。日本においても、昔は盛んに行はれたもので、「まびく」「おかへし」などと稱へてゐたものである。歐洲の某々國では、多産の女があると「あの

女は不精だから……」などいつてひそかに笑ふさうである。

一、マルサスの人口論

産兒制限問題の起つたのは、英國の經濟學者で且つ僧侶であつたマルサスといふ人が、いはゆる「人口論」を著はし、貧乏の根本的原因は人口の過多に存するのだといつた。すなはち食物は一、二、三、四、五、六といふやうに算術級數で增加するが、人口は、一、二、三、四、八、十六、三十二といふ風に幾何級數で增加するから、人類はいつも食物の不足に苦しめられねばならぬ。だからして人口の增加を防ぐ必要があるのであつて、これを爲すのに二つの方法がある。一つは不道德方法すなはち戰爭や疫病や殺人等で人を減らすこと、その二は道德的方法でなるべく出産率を減少させるため晩婚と制慾的手段をとるべきであるといつてゐるのである。

この二の方法を鼓吹宣傳してゐるがたうてい人生の本能を道德又は法制のみで抑制し無視し得るものではあるまい。

二、新マルサス說

かくてジエームス・ミル父子は、マルサスの道德的制限說は、人體及び社會に惡影響を起すから不可であるとして、人生の本能を無視せず、科學的方法を以て避姙することは罪惡ではないといつて、いはゆる新マルサス主義を主張するに至つたのである。

フランシス・プレースやドリスーデル兄弟が世界的に宣傳を始め、一八七六年にはプラットトロー及びベザスト夫人が避姙の具體的方法を書いたパンフレットを公布し、それが裁判上の問題となつたので、かへつて英國における新マルサス運動の實際期を招致するの原因となつたことは人の知るところであらう。又、この實行の普及した點はむしろ佛國が盛んであつたのである。なぜかといへば、佛國の遺産相續法では、子供の數だけ等分に分配することになつてゐるので、子供の少ない方が子供にとつて利益であるのと今一つは多産は婦人の容貌を損なひ、勝手に社交に飛びまはれないといふ上流婦人の廢頽氣分からも來てゐるのである。この結果、佛國では人口の增加がすこぶる僅少で、國家將來のため非常に憂慮とされてゐる。

和蘭では、一八八一年ヤコブといふ女優が新マルサス主義協會を設立して反響を得、米國ではニューヨーク州が州法で實行方法を傳へることを禁じて、他州も亦これに倣ひ、今では抽象的には論じてゐるが、實行方法を公にするものは禁錮又は千弗以下の罰金になることになつてゐる。それにも拘はらずプロレタリアの逼迫が日に日に甚しくなると、プロ自身の要求から産兒制限が高唱されるやうになつたのである。マガレット・サンガー夫人一派の運動がそれである。サンガー夫人はもと看護婦を十四年間やつてゐたもので、プロ生活の悲慘を經驗し、つひにこの運動に身を投じ、宣傳のため三四度投獄されたが、今も盛んに活動を續けてゐるのである。

要するに産兒制限は自然に生れるものを生れさせぬといふことだけでも不合理

であつて、母親にとつても決して幸なことではないのである。勿論、産兒制限問題には反對者も少くないが、經濟關係上如何ともしがたいことであるゝ看做され暗々の裡に許されようとする傾向があるやうに觀らるゝのである。しかしながらかくの如き不自然なことをしなくてもすむやうな社會を一日も早くもちたいといふのが一般人類の願望であらねばならぬ

三、優生學上より見たる産兒制限問題

永井博士は優生學を基調とするところの眞の産兒調節を鼓吹し激勵すると共に誤れる産兒制限　恐るべき新マルサス主義を極力排斥し、駁擊し、打破せんとするものであると主張してゐられる。池田林儀氏は優生運動協會を起し、田口勝太博士と協力して、結婚相談部や無料診療部を設けたり、雜誌を發行するやら講演をつゞけてゐられる。

優生學の問題は、要するに法律、經濟社會的の調節によつて

(一) 現在におけるよりさらに多數の優生者に子を持たしむること

(二) 優生者一人當の産兒數を現在よりも增加せしむること

(三) 極端なる劣生者をして全然子を持たしめないこと

すなはち、一方には優生者の結婚率を增加し、一方には劣生者の結婚率を減ずることであり、それが遺傳の方則に基礎づけられてゐるのである。

しかして、遺傳の制限を受くべき對象となるものは

(一) 遺傳による精神虛弱者
(二) 遺傳性による精神病者
(三) 癲癇病
(四) 先天性の性理的虛弱者
(五) 先天性の畸形者
(六) ハッチンソン氏舞踏病のやうな由々しき遺傳的疾病素因を有する者
(七) 生來の盲者聾啞者の如き特殊感管の障碍者
(八) 慢性酔癖性
(九) 常習犯罪者、賣淫婦、貧困者の如き怠惰階級の者

等を擧げてゐるのである。

外國でもスパルタでは、健全なる子孫をつくり出すことにはかなり苦心したのであつた。優生學が結婚法に現はれたと見るべきは、那威では精神病者は絶對に結婚を禁じ、梅毒と癲病は傳染のおそれがあるからこれを許さないのである。

北米二十二州の結婚禁止の種類は

(一) 癲癇病者
(二) 傳染性花柳病者
(三) 精神病者
(四) 重症肺病患者
(五) 亂酒者
(六) 常習犯罪人
(七) 被救貧者
(八) 精神病弱者
(九) 白痴者
(一〇) 黑人インデアン

等であるが、こゝに癲病者を掲げてないのは、さうした病氣がそれらの州になくなつてゐるからである。

いまやわがくにには、犯罪豫防策として優生學上よりこれを講ぜんとする學者があることはいふまでもない。しかしながら、果して先天的犯罪性を具ふるものなりや否やについては認否兩論に岐れてゐるのである。いづれにしても、犯罪豫防に産兒制限の問題を結びつけて考へることは、すこぶる興味ある問題といはねばならぬ。（つゞく）

選句所感

今日は句評をする。說明や理窟に墮ちざること、概念的なものに終らざること、其他一二の要點を擧げて、普通句作上の注意を、かねて喚起して置いたのであつたが、今尙ほ斯の種の投句が相當あるのは遺憾だ。それで、此度はその實例によつて、具体的に今一度注意を喚起することにした。

◇

(一)　禁酒して團子で濟ます花見哉
(二)　色も香も野を其の儘や蓬餅

これらは直ぐ分るが如く全然の說明句理窟句だ。(一)は團子で花見も大に可也であるが、禁酒など不要なものを持出した爲めに句が理窟になり、かへつて惡いことには俗味にもなつてしまつた。—法上からは中七のうちの「濟ます」が最も拙いところだ。これが說明の心になつてゐる。(二)はまた草餅をよく丹念に言つてゐる。それでゐて少しも味の句がない。說明に盡きてゐるからである。上五も欲が深いが、中七は上を受

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月二十日
限用紙官製ハガキ

編輯部選

天客

陽炎やホロ〳〵落つる崖の砂　靜岡　一心
地雉子啼くや谷間に煙る畫の雨　新潟　銀波
人雲雀野に辨當ひらく子供かな　平壤　龜友

五客

一つある雛人形の古びかな　新義州　青村
うたかたの圍める杭や春の水　松山　薫花壇
摘草の何時か離れし一人かな　神戸　堂月
貰ひ湯に隣は遠き蛙かな　三池　月雫
雨晴れの谷を挾みて轉りぬ　全泉　安泉
春の駒もてあまし居る男かな　佳作　三池　一水

矯正図書館

けて説明の上の説明である。

◇

(一) 矢立にも酒をつぎけり梅の宴　同　偃堂

(二) 若返る晴衣を競ふ花見哉　神戸　靈雪

(一)の句は穿ちに過ぎてゐる。無暗に風流めかしく見せやうとする所に、反つて俗味が出てゐる。此の場合注いだ酒は矢立に飲ませやうとしたのではなく、何か和歌か俳句でも書かうとしてのことであらうが、それだけの風流心のある士が持つて來た矢立に墨の切れてゐる筈もなからう。或は墨のある上に注いだのか。それは兎に角として句がいかにも誂へたやうに出來てゐる。それがために實感味から遠く穿ちの嫌味のみが出てゐる。(二)も同じ嫌味に入つてゐる。これも上五といひ、中七のうちの『競ふ』といひ、自己の獨り合點（小主觀）を濃厚に出してゐるからだ。斯うした心持を出さずに晴衣の人々の有樣だけを素直に描けばよいのである。

◇

(一) 緊縮に貸家の續く町はずれ　豐多摩　巴波

(二) 春雨や降る度毎の薄着哉　同　同

洗濯の盥に櫻こぼれけり　同　偃堂
野遊やエプロンの子の蹠まじく　神戸　靈雪
栗の花高く吹きけり納屋の裏　豐多摩　巴波
夏帽子ローマ字で書く吾名かな　同　同
茶の花に夜明けの光流れけり　京城　幸堂
囀りや裏と表に日もすがら　馬山　痴坊
漁り船動くともなし春の海　今泉　秀光
若鮎や岩にくだくる水速し　名古屋　古樂
蝶々のからよひ飛べる日空哉　松山　薫花
春水やあらはに見えて蜑の道　同　同
さまくの風揚りけり練兵場　上田　千曲
摘みし草籠に溢れぬ城の趾　同　同
鶯や田圃つゞきの小籔中　八王子　朗聲
畑打つや夕陽は富士の右の肩　同　同
筍を二本揃へて贈りけり　大分　夏野
春雨やネオンサインの廣告塔　靜岡　一心
鯛網の船賑ふや春の海　岡山　一樂
をちこちに囀り止まぬ山路哉　金泉　銀波
惡塚の柳に殘る由來かな　德島　白路
入舟の目標になる柳哉　同　同
鶯や谷の向ふの柚の家　三池　一水
菜種梅雨急がぬ牛の歩み哉　小菅　昭水
石鹸玉吹けばかけ出す小猫哉　同　同
舟遊び一際目立つ日傘哉　三池　松葉

これらは概念から出來た句である、(一)は緊縮から貸家を思ひつき、貸家と云へば普通街はづれあたりに多いものと考へて來る。緊縮の概念を句形にしたものに止まる。それに句に切りがないので、緊りが無いのは、句法上の欠點でもある。(二)は春は一雨毎に暖かさを增すものとの既成觀念から、暖くなると着物を脱ぐのが當然だと極めて普通のところの概念を句化したものである。序に上五に於て「や」と切りまた哉と切るのも面白くない。二句共に常識的に過ぎて大切な詩といふものゝ味が無い。

◇

(一) 花笑ふ音は樂しき春の雨
(二) 山吹に傘さしてある野風呂哉

句の內容の是非は別として、これらの句をその句法上から見る。(一)の中七は上五から連續した句形で花笑ふ音とはどんな音かと疑問を起させる句法である。(二)も中七の傘が山吹にさしてあつて反つて、風呂は裸でゐる句法である。句の切り方と置き方に依つては反對のものとなる。これは種々に工風して的確を期すべきだ。

花吹雪狂女に人の集ひけり　神戸　月堂
紅椿落ちつゝ雨の畫靜かな　新潟　銀波
背の子に吹いて見せるや石鹸玉　金泉　梅雪
囀りに暮れ行く山や禁獵地　公州　曉甫
句坐更けて花の噂の彌生哉　同　同
花七日過ぎて褪る夜や雨の音　小菅　昭水
散る花に何ごとなく佇めり　三池　みゝづ
畫寢する雨の農家や遠蛙　平壤　龜友
獅子舞のすみて人輪の崩れけり　三重　夏鬼
菜の花にまぎれて失せし蝶々哉　同　角
窓開けて見るや夜を散る庭櫻　同　一水
糸つなぐ母緣に居る日永哉　三池　松葉
燭の色更け行きにけり雛の宿　同　月雫
吹き募る風に白けぬ夕櫻　新潟　銀波
一ところ風吹き寄せし落花哉　三池　みゝづ
食卓に鄙めく味や田螺あへ　三重　五鈴
囀りのひと日絕えざる林かな　金泉　梅雪
春の夜を褪轉びて聞くラヂヲ哉　靜岡　一心
囀りに窓あけてゐる書院かな　三池　玉水
由緒ある家と聞きけり八重櫻　大分　夏村
紅椿落ちたる池の水輪かな　三池　一水
葉櫻の客靜かなる旗亭哉　小菅　石舟
踏青や皆美しき都人　金泉　秀光

刑政第43巻第5号
矯正図書館

◇俺が國善光寺開帳

長野　和光　同仁

「信濃では月と佛と俺が蕎麥」、之れ名俳家一茶翁國の自慢を謳めるうた。佛と有るは長野市の普天の雲に聳へ立つ。大峰山や戸隱山、御嶽、乘鞍、駒ケ嶽、淺間はことに活火山此山山に名を越えし定額山の善光寺三國傳來ましましし法身大悲の如來なり、如來の元は天竺で閻浮檀金の彌陀如來昔守屋の大臣が難波の池に沈め置く善人本田善光公岸邊を行けば光明をさしてぞ善光〳〵と笑顏ながらに呼びとめり、善光公は背に守り信濃の國に罷り來て玆に御鎭め奉る信濃に御渡來ましますは今を去る事遠くして一千三百余年なり。今の本堂再建は元祿時代の起工にて五ヶ年間の御造營五色の雲は通ふなり月の御影は明けき迦陵頻伽の鳥の聲極樂よりは聞え來て光明遍照十方の誓もしるき此寺の常の燈蔭頼む信者の數は無遍なり先第一に仁王門一王口を阿と開き南無阿彌陀佛と來る人を如來の門に入るゝなり一王口を吽と噤む唯心淨土せられたる善男善女を淨土より穢土へ出さぬと開づるなり北には三面大黑天三方荒神ましませり矣には山門其中に文殊四天を尊祀せり山門前の廣庭に一大地藏と居並んで六つなる地藏がましまして入り來る人を愛すなり前なる寶の池の蓮白紅へが地に滿てり光過き此寺は七年一度の御開帳賑々しくぞ營みて亡靈回忌の回向する花春風に綻る今年三月二十日より此御回向は初まれり偖こそ今と遠地近地の都鄙より向き來る參詣者急ぐ煙は胸に滿ち碓井峠やカムリキや塚の山なるトンネルを汽笛と共に潜りぬけ聞だにこわき親知らず子知らず迄も打越えて袂を連ね諸共に踵を繼ぎて諸共に如來に縋り仰がんと夜晝となく慕ひ來る老若男女の數知れず七八九十の老年を襁子供と愛すなり腰は曲りて齒が無くて縮緬皺の皮衣着たる小供が杖をつき珠數を手にはめ嬉し顏佛都へこそは着きにけり佛都の道はば廣く登り登りて善光寺呼々嬉いや有難や極樂へこそは着きにけり淨土なりとは喜んで唯一心に彌陀如來助け玉へお極樂へ導き玉へと一向に念力籠て珠數を揉む偖此寺の內陣は九品蓮臺の花ぞ降り九品の上品上生にて燈明常に消え間なく靈香滿ちて洩れ薫ず紅白滿ちて連れり下は戒壇眞の闇極樂の鍵を捜さんと踏み來る信者は珠數をなす呼々一息一と休み寺の院坊三十六。靈地は四十九ヶ所にて七社七橋七淸水七池七塚七小路七寺之れで四十九地、尼の宮樣昔から大本願の格式で每日勤行御登堂御通り道の兩側は善男善女の山を成す老若男女の波を寄す今か今かと待ち迎ふ宮樣行列御參なれ待ちこがれたる山波は噫々有難やありがたや南無阿彌陀佛とひたすらに地にひれ臥して拜むなり寺の周圍は人山で身動きだも只出來ず東西公園廣

々しく興行賣店立並び幟や幡を飾り立て花も埋るばかりなり呼賣店は雄辯を振ってこぶしを上げ下し音樂鼓鐘の其音は天に響きて夥し南を拜み眺むれば天に輝く日を初め仁王の門や三門や雲に聳えて麗々し大本願や大勸進軒を並べて賑々し太鼓や鐘の音にそひ念佛誦經の聲高し遠く望めば淺間山峰の煙は色濃く信濃を飾る犀川や千曲の川の水淸く流る聲の勇しき聲を力の助船黃金の岸に至るべし。草履はき換へ杖を借り西へ登れば音に聞く憐れなるかや石童丸苅萱堂に至るべし向ふ拜めば朝日山御阿彌陀堂は見ゆるなり北をば仰ぎ眺むれば昔よりして此寺の御花山なる大峰に納骨堂は見ゆるなり今は造營眞最中裏を望めば鏡なす鳥が池の鳴波夏も凉き風立ちて大きな森の蔭寫り魚木に登る景色あり東に杖を曳き行けば花の霞の其中に靈泉噴水雲を撞く高さは東洋一なりと集い來る人褒めはやす眺望宣しき城山館藏春閣の展望は櫻花爛漫花降りて四方の景色の其樣は筆や舌では盡されず世界の歷史に名を得たる川中島の古戰場八滿原の森見えり　明治大帝かしこくも行在所と定めたる由緒深き靈地なり鐵路を滑る汽車の音電氣の足でとび歩く合圖の笛の聲高く鐘は吉田か押金か手に取る樣に聞ゆなり目に入る勝地大くして一一枚擧に遑なし敏才健美の諸彥方佛都へ一度は罷り越し善光寺へも參詣し月も詠まれて蕎麥の味舌鼓へぞ打ち込んで心の皺を引延し唯心淨土致されて將來安住せられ度玆に御勸め待ち申す　（終）

◇非常召集

前橋　白木　淸吉

昭和四年十二月六日午後一時三十分頃突如看守長全部廳舍玄關前に集合すべしとの命令ありたるより走せ付けたるに名物上州空風は縱橫に吹き廻し砂塵廣庭に渦卷き人聲聞取り難き中に所長は緊張せる面持にて佇立し居たり而して一同何事の出來せしや不安ながら集へ終りし時所長より只今前橋地方裁判所公判廷より公判中の殺人被告事件共犯者二名突然跳び出し逃走し縣廳正門より裏手に向ひ疾走し戒護看守直ちに追跡したるも其の後は不明なり犯人の一人は岸三八四郎にして身長五尺一寸大肥り黑顏八字髯を生し印絆纏股引を着裝飾の一名は年齡十九歲赤羽一郎といひ小軀にして一見中學生風の顏黑く下向き勝の言語不明瞭の者なり即時追跡逮捕すべしとの命令下れり

玆に於て不肖戒護主任は現收容者の警戒を伊藤看守長に命じ然る後非常召集票により非番及賜暇中の者二十一名召集す

午後一時三十分戒護內勸看守三名をして三方面に傳令として派遣し最後の傳令歸廳時間一時五十五分

登廳時間	人員
十　分以內	午後一時廿九分　一名
二十　分以內	同　一時卅分　二名
三十　分以內	同　二時　七名
四十　分以內	同　二時十分　三名
一時間十分以內	同　二時四十分　一名
一時間三十分以內	同　二時五十分　二名
內一名は區域外居住者	
一時間三十分以內	同　三時　四名

矯正図書館

内一名は區域外居住者

二時間半十分以内　同　四時半十分　一名

區域外居住者

計　二一名

捕繩及呼子笛を携帶せざるもの一名

金子六拾錢以上拾五圓以内全部持參

所長より逮捕の命令と同時に午後一時三十分看守部長一雇一前記の如く變裝せしめ假裝逃走者として裁判所門前より潛出せしめたるものにて捜索時間二時間（但し逃走者追跡者共物品購入の爲め店頭に立寄ることを得るも他の人家構内に入るを禁ず）

潛伏區域

イ、刑務所前路より利根川を堺として前橋公園に至る線の東

ロ、刑務所前路より前代田仝所より堀川町通りに至る線の西

ハ、前橋公園より竪町電車停留場に至る線の南

ニ、ロ、より、ハ、に至る堀川道路より電車線路に沿ふ線までとの言渡あり

此の區域内は人家稠密し中に東照宮、龍海院、前橋高等女學校、大塚農園、前橋中學校あり利根川沿岸は雜林多く潛伏に便なれば逮捕には困難なりと思料せられしも努力を盡して好結果を收めんと決意す依つて事務員全部及構内外出業勤務看守計三十八名外に教習生六名非常召集により參集したる二十一名總許六十五名中より二名又は三名を一隊として八ケ所の樞要地點に配置し木村、渡、藤下各看守長をして指揮官とし三隊に分ち三名乃至七名を引卒し一時四十分、一時五十分一時五十七分の順次に捜索に着手し活動し貫ひたり。

夫れより午後二時看守二名宛二回に捜索狀況視察の爲め派遣したるも逮捕手懸り更になし。

午後二時十分自分自ら應援のため伊藤看守長に留守を守らしめ捜索に從事す。

戒護主任出發と入れ違ひに午後二時四十五分頃伊籐部長より犯人赤羽一郎らしき者縣廳を去る南方約二町青物市場附近より龍海院に向つて逸走の形跡ありとの第一回の情報來る。

玆に於て留守看守長より折から應召し來る看守三名をして即時自轉車にて追跡する樣と命令出で追跡捜査に從事したるものとす。

然るに又もや午後三時十分頃高崎出張所より護送の放火被告人大澤四郎は刑務所表門前より對の銘仙絣を着用し袴を穿ちたるまゝ逃走したるより直ちに逮捕すべしとの命令下り伊藤看守長より自動車にて不肖に傳令し來り依つて不肖既に配置中の看守並に指揮官たる各看守長に右の命令を傳へたり

當直看守長は直に看守二名をして逃走犯人の着衣人相等非常配置場及追跡隊に急報せしめ續いて看守四名をして直に女學校及龍海院方面に追跡なさしめたり。

午後三時十五分龍海院門前に於て岡田鹽の兩變裝看守八百屋の車の後押をなしつゝありしものを擧動不審と睨み呼び止めんとしたるに反對の方向に逸出したるより追跡捕り押へたるに果して逃走犯人赤羽一郎なり。

同三時二十分歸所直に共犯者の行動を

訊ねたるに共謀逃走せしにあらざるにより岸被告人の行先絶對に知らざる旨申立てたり。

同三時五十分犯人大澤四郎らしき者利根川沿岸長昌寺墓地に出沒せしとの情報あり。

豫備員六名をして追跡せしめたるも遂に其の姿を發見することと能はず。

同四時吹き荒ぶ赤城颪の中三三伍々疲勞の体にて歸所。

假裝逃走犯人最後に歸廳

同四時三十分廳舍玄關脇廣庭に於て戒護主任の訓示並に審判官細川用度主任の講評あり。

終つて烈風中の勞に對し豆腐汁を給與せり。

結　果

召集に就いては相當遺憾の點あり殊に區域外居住者の召集は非常召集通報人との連絡稍々良好なるも如何せん當日は相當强風なりしため自轉車にて風に向ひ登廳するものは多少時間を費したりと雖も良好なる成績とは言ひ難く全應召者中捕繩呼子笛を忘れたる者僅か一人にして、（この者も手帳及相當の金錢は所持し來れり）服裝又極めて簡易なりしは變裝に付き注意の周到なるを認めらる。

追跡に付ては假裝犯人の假裝極めて佳良にして寒さと强風とを利用し顏面半を襟卷にて包み何回となく追跡隊の往來する街路に出沒せしにも拘らず又特に捜索隊の注目地點となせし龍海院、桃井小學校間の道路に於て教習六名を引卒せし看守長に遭遇したるも氣付かれず時を經て桃井小學校脇の道路に於て佇立し居たる際日々接觸し居る外役勤務看守（逃走犯人は外役監督看守部長）二名は看過し去る等徒らに功を競ひ注意力の極めて散慢なりし嫌あり。他の三時に表門前より逃走せし犯人は刑務所を去る約六町の墓地内に潛み居りたるを一名の看守發見したるも命令徹底せざりしためと發見者が拜命後日淺きため逮捕するに至らず殊に利根沿岸は敏捷有數なる看守部長看守を拔擢して隈なく捜索せしめしも之亦發見するに至らざりしものなり。

非常召集は多く早朝又は夜間演習さるに特に晝間なりしため種々の企畫に對する欠陥等を知ることを得多大の參考となりたり。

刑政第43巻第5号　矯正図書館

贈り物の水引と熨斗

進物調製の心得色々

水引　種類は紅白、赤白金銀、金赤（以上吉事用）總白、黑白、銀白、黄白（凶事用）そして白を左にして赤金は金を左に金銀は銀を左にして用ひます。また紅白は本紅で染めたものが吉事本式の水引で皇室皇族方におかせられてもこの水引を御使用になります。この外白一本青四本の竹の葉、總赤に金紙、銀紙をまいた左卷、絹糸をまいた絹糸卷、元結を青く染めた松葉、一筋づゝ色の異なつた五色、あるひは總金總銀、總赤、總桃總紫、總青等があります。五本、七本、九本、十一本、十三本等と奇數が本式で祝儀の時は五本のものを二筋合はせて掛けます。その結ひ方は眞結、兩輪結、アハビ結、花結がありますが眞結は結婚、災難、凶事等二度あつてはならぬ場合に用ひ結婚の時は、結んだ殘りの水引を卷き、災難、凶事の時は結んだ殘りを切ります。兩輪結、花結は婚禮、災難、凶事の外の場合に用ひ、アハビ結は凶事の外何時でも用ひます。

熨斗　長のし、折のし、切のし、等がありますが切のし、折のしは包紙の右方水引にはさんだり、右肩に張つたりします。但し長のしは必ず進物臺の上におき添へます。凶事の贈物と魚、鳥、鰹節、玉子には「のし」をつけません。

金の入歯のエピソード

金の入歯についておもしい話があります。一體金の入歯は誰が發明したものか、また何時頃から始まつたものかといふ問題ですがある人の說によると一五六三年頃ドイツの一少年の白歯が金色に輝いてゐたのが評判になり、當時の醫師や科學者がその少年の金歯について研究したがどうしてもわからない。ホルムスタット醫科大學教授のホールス博士は「この少年は生れながらにして金歯をそなへてゐるものだ」と發表するやうな有樣で、同博士はその後金歯について長論文を作り「上帝がドイツ國民に與へ給うた惠みの象徴である」といつたので評判は更に大きくなり金歯を見たいといふので數十里の遠方からまで見物に來る有樣、そのためその少年は金歯成金になつたが、やがて金冠が崩つて破れた部分から白い歯があらはれたので、到頭少年は詐欺罪で監獄へつながれるやうになつたさうです。しかしこれが動機になつて金歯が非常に流行するやうになつたのだといはれます。

うがひ

嚴格にいふならば毎朝齒を洗つたあとでうがひをするに越したことはない。清水でいい。が、普通多くの人は咽喉に何が故障でも起らない限りは、ふだんうがひなどは考へない。さうなると清水では濟まなくなる。春のほこりのたつ時、外出の多い時季、しかもばい菌の育つこと容易な季節において、咽喉を強くしておくことは必要な努力である。

過勞などから咽喉を弱くした時これをとゝのへるためにならばコップ一杯の水に鹽大さじに二つ入れてうがひするのが効目著るしい。本式に痛む咽喉ならば命ぜられた藥の分量に嚴重に從はなければならない。

正しいうがひの祕けつは頭をグット後に曲げて、藥液なり鹽水が咽喉のうしろで止まるやうにして四五秒間ガラガラやるのである。藥品を使つた時殊に一滴も咽喉から下に通してならない場合もあらうたゞ口の中をグツ〳〵と洗つたゞけでは足りない。それ故子供にこれをさせる時は母親がよく氣をつけなければならない。

衣類の「汚點拔き」

その簡單な方法

春は衣類の汚點がよけいに目立ちます。また冬物をしまふにしてもよく汚點を拔き乾燥させてからでないとすぐに虫がつきます。汚點は新らしいうちほど拔きやすいものですから、時節柄次に各種の簡單な汚點の拔き方をお知らせします。

乳　母乳でも牛乳でも同じです。附着して直ぐでしたら單に水か湯かで洗つて落ちます。高い溫度ではかへつてかたまるものですから決して煮ないこと、少し落ちにくいものはアンモニア水に石鹼をまぜた薄い液で洗ふか、または更に揮發油かエーテルを齒みがき揚枝ににじみこませ拭ひ取ります。木綿の白布は漂白粉でさらすことも出來ますが、色物はやめたがよい。

汗　放置すると拔きとる事が出來なくなる。だから乾かない前に水で濕し白木綿で兩面から拭ひ取り、水霧を吹いて乾かします。時間が經つたものは、薄いアンモニア水か、硼砂液か、揮發油で、中和すれば、汚點はなくなる。

茶　コーヒー、ビール、酒、果物汁等も乳の汚點の如くすれば大抵は除けるが色物で弱いものはリスリンで洗ふもよい。

黴　の汚點はよく乾かしてビロードでたゝき落とすか、刷毛を掛け、落ちないときには水刷毛をかけるか、または薄いアンモニア水で洗ひます。なほ不完全でしたら稀酸水で洗つて後水洗ひすること。

油　植物性のは洗ひ易いが機械油とか石油など鑛物性のものは拔き難い。植物性のゴマ、菜種の油等は石鹼でもよいが、汚點の上に紙をのせ灰を撒いておけば吸ひとられます。石油などもこの方法でよろしく、油によつては大根おろしで取れます。脂垢汚點拔きで一番普通に行はれる法は揮發油で垢汚點をとかし吸ひ取紙をあて火のしにかけて吸ひ取らせます。

矯正図書館

ペンキ　ニス、その他とりもち、蠟、やに等水に溶けないものは、附着したときあわてゝ拭き取つてはならぬ。他に付かない樣に氣をつけ、なるべく早く揮發油で溶し去るがよろしい

色インキ　單に石鹸で洗つただけでも落ちますが、アルコールでもよく、またこれに醋酸を混ぜてもよいし、米糖汁で洗ひ落すことも出來ます

ビタミンの不足はこんな病氣を誘ひます

ちか頃食量、保健問題がやかましくなると共にビタミンといふ言葉をしば〳〵聞きますこのビタミンの本體は學者達の熱心な研究によつて次第に明かになつては來ましたが化學的な本體はまだ充分に判明せず、從つて食品を分析してもその存在は不明で、たゞ動物試驗によつて知る外はないのです。最初發見されたのはビタミンAでその當時はA唯一つのものと思はれてゐましたがその後ビタミンにも種種の性能があることがわかつて、今では、A、B、C、D、Eの五種だけ發見されてゐます。で、このビタミン類が人體に欠乏すると次の如き種々の障碍があらはれ、またこれが不足すると病氣の恢復を長引かせます。

◇Aの欠乏　ビタミンAが欠乏すると角膜乾燥症が起ります、角膜が單に乾燥するばかりでなく、角膜がつぶれて失明するに至ります。夜盲症もこれに原因することが多く、肝油や鷄の膽などには相當多くこれがふくまれてゐます。昔から俗にいふ鳥目にかゝつた時肝油や鷄の膽、天ぷら等をたべるとよいといはれてゐるのも道理あるとです

◇Bの欠乏　ビタミンBが欠乏すると脚氣にかゝる位のことは誰でも知つてゐる位のことです。日本の主食物たる米の芽には多量のビタミンBが存在してゐますが、白米にすると米の芽はすり落されてしまうので近來芽を保有してゐる半つき米が奬勵されるやうになりました。

◇Cの欠乏　ビタミンCが欠乏すると壞血病を起します、またチブスや赤痢患者はこれが欠乏すると恢復が非常に長引きます。Cは新鮮な野菜や果物の中に多くふくまれてゐます。しかし、これは熱に對して非常に弱いので乾燥したり長く煮たりするとビタミンは破壞されてしまいます

◇Dの欠乏　ビタミンDの欠乏はクル病を起しますこれが不足すると骨が固まらないために骨がまがつてセムシなどになります。Dは食物の中にふくまれてゐるばかりでなく、太陽の光線中にもふくまれてゐます。

◇Eの欠乏　ビタミンEは最近發見されたので、これが欠乏すると不妊症になります。しかし今のところ白鼠の實驗によつてこの事實が證明されてゐるだけです。

洋服類の濕氣と虫害

洋服の保存上最も大切なことは濕氣を防ぐことと、虫害を防ぐことです。洋服に濕氣のふくんだまゝ藏ておきますとカビが生じますから、好晴の日を見て通風のよい日蔭にかけて干してから藏ひます。容器も濕氣の入らぬやうに注意しなければなりません。それから毛織物につく虫はイガ小イガ、セーセンガ、カツオ虫等種々ありますが、春先から夏期へかけては一番活躍する時期ですから防虫劑をかならず入れておくことです。毛織物の防虫劑としてはナフタリンが最も適してゐます。シヨウノーも使用されますがこれは金屬をさびさせる性質をもつて居りますから、金銀のボタンや金銀糸などを用ひたものにはナフタリンまたは固形フオルマリンを入れておいた方がよろしいのです。

雜報

全國醫務主任會同

三月二十七日より三日間

全國刑務所醫務主任會同は、三月二十七日より三日間次の日程を以て開催された。

第一日（三月二十七日）

午前九時半より司法省會議室に於て開催、まづ渡邊司法大臣より別項の如く一場の訓示を述べ、次で小原次官より注意を與ふるところあり、十時半より協議室に於て協議に移り松井行刑局長の患者治療日數經過報告その他數事項に關して指示するところあり、正午休憩。午後一時より再び協議に移つたが、午後五時半より丸ノ内工業倶樂部に於ける司法大臣招待の晩餐會に臨んだ。

第二日（同二十八日）

午前九時より協議室に於て協議を爲し、午後は一時より文部省學校衛生官體育研究所技師醫學博士吉田章信、司法書記官池田克兩氏の講演あり、午後五時半より刑務協會の招待に係る宴會に臨んだ。

第三日（同二十九日）

午前午後共に協議を爲すところあつて、三日間の會同を終つた。

諮問事項

一、保健に直接影響を及ぼすべき懲罰制度に對する意見如何

二、胃腸加答兒患者に關する對策如何

協議事項

一、短期收容者に對する治療の方針如何（山形）

二、醫務に關する收容者處遇（被服、臥具、食糧、運動、入浴）統一の可否（三重、水戸、市谷、山形）

三、精神診査方式並精神異常者の取扱方法如何（熊本、新潟、松江、滋賀、甲府、山形、長野、廣島、豐多摩、小菅、三重、千葉、三池、名古屋、松山、京都、福岡、北海、網走、岡山、久留米、金澤、水戸、姫路、福島、盛岡、八王子、札幌）

四、受刑者の免業日及休憩時を有意義に改善するの方法如何（小菅）

五、階級處遇規程に依る增築、監獄法施行規則に依る別棟等の量的及質的區別

矯正図書館

の廃止竝該規程の改正の可否（豊多摩、新潟）

六、刑務所に細菌竝理化學的檢査所設置の可否（松山、小菅、集鴨、甲府、新潟、名古屋）

七、衞生材料の種目の增減竝之が規程改廢に關する可否（沖繩、札幌、小田原、松江、函館、靜岡、高知、久留米、長野、京都、岡山、岡崎、八王子、岐阜、福島、甲府、熊本、（岩國、宮城、廣島、）

八、刑務職員に對する診療の可否若し可なりとせば其の方法如何（廣島、小菅、豊多摩、福岡、滋賀）

因に會同員は次の如くである。

○醫務主任

小菅　平川浩一
市谷　曾川良貞
豊多摩　向井淺三郎
集鴨　大草東三郎
横濱　吉川桂太郎
千葉　佐藤金司
水戸　入澤都三郎
宇都宮　三井文夫
前橋　桂柴三郎
靜岡　大谷靜夫
甲府　渡邊正武
長野　曾根原初太郎
新潟　石橋無事
京都　靜間省三
大阪　東瀨武正
神戸　佐野安次郎
奈良　近藤常太郎
滋賀　野々垣梅次郎
德島　西野雅市
高松　辻一
高知　尾立丑治
名古屋　渡邊賢
三重　草野勝之助
岐阜　土川糧次郎
金澤　三上顯
廣島　柏木直九郎
山口　佐々木豊茂
岡山　到津要
松江　安田正一郎
松山　清水信讓
長崎　井上吉四郎
福岡　左座金藏
三池　多田隈建雄
大分　中家檜治
熊本　亀井龍喜
鹿兒島　廣田四熊
宮崎　野中守四郎
沖繩　田中音吉
宮城　池田蔆吉
福島　鈴木仁次郎
山形　佐藤秀方
秋田　平野武一
青森　高木慶二
札幌　丸山郁雄
函館　後藤三郎
網走　松田茂
釧路　木塚燃
小田原　酒井代三男
川越　行定形治
姫路　菊池亀雄
岡崎　新海銀義
岩國　岡本主計
久留米　多田隈久
盛岡　松田嘉一郎

北海　前田順平
八王子　小俣省一郎

○參列員

多摩小年院
院長　太田秀穗
醫官　谷貞信
囑託　大内良平
朝鮮總督府
西大門　内田銓藏
京城　八柳利三
臺灣總督府
臺中　赤木榮太郎
關東廳
保健技師　鈴木時二
内務省
社會局　鯉沼茆吾
同　大西清治
技師　佐藤正
防疫官　飯村保三
海軍省
醫務局　柴田敏夫
法務官　高頼治
在京刑務所長
小菅　吉田律
市谷　根本仙三郎
豊多摩　椎名通藏
集鴨　佐藤乙二
刑務協會
理事　香川又二郎
輔成會
理事　住江敬義

○本省

大臣　子爵　渡邊千冬
政務次官　川崎克
次官　小原直
參與官　井本常作
秘書官　子鍋島直繩
民事局長　長島毅
刑事局長　泉二新熊
行刑局長　松井和義
秘書課長　佐々木良一
人事課長　清水壯左久
會計課長　近藤三郎
保護課長　大原昇
調査課長　木村尙達
書記官　岡部常
衞生官　芥川信
書記官　森山武市郎
書記官　正木亮

渡邊司法大臣訓示

今回諸君の會同を催し玆に親しく所見の一端を述ぶるの機會を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

一、行刑の目的は犯罪を防遏すると共に犯人を改過遷善し以て善良なる社會人に復歸せしむるに在るのであります。此の目的を達する爲めには紀律ある生活の下に其の身體を健全にし、其の精

矯正図書館

神を陶冶し且其作業に習熟せしむることを必要と致します。若し收容者の身體が不健全でありましたならば、如何に精神の教養を行ひ又作業の訓練を致しましても到底釋放後に於て活社會の激烈なる競爭場裡に馳驅することを得ませぬのは明かであります。是れ保護が教化、作業と相俟て行刑機能の中軸を爲し、益々枢要なる地歩を占むるに至りました所以であります。而して此使命を達すや否は一に其の任に當る人の如何に存するのであります。仍て當局は常に保健技師の待遇改善に留意し堪能の士を招致して以て保健行政の刷新に努めつつある次第でありますから諸君は克く當局の意のあるところを察し其の職責の重要なることを理解せられて益々其の責務を果すことに努力せられんことを望みます。

二、行刑に伴ふ各般の事項中には直接又は間接に衞生に關係を有するものが多いのであります。就中建築物の構造殊に地質方位、換氣、採光、照明、排水の如き又は用水、被服、食糧、掃除、作業、運動、沐浴の如きに至りましては、最も重大なる關係が有るのであります。諸君は其の專門的見地より此等の事項に付細密なる觀察を爲し以て收容者に對する保健衞生の完璧を期せられんことを望みます。

三、刑務所は一の限劃せられたる狹隘の地區内に多衆を收容する場所でありますから、此の點に於て既に衞生上周到なる注意を要することは勿論であります。殊に一朝不幸にして急性傳染病でも發生致しましたならば、内は收容者をして恐怖の念を起さしめ、外は地方民をして不安の感を抱かしむるのみならず、裁判の審理上又は刑罰執行上幾多の障碍を來すの虞があります。又拘禁は收容者の生活壇遇に急激なる變化を與へ一時其の精神上及身體上の健康を害するの結果を來すことは免れないことでありまして、如何に强壯なる者と雖も拘禁生活自體に因り著しく健康を害せらるるの虞があるのであります。諸君は宜しく集團生活に關する衞生保健の途を講ずると共に特に拘禁生活に隨伴する健康障碍を未然に防止することに力められたいのであります。

四、行刑に伴ふ一般衞生事項並に收容者の保健は主として諸君の擔任せらるるところでありますけれども、他の刑務官も亦之に關して相當の責任を擔つて居るのであります。蓋し此等の事項に關しては單に醫學上の觀察のみを以て判定し能はざる場合が尠くないからであります。然るに收容者に對する診療の範圍に至りましては全く保健醫に專屬する職務でありますから、諸君は行刑の秩序紀律に反せざる限り其の專門的見地より醫學上の理論と技術とを應用して必用なる手段を實行し其の職司を完ふしなければなりませぬ。

五、拘禁生活中疾病に罹りたる者にして畏怖羞恥の念より診療を求めざるものがあります。又往々虚僞若は誇大に疾病を訴ふるものもあります。故に諸君は細心の注意を拂ひ此等の事情を鑑別

して收容者に乘ぜられざるの注意を怠らぬ樣にせなければなりませぬ。若し眞に疾患を有する者を看過し、又は相當の處遇を講ぜざるが如きことがありましたならば、啻に其の者の健康を害するばかりではなく、或刑務職員に對し怨恨の念を抱き甚しきに至ては危害を敢てする者を生ずるの虞さへあるのであります。之に反して、眞の患者に對し親切に診療を加へ病症に適應する處遇を施し、或は健康診査、居房訪問等の機會に於て能く人類愛の精神を以て之に接し彼等をして其の至誠を感知せしむる樣に致しましたならば、他の如何なる方法を以てしても改悛の曙光を認め得なかつた者をして翻然改悟せしむるの動機と爲ることがあるのであります。是れ行刑は人と人との關係にありと謂はるゝ所以でありまして、行刑衞生は只專門的治療を爲すのみを以て滿足せず、更に衞生的教化作用を完ふするによりて始めて其の任務を果し得るものと謂ふことに心を注がれたいのであります。諸君は終始古人の所謂醫は仁術なりとの言を忘るゝ事なく其の立場を利用して收容者教化の爲にも十分努力せられんことを切望致す次第であります。

小原司法次官注意事項

唯今大臣から諸君の執務の大綱に付て訓示せらる、所がありましたが、私よりも二三の事項に付て申上げたいと存じます。

一、戒護、教化、保健、作業は行刑の四大要綱でありまして、此の四者が互に關聯し協同して行動することに由り始めて行刑の目的を遂行することが出來るのでありまするが故に、此の内何れを重しとし何れを輕しと區別することを許さないものであります。而して諸君は即此の四大要綱の一たる刑務保健に主任として、行刑機關の幹部を組織せらるゝのでありまするから、其職務の重要なることは更めて申す迄もないことであります。然るに刑務保健の職に從事致しますものが動もすれば從來の因襲に囚はれまして自ら行刑機關の外に在る如く考へ只收容者の診療に從事するを以て足れりとして一般刑務衞生の事を等閑に付するものがありましたり或は他の機關との協調融和を欠きて行刑全般の本旨に協はざるの行動を爲すものがありまして、爲に自らも不快を感じ他よりも疎外せられて行刑の目的を達するに支障を來すの例が絶無でもなかつたことは甚だ遺憾とする所であります。勿論、行刑各機關の協調融和に付ては他の刑務官に於ても充分注意を要することでありますが、諸君に於ても自ら自重すると共に他の機關

矯正図書館

の地位職司をも尊重し所内の他の機關との交渉に付ては克く理由を盡し溫情を以て應對し又會議には勿論其の他の會合等にも努めて出席せられて行刑事務の圓滿に運行する樣に協調せられんことを希望する次第であります。

二、先年諸君の會同後五年を經過した今日に於きまして、前回に會同せられた方々は僅かに十八名に過ぎずして、他の三十八名は夫々退職せられて居るのであります。勿論此等退職せられた方々は皆相當の事情を有せられたに相違ないのでありますが、諸君に對する待遇が菲薄であつたと云ふことも一因であつた樣に考へられます。政府に於ては是等の事情を考慮し、諸君に對する待遇改善を企て昨年其の一部の改善は行はれたのでありますが、當局に於ては諸君に對する物質的又は精神的待遇が是で充分であるとは認めてをらないのでありまして、今後に於ても周圍の事情又は國家財政の狀態等を考慮して漸次改善の實を擧げたいと考へて居るのであります。形而下の學問を修めた人は往々物質主義に囚はれ自己の待遇に不滿を感じて轉々其の職を變ずるの僻があるものでありまして、過去に於ける諸君の異動の頻繁なることも其の原因の一部は此處に存するのではないかと思はるゝ節もあります。何れにせよ諸君の異動が此の如く頻繁であつては到底落着いて其の職務を遂行することを得ざるの結果、延いて刑務行政の運用にも支障を來す虞がありますから各位は此の點を特に考慮せられ、一度就任せられた以上は成るべく自重して永く其の仕事の爲め御盡力下さる樣に願ひたいのであります。

三、學問技術を專門とせらるゝ方々の中には往々其の專門の事柄にのみ沒頭して行政事務の處理を怠り又は之を嫌ふ方がないではないのであります。諸君は刑務所の醫務主任として收容者の診療を擔當せらるゝと共に、刑務所內に於ける一般保健衞生に關する行政の主管者でありますが故に、行政官として當然行政事務を處理せられなければならないのは謂ふ迄もないことであります。然るに往々にして行政事務の處理を煩はしとして就任後間もなく其の職を退き又は之が處理に熱心ならざるものあり、殊に甚しきは醫師として當然爲さねばならない診療簿の記載すら不充分である程文書事務を嫌ふ方があるのであります。然し乍ら保健衞生のことは獨り之に當る者が知つて居れば充分と謂ふ譯に參らず、他の關係職員が之を知る必要もあり、或は會計の關係に於て又は訴訟の關係に於て其の他行刑改善の資料として是非共記錄に保存する必要の事柄があるのでありますから、一切の保健衞生に關する事項は確實且明瞭に記帳する樣にせられたいのであります。何卒諸君は刑務行政事務の性質を充分研究理解せられ、其の擔任にかゝる診療は勿論、刑務所內の保健衞生に關する行政事務に付ても精勵せられむことを希望致します。

四、行刑衞生上に於きまして注意を要しまする疾患は社會と同じく結核、トラフォーム、癩及花柳病であります。此等の疾患は申す迄もなく法律に於ても其の豫防を規定してあるのでありますから、刑務所に於ても充分豫防しなければならないのであります。之れには早期診斷に依り適當な治療及取扱を爲して豫防することを要するのであります。勿論拘禁生活は社會に於ける自由の生活とは異なり殊に戒護上及作業上因難のあることは申す迄もないことでありますが、克く此等の機關と協調せられて豫防方法を講ぜられたいのであります。尙一言申上げたいのは、既に御氵氣附の方々もあるかも存じませぬが時々御送り申上げます衞生月表に依りますと、刑務所によつて此等の疾患數の差が、癩は別でありますが、各刑務間に於て餘りに甚しいのに驚かされることであります。各刑務所に於ける收容人員に比較して格段の差があるのであります。特別の事情のありますときは別でありますが、平素に於ては各所に於ける此等の疾患は其の數に於て多少の開きはあつても相當の割合にあるべきだと思ふのであります。然るに統計報告に於て之と異る現象を見るのは此の間何等かの欠陷があるに因るものと考へられるのでありますから、諸君は是等の疾患に對する診斷を正確にして斯る弊のなき樣にせられないのであります。

五、治療醫學の上に於きましては、疾病の診斷を明らかにしこれに對し原因療法を企て對症療法を加味し食餌看護等に注意すると云ふことが其眞髓であると云ふことは申上げるまでもないことであります。然るに諸君が報告せらる患者治療日數經過報告等より觀察致しまするに、診斷の方法に親切を欠いて居りはせぬかと感ぜらるゝものが往々あるのは遺憾であります。御承知の通り今日の診斷に於きましては普通の方法で凡べての疾患の診斷を決定するのは醫師の親切と云ふことは出來ないのであります。疑問の疾患、輕症と認めらるゝに拘はらず經過日數の長きに亙る疾患、重症疾患、複雜な疾患等に就ては通常の診斷方法以外に細菌學的血淸學的並に理化學的の各種の診斷器械及藥品を活用して充分檢査し種々綜合して診斷を確實にせられんことを希望します。又治療に付きましても外科的手術等を爲すと全治し、又は經過日數を短縮するものゝあるに拘はらず之を內科的治療に甘んずる消極的の方針を採らるゝ場合も往々ある樣でありますが、是等に就きましては各個の場合に於て愼重に考慮し遺憾のない樣にせられたいのであります。客年來衞生材料取扱規則の改正を企て、藥品、器械を充實し、一面醫學に關する書籍の配給に努めてをりますのも、以上申上げた精神を實行して頂きたいに外ならないのであります。

矯正図書館

松井行刑局長指示事項

一、患者治療日數經過報告ニ付テハ左記注意セラルヘシ

(一) 報告書作成ノ日時ト進達ノ日時トノ間ニ著シキ隔リアリ遲滯ナキ樣努ムルコト

(二) 第二回以後ノ報告ノ際既往症其ノ他ノ欄ニ於テ前回報告ニ同ジト記載スル場合ハ必ズ前回報告ノ年月日ヲ掲グルコト

(三) 咯痰中結核菌不明ノ理由ヲ以テ他覺症ガ明ニ肺結核ナルニモ拘ラズ之ニ慢性氣管支炎ノ診斷ヲ爲シ治療スルモノ多シ今後ハ他覺症ヲモ斟酌セラレタキコト

(四) 報告書中病名其ノ他ヨリ原因ヲ判斷シ難キモノハ其ノ原因又ハ原發病等ニ就キ記載セラルヽコト

(五) 記載病名ノ疾患ニ當然來ルベキ主症狀ノ缺除セラレタル場合ハ「何々ノ症狀ナシ」ト明記セラルヽコト

(六) 精神病ニ於テハ其ノ精神症狀ニ就キ主要ナル點ヲ列記セラルヽコト

(七) 當然行ハルベキ診斷上必要ナル諸檢査ハ必ズ之ヲ行ヒ其ノ結果ヲ記載セルヽコト

(八) 尿量及尿ノ肉眼的所見ヲ記載スルモノ少ナシ化學的及顯微鏡的所見ト併記セラルヽコト

(九) 通常局所療法ヲ必要トスル疾病ニ於テ其ノ必要ナキ場合ハ「必要ナシ」ト明記スルコト

(十) 既往症ニハ該疾病ガ入所前ヨリノ罹病ナルカ又入所後ノモノナルカヲ明ニスルコト

(十一) 昭和四年十一月十五日行甲第一、七一五號通牒ニ依リ報告スベキ刑執行停止又ハ死亡者ノ數ニシテ衞生月表等ト對照スルニ符合セザルモノアルコト

(十二) 患者ノ治療ニハ廣ク其ノ診斷學的檢索ヲ周密ニシ其ノ原因療法ヲ基本トシ之ニ對症療法ヲ加ヘ以テ治療日數ノ短縮ニ努ムルコト

一、衞生月表ノ臨時投藥人員ハ昨年七月十六日行甲第一、〇八四號通牒第四二ニ說明セルガ如ク保健技師、技手ニ於テ所謂臨時ノ際一時的ニ投藥ヲ爲シタル人員ヲ掲記スベキモノナルニ之ヲ一日平均診察人員ト對照スルニ反テ臨時投藥人員ノ多キ所アリ斯クテハ臨時投藥ノ旨趣ヲ沒却シ延テ患者ニ對スル診療ノ適正ヲ缺クガ如キ結果ヲ招來センコトヲ憂フ注意セラルベシ

一、病名ノ記載方ハ收容者死因及疾病分類表ノ中分類ニ依ル死因及病名ヲ記載シ再掲ノ場合ハ當該小分類番號ヲ表示スルコトハ大正十三年六月行甲第七八三號通牒ニ依リ明カナルニ拘ラズ單ニ再掲病名ノ小分類番號ノミヲ記入スルモノ或ハ番號ヲ記入スベキモノヲ脫漏シ又ハ再掲ノ場合番號ノミヲ記入シイロハニノ符號ヲ脫漏スル等アリ製表上支障尠ナカラザルニ付一層注意アリタシ

病名記載例

例ヘバ再掲「其ノ他ノ神經系ノ疾患ヒステリー」ハ中分類「其ノ他ノ疾患八四ノロ」ト記載スルコト

二、作業種目ノ記載ハ受刑者(懲役囚)ニ限ルモノナルニ往々刑事被告人、禁錮囚、勞役場留置者等ニモ記載シ又作業種目ヲ記載スベキヲ細目ヲ記載スル向アリ作業種目ハ必ズ大正三年三月監甲第二〇四號通牒在監者食糧給與手續第二表ニ依リ記載スルコト

三、延日數ヲ計算スルニ當リ發病當日ヲ除外スル向アリ又越患者ノ場合ハ一月一日ヲ起算點トスベキニ發病時ヲ起算點トスル向アリ右ハ必ズ一月一日ヲ起算シテ延日數ヲ計算スルコト

四、越患者ノ發病時ヲ全部一月一日ト記入スル向アリ右ハ發病ノ現實ノ日ヲ記入スルコト

五、病死、變死及疾病ニ因ル刑執行停止等ノ場合ニ於ケル年齡及轉歸時ハ出監小票ノ年齡及出監日ト合致スベキニ往々符合セザル場合アリ右ハ一應出監小票ト對照セラレ度コト

◇本會基金寄附

金壹千圓

眞宗本願寺派本願寺

右本會基金として寄附せられた。

◇名譽會員推薦

本會支部長として功勞尠からざりし前典獄左記五氏は今回名譽會員に推薦せられた。

從四位勳四等	莊田經綸	正五位勳四等	飯田高朗
從五位勳五等	富樫源治	從六位勳五等	福村太三郎
從六位勳五等	井上金次郎		

刑政第43巻第5号　矯正図書館

刑務官特別講習會
始・業・式・擧・行
四月五日練習所大講堂で

刑務官特別講習會（保健技師、作業技手、教誨師講習）始業式は、四月五日午前十一時三十分より協會内刑務官練習所大講堂に於て擧行された。

定刻、まづ四十二名の講習生着席するや、岡部、森山、正木各書記官、根本市谷、吉田小菅、椎名豊多摩、佐藤巣鴨の四刑務所長及び有馬四郎助氏その他數氏の臨席あり、住江常務理事の擧式の辞によつて式は始められた。

かくて、練習所長の訓示に移つたが、當日は恰かも高松宮殿下が八王子少年刑務所に台臨遊ばされるので松井行刑局長はその御案内のため出席することができず、岡部書記官これに代つて大要次の如く訓示を述べた。

本日は、松井行刑局長が親しく出席して訓示を述べることになつて居りましたが、高松殿下が多摩少年院及び八王子少年刑務所に台臨遊ばされますので、その御案内に參り出席ができませんので、不肖私が代つて一言申述べる次第であります。

刑務協會が、刑務に關して平素色々の事業をやつて居ることはすでに諸君の御承知の通りでございまして、普通練習所及び今回開きますこの特別講習會の如きはその一端であります。諸君の如く、平素刑務の重要なる地位の一部を擔任せらるゝ方々の集りを開くことは、度々あつて然るべきで、われ〳〵もその實現に努めて居るのであります。けれども職務が重大で手離すことができないのと、諸君の如く個人的、社會的事情等によつて、度々出て來られることが困難であります。その公私共に困難であるに拘らずこれを開く所以のものは、實に刑務が全体より觀てゆるがせにすることが出來ないからでございます。

殊にこの講習會は、普通練習所と異なつて、短期間に多くの課目を詰込むといふ、大いに無理なところがあります。どうか諸君は、われ〳〵も努力致しますが諸君も大いに努力せられて、この講習會の目的を達成せられて慾しいのでございます。

私の今日考へてゐることは、行刑が社會に進出したと申しますか、行刑に關する社會の監視が隔世の感ある事實であります。

刑の方面に於ける行刑の進出は、學者が現に說いてゐるところであつて諸君も

御承知の通りでございますが、昨日と本日の兩日に亘つて東京日日新聞社樓上に於て東京控訴院管内保護事業研究會が開かれて居ることを見ましても、保護事業に從事する人々の熱あることと、東京日日新聞社の努力といふものが、間接に行刑の社會的地位を研究する一の材料に外ならぬと思ふのでございます。その他新聞紙上の記事、文藝等に現はるゝところを見ましても、刑務所の知識が社會的になつて居る。度々宮樣が刑務所を御視察になり、殊に本日の如きも八王子に高松宮樣が御出になつて居りますことは、全く有難き思召を現はされたためでございます。

昔は監獄のことは監獄の役人丈けの知識に限られて居りましたが、それと今日とを合せ考へますれば、全く隔世の感があるのでございまして、まことに喜ばしき現象と思ふのであります。斯の如く行刑が社會的に進出してゐることを考えますならば、われ〳〵の責任が倍加してゐることを思はされるのでございまして、まさにわれ〳〵が百尺竿頭一歩進めて、それに向つて精進すべき時代であると考へるのでございます。

こゝに、醫務、作業、教務に從事せらる諸君が、一堂に會して研究せらるゝことは、まことに意義あることであります。から、この機會を充分に利用せられ、講習を受けられて、行刑のためになるやう努力せられんことを望む次第でございます。

この訓示が終るや、住江理事より講習期間中に於て注意すべき數事項について注意を與へ、正午過ぎ式は無事終了した。

なほ、講習期間及び講習生の氏名については、本誌前號に於てすでに掲載した通りであるが、講習科目及び擔任講師等は次の如く決定した。

（Y生記）

一、三講習共通科目

行刑思潮　行刑局長　松井和義
刑事政策　刑事局長　泉二新熊
行刑法規（戒護、拘禁）　司法書記官　岡部常
（作業）　〃　正木亮
（教化及釋放）　〃　森山武市郎
（衞生總論）　〃　衞生官　芥川信
刑事手續　司法書記官　潮道佐
司法保護　司法省保護課長　大原昇
教育原理　帝大教授　吉田熊次
教育刑　〃　牧野英一
精神考査　〃　桑田芳藏
思想問題　〃　土方成美
刑務實地指導（教化）　小菅刑務所長　吉田律（見學の時）
（作業）　巣鴨刑務所長　佐藤乙二（〃）

二、保健技師特別講習科目

内科學　帝大教授　島薗順次郎
〃　〃　眞鍋嘉一郎
〃　〃助教授　塩谷不二雄

矯正図書館

外科學　仝　原勇三
眼科學　帝大教授　石原忍
耳鼻咽喉科學　仝　増田胤次
皮膚病學　仝　遠山郁三
花柳病學　仝　三宅鑛一
精神病學　仝　竹内松次郎
細菌血清　仝　永井潛
性慾生理學　仝　佐藤秀三
輓近に於ける結核研究の趨勢　行刑衛生各論　司法省衛生官　芥川信

作業技手と合同　勞働能率研究　帝大教授　高橋孝太郎
工場衛生　横手千代之助

三、作業技手特別講習科目

職業教育（指物）　高等工藝學校教授　本檜恕一
仝（圖案）　小菅刑務所技師　關敬信
仝（金屬）　東京工業大學教授　關口八重吉
仝（印刷術）　高等工藝學校教授　伊東亮次
工場管理　專賣局技師　神田孝一
作業企劃　司法省囑託　前田靜雄
教誨師と合同　社會問題概概　帝大教授　河津暹
保護の現況　補成會理事　香川又二郎

仝　保健技師と合同　勞働能率研究　高橋孝太郎
工場衛生　横手千代之助
科外實務
（作業會計實務）　司法屬　大原虎夫
（作業實務）　仝　鑓山俊治

四、教誨師特別講習科目

失業及職業紹介問題　東京市中央職業紹介所長　豊原又雄
東京市社會事業概概　東京市囑託　賀川豊彦
宗教と教誨　東洋大學教授　英秀雲
現代の佛教思潮批判　西本願寺帝大助教授　宇野圓空
聽衆心理　東洋大學教授　加藤咄堂
出版物と讀者心理　小野賢一郎
經驗より見たる思想犯人の教化　市谷刑務所長　根本仙三郎
仝　上　豊多摩刑務所長　椎名通藏
社會問題概概　帝大教授　河津暹
保護の現況　補成會理事　香川又次郎
共產黨事件に對する考察　東京地方裁判所檢事　平田勳

五、見學ケ所（豫定）

多摩御陵參拜、八王子少年刑務所、多摩少年院、小菅刑務所、東京同愛記念病院、東京市療養所、体育研究所及三共株式會社、茅ケ崎南湖院、小田原少年刑務所、東京市板橋養育院、巣鴨刑務所、印刷局、東京工業試驗所、フォード自動車工場（鶴見）、音樂學校、高等附屬小學校、東京朝日新聞社、（以上）

東京控訴院管内
司法保護事業研究會
結成式とその第一回總會

東京控訴院管内司法保護事業研究會の結成式並に第一回總會が、四月四、五の兩日を以て、東京日々新聞社大會議室に於て開催された。出席者百三十餘名。

結成式に先つて先づ結成に關する協議會を開き、主催東京釋放者保護事業聯盟の梅本龍海氏司會者として開會を告げ、武田慧宏氏より今日に至る經過を報告ありて、吉田小菅所長が座長に推薦され、結成に關する協議を終了したる後、會則に依り檢事長に會長を依頼し、三木檢事長登壇、一場の就任挨拶があつた。

結成式

來賓として渡邊司法大臣、川崎政務次官、小原次官、大原保護課長、泉二刑事局長、松井行刑局長、川西宮内書記官、相田内務囑託、原中央社會事業協會主事、村田府社會課長、牧野大審院長、小山檢事總長、宮城大審院檢事、田中地方裁判所長、岩村控訴院檢事、鹽野檢事正、鈴木審判所長、太田矯正院長、鈴木輔成會長、岡東日副社長、住江刑務協會理事、管内地方裁判所長、檢事正、刑務所長、各宗々務院其他四十數名參列、午前十一時三十分開式。梅本氏の舉式の辭に次いで、三木會長は「司法保護事業は今更めて絮說するまでもなく、檢察、裁判、行刑と相並んで刑事制度の四大要目の一を占めて居るのである。裁判は檢察を前提と致し、又行刑は裁判を前提と致して、各機關がその効用を完全に發揮すると同樣の關係に於て、行刑も亦保護の機能を俟つて始めて完成せらるゝのである。刑事政策の幹流は檢察に始まつて保護に終るまで相關連續の作用であつて、其の一障碍が生ずればその全部の機能を阻害せらるゝ結果となるのである。別して保護が最終の地位に立つだけに其職責は重且つ大なりと言はねばならぬ……」

と式辭を陳べ、次に司法大臣の祝辭あり、「釋放者保護事業の究極の目的は畢竟刑餘者の再社會化といふことに在ると考へるのである。即ち彼等をして再び社會に復歸せしめ良民と伍することを得せしむるといふことに歸するのである。――釋放者の社會復歸を圖るには第一に彼等に適切なる職業を與へ獨立自治の途を講ぜしむるを以て最も急務とする。然しながら釋放者に對する社會一般の人々の十分なる理解同情とを得ることの仲々に容易ならざる爲め、又他面には各種の法制上の規定等の存する爲め、刑餘者の就職は一般人の就職に比し數倍の困難を伴ふものがあると思ふのである。殊に目今の如き所謂失業洪水の時代に於ては刑餘者の就職一層困難なるは許より想像に絶するものがあると考へるのである。――一層諸君の奮勵努力を願望する」

と斯の事業に深甚の同情を披瀝した。次いで鈴木輔成會長の祝辭、本山大毎社長の祝辭を兩副社長の代讀があり、式を

矯正図書館

閉ぢたのは將に正午。

役員の決定は左の通り

理事　靜岡　田中秀實氏
　　茨城　長谷場圭介氏
　　千葉　中村基吉氏
　　長野　藤居虚氏
　　栃木　樋口柳吉氏
　　神奈川　河邊湛然氏
　　群馬　佐田仙馨氏
　　山梨　大月義牛二氏
　　埼玉　大島寛爾氏
　　新潟　瓜生義淳氏
　　東京　吉田律、武田慧宏、秋庭正道三氏

顧問　松井和義、岩村通世、大原昇、香川又二郎の四氏

協議會

午後一時五十分開會、三木會長差支に付吉田律氏を議長に指命して、協議會に入り、

一、現今の失業狀態に鑑み刑餘者就業問題打開の方策如何（東京釋放者保護事業聯盟、靜岡縣聯合保護會、信濃福壽園提案）

二、司法保護事業に對する國庫奬勵金の增額を速に實現せらるゝやう政府に建議の件（東京釋放者保護事業聯盟提案）

本案は建議書案を齊修會が作ること、なつた。尙ほ、これを全控訴院管内研究會へ通知することになつた。

三、司法保護司制度の制定促成を其筋に建議の件（東京釋放者保護事業聯盟提案）

本案は建議書案を自立會が作ること、なつた。

四、刑餘者復格運動を中央並に地方的に一層有効ならしむる方法如何（横濱修道會提案）

本案は研究會内の會員がその地方の代議士を說くことを條件として更に研究會の名を以て復格促成會にこの運動を依頼したいとの動議を可決。

五、受刑者家族保護の適切なる方法如何（埼玉自彊會提案）

本案は「受刑者家族保護の徹底を期する爲救護法の實施を建議するの件」と改むることの動議を可決。

六、犯時十八歳未滿にして判決當時既に十八歳に達したるため少年法の適用を受けざる者の中少年法施行の日より大正十四年一月刑事局長通牒第二五二號發令までの間に判決確定したる者につきては當局より市町村役場に對し犯罪通知の取消を發せらるゝ樣其筋に申請の件（小田原少年團提案）

本案は小田原、川越兩少年刑務所關係者のみの問題として提案者から案を撤回した。

以上を以て四日の協議會を散會、時に午後四時三十分。午後五時より東京會館に於て懇親會を開催、席上、三木會長の挨拶、代表佐田仙馨氏の謝辭、牧野大審院長、東日副社長岡實氏の祝辭等があつた、五日午前九時二十分より前日に引續き開會、協議事項左の如し。

七、保護思想普及に關する良法如何（靜岡縣聯合保護會、群馬縣甘樂郡各宗和敬會提案）

右終つて、次回開催地を群馬縣とすることを可決し、午前十時より吉田律氏、伊藤眞諦氏の研究發表ありて、三木會長閉會の挨拶をなし、後、一同は司法大臣寄贈の晝食を喫して、新宿御苑の拜觀に出發、その後は自由見學となした。

第三回茶話會

林賴三郎博士の講演

活動寫眞で賑ふ

刑務協會主催本年度第三回茶話會は、四月十二日(土)正午より開かれた。まづ餘興として「帝都御巡幸及び復興記念映畫」をはじめ、「泳げや泳げ」「生きた自動車」「命の燈」等二時間に亘る活動寫眞を映寫し、終つて午后二時より樓上大講堂に於て、大審院檢事林賴三郎博士の講演「歐米視察談」あり、會する者百餘名に上り、すこぶる盛會裡に午後五時閉閉した。因に當日の來會者は次の如くである。

（市谷）根本仙三郎、伊藤忠次郎、齋藤文藏、吉田綱紀、山中鉄一、乙坂佳性、青柳彌錄、河野義通

（小菅）吉田律、島田鍬太郎、鈴鹿由太郎、塚原筆吉、村上雄治、伊藤善重、東海林利吉、

（巢鴨）江村繁太郎、大草東三郎

（豐多摩）椎名通藏

（横濱）河邊湛然、鷲津愛十郎、髮川兵次、上野豊、本田厚太郎、岩本武夫、高田清治、佐藤源八、齋藤權次佐々木岩藏

（千葉）二瓶伊七、宮古友治、杉川洞觀、黑田賢雄、金澤眞一郎

（川越）嶋田幸治、三浦惣次郎、亀地繁人、新井米八、福岡一郎、沼田平助

（宇都宮）池田詮季、米陀市藏、池田六郎、小野瀨春次郎、舟山信吾

（八王子）武田又市

（小田原）善波和喜造、久保喜與一

（甲府）奥田將

（久留米）柳原敎貫

（松山）吉藤賢英

（三重）栗眞峻

（長崎）敎山祐警

（岡山）帆足琢磨

（京都）行友貫重

（網走）園井義雄

（宮崎）藤岡哲才

（姫路）吉田敎靈

（大阪）岡本敬之

（上諏訪）千野頌晴

（司法省）松井和義、岡部常、森山武市郎、正木亮、和田岩雄、中田主稅宇田象三、津久井作司、井川信一土橋惣太郎、仁科正次、山本作藏金田案三郎、古田圓正、妙圓圓弘吉、久保田春太郎

（其他）有馬四郎助、藤澤正啓、和田千松郎、稻葉幸太郎、長谷川喜一、鶴村芳英、並本會職員一同

矯正図書館

敍位敍勲

敍從五位　司法書記官　正六　森山武市郎
〃　典獄　正六勲六　江藤惣六
〃　〃　正六勲六　谷内庄太郎
三月十二日
敍正五位　元典獄　從五勲四　飯田高朗
三月十五日
敍從六位　典獄　正七勲六　青木七太郎
〃　〃　〃　高野直四郎
敍正七位　典獄補　從七勲六　江村繁太郎
〃　看守長　御七勲七　伊藤義三郎
〃　〃　勲八　馬場治作
敍正八位　〃　〃　宮下佰
敍正六位　典獄　從六　堀田實寛
敍從六位　保健技師　正七　渡邊實
〃　正七勲五功五　向井淺三郎
敍正七位　〃　從七　松本貞曾
〃　〃　〃　杉下學人
敍從六位　教誨師　正七　佐々木英之
〃　〃　正七勲六　原卓一
敍正七位　〃　從七　香川千巖
〃　〃　〃　常盤隆澄
〃　〃　〃　吉田敬靈
〃　〃　〃　涌水玄痴
〃　〃　〃　巖三乘
〃　〃　〃　眞田英道
〃　作業技師　〃　秋保謹四郎
〃　〃　〃　神崎優
〃　〃　〃　小山博
三月二十四日
敍勲九等授瑞寶章　典獄　從六勲六　七戸大助
〃　〃　〃　北崎唯次郎
〃　〃　正七〃　青木七太郎
敍勲七等授瑞寶章　宮城刑務所看守勲八　佐々木文三郎
〃　〃　〃　小泉伴治
〃　〃　〃　白石重五郎
〃　〃　〃　太田惣助
〃　看守長　〃　西久保清
敍勲六等授瑞寶章　宮城刑務所看守〃　田中長藏
敍勲七等授瑞寶章　保健技師　從六　鈴木仁次郎
〃　元典獄補　從七勲八　蓑輪市太郎

敍任辭令

亞米利加合衆國及加奈陀ヘ出張ヲ命ス
作業技師　原三朗（神戸）
任教誨師（樺太支所）十一級俸　教誨師　塚本良讓（裏鴨）
任判事（名古屋控訴院）三等一級　典獄　莊田經綸（奈良）
（退職）

事實刑獄物語

天保 江州百姓一揆（下）

その蜂起と刑獄

遠藤但馬守領分朝國村の庄屋は、人民蜂起の次第を三上村の陣屋にかくと注進したので、遠藤家の平野八右衛門は、藩主の陣屋へ逃る樣市野に諫言したが、とりあはない。一揆がおしよせて來た旨を言つても

市野「默れ！　今となつては御朱印もおれも助からんと云ふか？　馬鹿申すな。此の市野の眼の黑いうちは、百姓のけがらはしい指など一本でもさゝせんわ」

平野「と申しましても何分四万余人の大一揆」

市野「默れと云ふに、腰ぬけ者め、幾ら四万人でも、たかゞ虫ケラにも劣る百姓どもぢや、今おれが一言のもとに追つ拂つてみせる。こらみんなつゞけ」

とたち上つた。そこへ、三上村年寄役内堀善左衛門出で、三上村は、もとより貧乏で、困つてゐるところへ一揆のための拠出しで、玄米さへも足りなくなり、女子供は、握飯のために手がたゞれて泣くやらわめくやらの始末であるからどうか立ちのいて頂きたいと訴へる。

市野「（滿面朱をそゝいで）くだらんことをつべこべ申すな、今おれが出て叱りつければ亂暴者どもは、蜘蛛の子を散らすやうに散つて終ふわ」

と言ひつゝ玄關から門へ向ひ、門を拔かせ、門ぞとへ一歩ふみ出し大聲をあげて、

市野「こら百姓共、この方達、鐘太鼓を叩いてこんな仰々しい騒をするとは何事ぢや、お祭りではないぞ、腹がへつて氣がちがつたか」

矯正図書館

百姓達は口々に、どなり、中には、小石をぶちなげる者もゐる

市野「(虚勢をはつて)願ひの筋があるなら言つてみろ」

百姓達「願ひつてなア、市野の首を受取ることよ、市野茂三郎を突つ殺すことよ、ベチヤクチヤ云つてるまに、市野を突き出せ、市野を出せ」

意外なる百姓の氣勢に、市野は、這々の体で門内に逃げ去つた

×

やむなく平野八右衛門は、代つて願ひの筋を聞くことゝなる。總代として土川平兵衛は檢地の取やめを歎願に及ぶ。群集の威勢におどゝ〳〵して平野は承知、内に這つて、市野に事の由をとき、檢地取やめの書付の交付を願つた。處が市野にしてみるとそれは、將軍家よりの首の問題にかゝはる。と云つて、市野はぶる〳〵ふるへ名案が出ない。やつと、平野のあとで取消さうとどうしようと書付をとにかくやつておけばと云ふ入智慧でかいたのが、檢分中止の證書である。さうして、かき終ると、部下に命じて、急據立ちのきの準備をいそがせた。一方平野もこの證書をさへ百姓共にわたせば、事はおさまるとほつとしながら、いきりたつ群集の前にたち土川平兵衛に、書付をわたした。

ところが、平兵衛は、書付を一應みながら

平兵衛「これは何だ、第一にわれ〳〵はさつきから御檢地中止を願つたわけではございません。お取りやめと申したつもりでございます」

平野「(やゝ狼狽して)お取やめも中止も結果に於て同じ事ぢや」

平兵衛「(斷然)決して同じ事ではございません」

大衆もこれに和して、

「まるで誠意がない」

犬の誠意だ。

やつゝけろ!

……」

と承知しない。

百姓は、その奸策をみてとつたのである。

ことに花押がおし捺印してないのはその誠意を疑はしめた。

かくて、遂に、十万日檢地を日延べする事といふ名案を要求した。平野は、仕方なく市野にもう一度伺ふ旨をとりなし玄關に這入つた。

事の次第をきいた市野は、怒りもし、おどろきもしたが、いまとなつては、どうも出來ぬ、要求のまゝに、とりあへず十万日々延の書付をかいたが、さてとなると、署名する印が、あはてて荷造をしたゝめに、どこにあるかわからない。部下がいらいらして、といた行李をほどいたりして探すが見當らぬ。

そのうち、いまか〳〵とまつた群集は、しびれをきらし、だまされるのをおそれて、門におしよせた、聲をかけたが應じない門もあかぬ、そこで久右衛門といふ强力は、五六十貫もある大石をふりあげて、力まかせにぶつゝけた、門がをれ、板くだけ、門が、そこで兩方へ開いた、護衛の武士も物すごいその勢にみんな座敷へ逃げこんで終つてゐる。

市野はすばやく、土地の百姓甚兵衛と五右衛門をつれて、その案内によつて三上山百足穴ににげ込んだ。通つたあとは、殿の五右衛門が人に氣づかれない樣に、草や蔓をもとの樣に直して來た。三人は穴の中でぼつとしてゐる。

處が百姓共は、迫かけ山を包圍した。土地の若者が、若しやと思つて百足穴へ來たが蔓がはびこつてゐるので、居そうもないと思ひ乍ら、蔓草をかきわけて、首をつゝこむと、あつと叫んでうしろに倒れた。ツブテにうたれたのである。

聲聲、「何にツブテ?

ぢやゐやがるんだ、

ゐやがるぞ」

等叫びあひ乍ら、他の若者は竹槍をそろへて穴の中へつき込んだ。中から、とう〳〵甚兵衛達傷つき乍ら出て來た。百姓達は昂奮して、無二無三つきこもうとするのを、藤谷彌八が制し、市野を殺さないといふ條件をたて、百姓達に武器をすてさせて穴から出ることゝを市野にすゝめた。

市野は生命ほしさに、青ざめ乍ら出てくる。彌八直ちにしばり、證文を要求する。處が證文は平野がもつてゐると云ふ。

をりふし、遠藤藩陣屋では、鐵砲の音がきこへる。おどしの鐵砲である。群集は、それにおびへない。つひに、平野をとりふこむ。平野はやむなく印のない書付を示す、印は、平兵衛がさきに家の中をさがしたときに發見してもつてゐる。平野は强いられて市野茂三郎とかいた下へ、印をうけとつて捺印する。そこへ市野は引きづられて來た。證文捺印に、恐怖して承諾を與へる。

百姓衆、無數の手をあげ、武器をあげて、一齊に萬歳を唱へた。

これで、爭議は一應終結し、市野は一揆軍の退くのをみて、遠藤家の兩掛長持駕籠を借用し、夜にまぎれて三上村を發し、江戸への歸途小田原で、腹を屠つて死んだ。或る說では罰せられて庶人となつたとも云ふ。

×

一方、當然、騷動の檢舉が初まつた。

幕府は、諸大名に命じて再蜂起を嚴重に監視せしめた。「若し變動があつたらどし〳〵やつゝけろ等閑に付したら削土すべし」といふ達示で、土地の大小名はびく〳〵であつた。

發頭人はもとより、捕縛は覺悟である。また市野から證書をとつただけで、大切な檢地の終末がついたわけではない。むしろ目的はこれからにあるのである。平兵衛も文吉もこれを今生の別れと、一同を集め、心からの宴をはり、しづかに縛についた。

×

幕府の勘定留役關源之進、戸田嘉十郎は十二月十四日大津につき、十六日、京都二條の獄にゐた土川平兵衛等は、大津の獄にうつされた。

矯正図書館

石原代官所が、臨時裁判所となり、石原清左衛門の手代世高周藏、本庄彦作の兩人が下調役、訊問の準備をなした。

而て、天保十四年の春、關は、徹底的に糺彈すべく、またその統一ある斷固たる農民の結束から、騷動に重く關與したものがわからないために、三郡三百三十余ヶ村及び蒲生仁保川筋の村々から宗旨帳簿を集め、村々殘らず庄屋年寄のうちからは一領地について一人、百姓は一村から三人つゞ出頭すべきことを命じた。

處が、百姓の方では、たれが出頭すべきか定めにくひばかりでなく、殘虐なる拷問法をきゝづたへて、たれも應じやうとする者がない。遂にやむなく、多分の手當を支拂ひ、くぢ引で出頭人を定めることゝなつたが、その取調その檢舉は、實に無法で眞實をきはめず中には、親族が引きとられたので、見舞にゆく途中を同類として見なされしばられたものもあつた。

取調べの手段も過酷で、未曾有の拷問法がまち設けられた、つりあげてうつのは勿論、算盤責、木馬責、さては、それを炭火の上で行ひ皮肉がたゞれて死ぬるものも、數へ切れぬほどあつた。幾度か息の音をきらされた。檢舉されたもの二千余人、とても從來の獄舍では、間に合はぬ、宿あづけもあつたが、それでも、一疊には四人もおしつめられ、(公事宿)獄舍も急造された。

が、獄中の苛責の音號、泣の聲が、たへずもれてくるので、そのあたりは地獄そのまゝであつたといふ。

×

しかし、多くは、拷問にあひ乍ら、一言も白狀しなかつた。江戸へ送られて、その不法を叫び、最後の目的を達成しようとする魂からである。

土川平兵衛も、火責にあはされ死にのぞんだとき、眼中に血をそゝぎ、幕吏源之進をにらみつけ、悲壯なる聲で、

「ふん、殺さうと思ふなら殺してみろ！

おれの命は、お前たちの手の中にあるんだ。だから何とでも勝手にするがよい。だが、たとへ火責水責の苦しみをなめて死なうと、おれは決してしやべらねえ……おれの身体は自由勝手に出來るかつて、おれの精神までを自由に出來るなどと取つちがへるな」

今日身はこの白洲にたほるゝとも魂は征夷大將軍の御前に出て、一陳言せずして止むべきか、公等夫れ克く之を記憶せよ。

と彼は面罵した。

源之進は、しかしその熱狂のため、法廷の尊嚴を冒瀆されることをうれひた。關のために、氣狂として特別待遇をされた。

×

三月四日、土川平兵衛を初め十一人は、百二十余日、大津の獄で慘酷な拷問をうけた末江戸に護送されることゝなつた。湯に入らさないばかりでなく、水さへつかはせなかつた、みんなかはりはててゐる。生きてゐるのが不思議な位だつたといふ。

妻子、眷族は勿論、農民等は皆名殘をおしみ、大津をはじめ

沿道の驛村は、群集でいつぱいである。みんな袖をぬらし、眼を赤くしてゐる。十一挺のかごは、文五郎を先に、平兵衛を最後として、嚴重に監視のもとに運ばれたが、各村々では、平兵衛大明神、治兵衛大權現と叫び、涙をおとし、掌を合せて拜み近江路の二日間は、號泣の聲がたへなかつた。

×

江戸の裁判に於ての結果は、藤森氏の蜂起では、囚人達がその不法な檢地の件をのべ、お上の處置をあざけり笑ひ「××」の結果で幕がおろされてゐるが。田島治兵衛、黄瀨文吉などは、

余りに非理分明なる拷問をうけたることを有司は感じ、探偵を江州に派遣、檢地の實地を調べたところ、毫もその陳述に相違ないので、憐愍し、數等の減刑をなし、また大津の獄に殘された谷口庄内、鵜飼產四郎外八名は、門前拂で闕所、江戸九里四方近江國御擇ひ、その他鐘撞、笛吹等は闕所、近江御擇ひ、或は村限に處せられた。同時に、不法な取扱ひをした役人や、騷動に傍觀的態度をとつた水口藩の細野や、直接關係ある遠藤藩のもの等夫々、押込などの處斷をうけた、關係した庄屋は、役儀をとりあげられ、科料に處せられた。（終）

昭和五年一月中入出監並月末在監人員

△ハ減

Prison Population during the Month of January, 1929

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,493	2,501	2,698	37,305	37,493	35,249	△ 188	2,056
刑事被告人	4,019	3,036	2,762	4,293	4,019	3,498	274	795
勞役場留置者	322	364	412	274	322	239	△ 48	35
乳兒	8	1	1	8	8	8	—	—
總計 男	41,097	5,767	5,719	41,145	41,097	38,280	48	2,865
總計 女	745	144	154	735	745	714	△ 10	△ 21
總計 計	41,842	5,911	5,873	41,880	41,842	38,994	38	△ 2,886

備考　內朝鮮人受刑者男1,122人女1人　刑事被告人男158人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	76	49	125
	女	—	1	1
露西亞	男	1	—	1
伊太利	〃	—	1	1
羅馬尼亞	〃	—	1	1
波蘭	男	—	1	1
波斯	〃	—	1	1
總計	男	77	53	130
	女	—	1	1

昭和四年一月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of January 1929

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	勞役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳兒 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	947	—	947	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	947	—	947
市谷 Ichigaya	109	13	122	× 47 1,082	× 1 22	× 48 1,104	49	—	49	—	—	—	1,287	36	1,323
豐多摩 Toyotama	809	—	809	— 188	— —	— 188	3	—	3	—	—	—	1,000	—	1,000
巢鴨 Sugamo	1,970	—	1,970	— —	— —	— —	1	—	1	—	—	—	1,971	—	1,971
横濱 Yokohama	590	1	591	— 139	— 2	— 141	10	—	10	—	—	—	739	3	742
千葉 Chiba	729	—	729	× 3 36	— —	× 3 36	2	—	2	—	—	—	771		771
水戸 Mito	315	—	315	— 40	— 3	— 46	7	—	7	—	—	—	355	3	358
宇都宮 Utsunomiya	348	123	471	× 1 11	— 1	× 1 12	—	—	—	—	—	—	360	124	485

矯正図書館 刑政第43巻第5号

前橋 Maebashi	1,197	—	1,197	× 2 67	— 3	× 2 70	9	—	9	—	—	—	1,275	3	1,278
静岡 Shizuoka	658	—	659	× 8 65	— 1	× 8 66	6	—	6	—	—	—	738	1	739
甲府 Kōfu	453	—	453	— 53	— 2	— 55	4	—	4	—	—	—	510	2	512
長野 Nagano	594	—	594	× 1 54	— 1	× 1 55	4	—	4	—	—	—	651	1	652
新潟 Niigata	360	—	360	— 37	— 1	— 38	1	—	1	—	—	—	398	1	388
京都 Kyoto	906	127	1,033	× 3 104	— —	× 3 104	4	—	4	1	2	3	1,018	129	1,147
大阪 Osaka	3,109	1	3,110	× 12 423	— 8	× 12 431	32	3	35	—	—	—	3,576	12	3,589
神戸 Kobe	1,522	1	1,523	× 14 114	— 1	× 14 115	24	1	25	—	—	—	1,674	3	1,677
奈良 Nara	650	—	650	× 2 15	— 1	× 2 16	—	—	—	—	—	—	667	1	668
滋賀 Shiga	433	—	433	× 2 20	— —	× 2 20	2	—	2	—	—	—	457	—	457
徳島 Tokushima	427	6	433	× — 12	— 2	× — 14	3	—	3	—	—	—	442	8	450
高松 Takamatsu	747	—	747	× 5 17	— 2	× 5 19	1	—	1	—	—	—	770	—	772
高知 Kōchi	572	7	579	× — 21	— —	× — 21	3	—	3	—	—	—	596	7	603
名古屋 Nagoya	1,750	61	1,811	× 19 191	— 2	× 19 193	13	—	13	2	1	3	1,975	64	2,039
三重 Mie	681	—	681	× 1 30	— —	× 1 30	3	—	3	—	—	—	715	—	715
岐阜 Gifu	581	1	582	— 34	— 2	— 36	1	—	1	—	—	—	616	3	619
金澤 Kanazawa	618	14	632	× 2 94	× — 3	× 2 97	—	—	—	—	—	—	714	17	731

廣島 Hiroshima	1,038	90	1,128	× 4 131	— 6	× 4 137	7	—	7	2	—	2	1,182	96	1,278
山口 Yamaguchi	570	1	571	— 24	— 1	— 25	3	—	3	—	—	—	597	2	599
岡山 Okayama	874	3	877	× 6 48	× 2 4	× 8 52	13	—	13	—	—	—	941	9	950
松江 Matsue	657	—	657	× 2 51	— 3	× 2 54	2	—	2	—	—	—	712	3	715
松山 Matsuyama	514	—	514	× 2 41	— 2	× 2 43	3	—	3	—	—	—	560	2	562
長崎 Nagasaki	637	—	637	× 3 84	— 4	× 3 88	6	—	6	—	—	—	730	4	734
三池 Miike	1,150	—	1,150	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	1,150	—	1,150
福岡 Fukuoka	1,606	45	1,651	× 7 148	— 1	× 7 149	8	—	8	—	—	—	1,769	46	1,815
大分 Oita	396	—	396	× 1 36	— 1	× 1 37	2	—	2	—	—	—	435	1	436
熊本 Kumamoto	801	—	801	× 5 51	× 1 3	× 6 54	4	—	4	—	—	—	861	4	865
鹿兒島 Kagoshima	387	25	412	× 1 35	— —	× 1 35	3	—	3	—	—	—	426	25	451
宮崎 Miyazaki	361	—	361	× 1 18	— 5	× 1 23	2	—	2	—	—	—	382	5	387
沖縄 Okinawa	384	12	396	× 1 11	— —	× 1 11	1	—	1	—	—	—	397	12	409
宮城 Miyagi	610	46	656	— 47	× 1 1	× 1 48	1	—	1	—	—	—	658	48	706
福島 Fukushima	347	—	347	× — 30	— 1	× — 31	11	—	11	—	—	—	388	1	389
山形 Ysmagata	191	—	191	× — 34	— 1	× — 35	6	—	6	—	—	—	231	1	233
秋田 Akita	359	—	358	— 65	— 4	— 69	4	1	5	—	—	—	427	5	432

矯正図書館
刑政第43巻第5号

青森 Aomori	236	—	236	48	— 1	49	—	—	—	—	—	—	284	1	285
札幌 Sapporo	1,048	39	1,087	× 1 106	— 4	× 1 110	9	—	9	—	—	—	1,164	43	1,207
函館 Hakodate	411	1	412	× — 28	—	× — 28	2	—	2	—	—	—	441	1	442
網走 Abashiri	522	—	522	× 4	— —	× 1 4	—	—	—	—	—	—	527	—	527
釧路 Kushiro	240	—	240	× 3 9	— —	× 3 9	2	—	2	—	—	—	254		254
小田原（少年） Odawara (for juvenil delinquents)	294	1	295	— 7	— —	— 7		—	—	—	—	—	301	1	302
川越（同） Kawagoe (ditto)	264	—	264	— 4	— —	— 4	—	—	—	—	—	—	268	—	268
姫路（同） Himeji (ditto)	442	—	442	— 23	—	23	3	—	3	—	—	—	468	—	468
岡崎（同） Okazaki (ditto)	218	—	218	— 46	— 3	— 49	—	—	—	—	—	—	264	3	267
岩國（同） Iwakuni (ditto)	263	—	263	— 4	— —	— 4	—	—	—	—	—	—	267	—	267
久留米（同） Kurume (ditto)	362	—	362	× 10 17	— 1	× 10 18	1	—	1	—	—	—	390	1	391
盛岡（同） Morioka (ditto)	206	—	206	— 12	— 1	— 13	1	—	1	—	—	—	219	1	220
北海（同） Hokkai (ditto)	111	—	111	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	111	—	111
八王子（同） Hachioji (ditto)	113	—	113	— 5	— —	— 5	1	—	1	—	—	—	119	—	119
總計 Sum Total	36,687	618	37,305	× 170 4,014	× 5 104	× 175 4,118	269	5	274	5	3	8	41,145	735	41,880

行刑法令

○入監者ニ關スル身體檢査ノ範圍

（監獄法第十四條同施行規則第二十條）

●詭激思想懷抱者ノ寫眞撮影ニ關スル件

（昭和三年十二月二十日行刑局長通牒甲第一〇二號）

詭激思想懷抱者ニ對スル個性調査報告ニ添付スヘキ寫眞ハ判決確定後未タ頭髮ノ剪刈ヲ爲ササル以前ニ於テ自衣ヲ着用セシメ撮影相成候樣致度爲念及通牒候

○裁判權ヲ異ニスル裁判所ニ於テ處斷セラレタル者ニ對スル裁判ノ執行指揮權

（監獄法第四百九十一條、刑事訴訟法第五百三十九條、海軍々法會議法第百一條）

●軍法會議處斷ノ非軍人ニ對スル刑ノ執行指揮ニ關スル件回答

（昭和四年六月九日刑事局長回答）

本七月二十日付ヲ以テ標記ノ件御照會ノ趣了承右ハ左記ノ理由ニ基キ軍法會議ニ於テ處斷セラレタル非軍人ニ對スル刑ノ執行指揮ニ付テハ陸軍々法會議法第四百九十九條（海軍々法會議法第五百一條）ニ依リ軍法會議檢察官ヨリ直接普通刑務所ニ對シ指揮ヲ爲シ又通常人ニシテ普通裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル後軍人タル身分ヲ取得シタル場合ニ於テハ刑事訴訟法第五三五條ニ依リ檢事ヨリ直接監獄ニ對シ該刑ノ執行指揮ヲ爲シ得ルモノト思料候

左記

普通監獄ニ於テハ通常裁判所ノ言渡シタル刑ヲ執行スルヲ以テ通例トスルモ軍法會議ニテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者軍人タル身分ヲ失ヒタル場合ニ在リテハ其ノ刑モ亦之ヲ普通監獄ニ於テ執行スヘク反之陸海軍監獄ニ於テハ軍法會議ノ言渡シタル刑ヲ執行スルヲ通例トスルモ通常裁判所ニテ刑ノ言渡ヲ受タル者軍人タル身分ヲ得タル場合ニ在リテハ其ノ刑ヲ陸海軍監獄ニテ執行スヘキモノナルコトハ監獄法及陸海軍ノ各監獄令ノ規定ノ對照上自ラ明白ナリトス而シテ通常裁判所ノ言渡シタル刑ハ檢事ノ指揮ニ依リテ之ヲ執行スヘキハ刑事訴訟法ノ明規スル所ニシテ其ノ指揮書ハ監獄法及陸海軍各監獄令ニ所謂刑ノ執行ニ關スル適法ナル關係文書ニ該當スヘク反之軍法會議ノ言渡シタル刑ハ檢察官ノ指揮ニ依リテ之ヲ執行スヘキハ陸海軍各軍法會議法ノ明規スル所ニシテ其ノ指揮書ハ

矯正図書館

監獄法及陸海軍各監獄令ニ所謂刑ノ執行ニ關スル適法ナル關係文書ニ該當スヘキモノナリト解スヘキハ論理上當然ノ歸結ナルノミナラス監獄法及陸海軍各監獄令ノ精神ニ適スルモノト認メサルヘカラス或ハ曰ク陸海軍監獄ト檢事トハ行政上ノ監督命令ノ系統ヲ異ニシ又普通監獄ト檢察官トモ等シク此ノ系統ヲ異ニスルカ故ニ何レモ直接ノ指揮ヲ爲スヘキモノニアラス是即チ軍法會議法ニ裁判ノ執行ニ關スル囑託ノ規定アル所以ナリト然レトモ元來刑ノ執行指揮ハ上級下級ノ行政官廳間ニ於ケル監督權ノ作用ニ基ク指揮命令ト其ノ性質ヲ異ニスルモノニシテ單ニ刑ノ執行ノ開始ヲ促ス作用ニ外ナラス從テ檢察官ノ刑ノ執行指揮書ニ基キ普通監獄ニ於テ其ノ刑ヲ執行シ又檢事ノ刑ノ執行指揮書ニ基キ陸海軍監獄ニ於テ其ノ刑ヲ執行スルコトアルモ各兩者ノ間行政上ノ監督權ノ作用アルモノト解セサルヘカラサルノ理由ナシ又假ニ刑ノ執行指揮ノ本質ニ付テ上序ノ見解ヲ是認スルヲ得サルモノトスルモ刑事訴訟法及軍法會議法ニ於テ監督系統ヲ異ニスル官吏ノ間ニ於テ犯罪搜査上ノ指揮關係ヲ認ムル事例アルカ故ニ所論ノ理由ヲ以テ前顯論理上ノ當然ノ歸結タル解釋ヲ否認スルノ絶對的ノ根據ト爲スニ足ラス

○領置物交付ノ手續（監獄法第五十五條同施行規則第百七十條）

●釋放者ノ郵便貯金通帳送付ニ關スル件

（昭和四年一月司法大臣官房保護課長通牒）（保第一一九號）

釋放者ノ賞與金、領置金等ヲ保護會若クハ引受人ニ送付スルニ當リ郵便貯金通帳ヲ利用セラルル場合ニ受入郵便局ノ現在高證明ナキ爲メ他ノ郵便局ニ於テ即時拂出ヲ爲ササル場合有之受送者ニ於テ不便ヲ蒙ルコト尠カラサル趣ニ聞及候ニ付テハ右樣ノ場合ニハ可成受送者ノ便宜ヲ御考慮相成樣致度此段申達候也

○在監者ニ對スル糧食ノ混炊歩合

（監獄法第三十四條同施行規則第九十四條）

●收容者食糧用內地白米配給ニ關スル件

（昭和四年九月行刑局長通牒）（行甲第一、三五七號）

大正十一年十月以來收容者ノ待遇改善ノ一端トシテ食糧米麥ノ混炊歩合ヲ各五分トシテ給與致シ來リ候處最近政府ニ於テ外米輸入制限ヲ斷行シ居レルノ結果從來ノ如ク農林省ヨリ外米ノ拂下ケ全ク不能ト相成候ノミナラス從テ民間當業者所持外米量モ漸次拂底トナリ其ノ價格益騰貴シツツアルノ狀況ニ有之此ノ儘ニ放置センカ豫算處

理上容易ナラサル結果ヲ招來可致ニ付先般農林省ニ交渉シ內地白米ノ拂下ヲ受クルコトトシ希望刑務所ニ對シ目下夫々配給ノ手配致シ居リ候樣ノ次第ニ有之候處右內地白米ハ品質意外ニ良好ニシテ從來給與ノ外米ニ比スレハ遙ニ良質ノモノト思料セラルルニ付之カ使用ニ當リテハ混炊歩合ヲ四分六分ニ變更給與シ以テ經費節約ノ趣旨ヲ貫徹致シ度候條今後右白米給與ノ場合ハ米四分麥六分ノ割合ヲ以テ混炊給與ノコトニ御取計相成度之カ實施ニ際シテハ收容者一般ニ對シ右ノ趣旨篤ト諭告シ決シテ收容者ノ待遇ヲ低下セシムルモノニ非サル事情ヲ諒解セシメラレ候樣相當御配慮相煩ハシ度候

○在監者ノ使用物品ノ制式

（監獄法第三十二條、第三十三條同施行規則第八十九條第二項）

●收容者ノ使用ニ供スル衣類、臥具、食器及雜具ノ製式制定ノ件

（昭和四年十一月司法大臣訓令）（行甲第一、七一四號）

監獄法施行規則第八十九條第二項ニ依リ收容者ノ使用ニ供スル衣類、臥具、食器及雜具ノ製式別表ノ通定ム

（圖面省略）

衣類、臥具、食器及雜具製式

| 品目 | | |

矯正図書館

| 類 | | |

矯正図書館

具		
冠物	合羽	桐油紙又ハ綿防水布 同
	編笠	菅又ハ藺 適宜
	鳥打帽	綿布 同 同
	麥稈帽	麥又ハ稈 同 同
		以テ代用スルコトヲ得

備考

一 少年受刑者ノ通常作業衣ハ折襟背廣服トナスコトヲ得形狀圖ノ如シ

二 婦女ニシテ掃除、耕耘、洗濯等ノ作業ニ就ク者ニハ半股引ヲ着用セシムルコトヲ得

三 理髪、炊事、看護、掃除其ノ他汚染甚シキ作業ニ就ク者ニシテ必要アルトキハ汚染豫防衣ヲ通常作業衣ノ上ニ着用セシムルコトヲ得

四 電動機ノ取扱又ハ機械作業等危險ナル作業ニ就ク者ニシテ必要アルトキハ危害豫防衣ヲ着用セシムルコトヲ得危害豫防衣ハ成ルヘク着用者ノ身體ニ適合スル樣調製スルコト

五 作業ノ種類ニ依リ必要アルトキハ手袋、手甲、肩當、胸當、膝當、前垂、脚袢、地下足袋（以上地質ハ木綿色合ハ就業者ノ被服ト同一ノモノヲ用フルコト）又ハ爪掛、藁靴ヲ用フルコトヲ得

六 常衣ニ用フル帶ハ戒護又ハ衛生上必要アルトキハ附紐ヲ

七 病者ニシテ治療——ニ必要アル者ノ衣類臥具ハ白色ノモノヲ用フルコトヲ得

八 毛布ハ病者其他特ニ必要ト認ムル者ニ用フルコトヲ得

九 居房破壞又ハ自殺ノ虞アル收容者ニ對シ必要アルトキハ紙製ノ食器ヲ使用スルコトヲ得

十 靴ハ少年受刑者又ハ作業上特ニ必要アル者ニ限リ之ヲ穿用セシムルコトヲ得

十一 筒袖形合羽ハ主トシテ少年受刑者ノ構外作業又ハ其ノ他作業上特ニ必要アル者ニ、マント形合羽ハ收容者ノ裁判出廷、護送等ノ場合之ヲ着用セシムルモノトス

十二 本表ニ掲クル衣類ハ丁年以上ノ男子ノ平均寸法ヲ標準トス

少年、婦女又ハ丁年以上ノ男子ニシテ特ニ身體長大若ハ矮小ナル者ニハ適宜之ヲ伸縮スルコトヲ得

十三 衣類臥具ニ使用スヘキ綿量ハ別表第一號ニ依ル

十四 衣類臥具其ノ他物品ノ設備程度ハ別表第二號ニ依ル

第一號

品目	種別	綿量	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
衣類	常衣	瓦	六五〇	六〇〇	五〇〇	四五〇	三五〇
	作業衣	分	五〇〇	四五〇	三五〇	三〇〇	二〇〇
臥具	掛蒲團 冬	区	七・五〇〇	六・五〇〇	六・〇〇〇	五・五〇〇	四・五〇〇
	掛蒲團 夏	区	三・〇〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇
	敷蒲團	区	三・五〇〇	三・五〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	二・五〇〇
			札幌 函館 釧路 網走 北海	宮城 福島 秋田 山形 青森 長野 盛岡 宇都宮	小田原 豐多摩 菅濱 横濱 水戸 甲府 金澤 岐阜 滋賀 松江 市川 八王子 千葉 前橋 新潟 京都 奈良 谷越 鴨	靜岡 三重 神戸 廣島 岡崎 岩國 名古屋 大阪 岡山 姫路 山口	德島 松山 福岡 三池 大分 鹿兒島 久留米 高知 高長 熊本 宮崎 沖縄

備考

一 衣類臥具等ニ使用スベキ綿布ハ凡ソ幅二三糎縦糸六百六十三本ニシテ縦糸及横糸ハ十四番ヲ以テ標準トスルコト大幅織ト爲ストキハ本數及糸ノ種類モ之ニ準ズルコト

二 病者ニ使用スル衣類臥具ノ綿量ハ必要アルトキハ之ヲ增加スルコトヲ得

矯正図書館

第二號

品目	定數	補缺數
常衣 綿入	定員百人ニ付一三〇	定數ノ三分ノ一以内
常衣 袷	一四〇	三分ノ一以内
常衣 單	一五〇	三分ノ〇以内
通常作業衣 上衣 綿入	一四〇	二分ノ一以内
通常作業衣 上衣 袷	一五〇	三分ノ二以内
通常作業衣 上衣 單	二〇〇	全數以内
通常作業衣 股引 袷	一五〇	三分ノ二以内
通常作業衣 股引 單	二〇〇	全數以内
通常作業衣 股引 前垂	一三〇	全數以内
汚染豫防衣	適宜	適宜
危害豫防衣	適宜	適宜
襯衣 長	五〇	全數以内
襯衣 短	二〇〇	全數以内
帶 男	一二〇	二分ノ一以内
帶 女	一二〇	二分ノ一以内
褌 男	定員百人ニ付二〇〇	全數以内
褌 女	二〇〇	全數以内
足袋	適宜	適宜
冬蒲團	一二〇	五分ノ一以内
夏蒲團	一二〇	五分ノ一以内
敷蒲團	一二〇	五分ノ一以内
毛布	適宜	適宜
敷布	一五〇	全數以内
枕	一二〇	五分ノ一以内
蚊帳	居房百ニ付一二〇	十分ノ一以内
膳	一二〇	三分ノ一以内
飯櫃 一人用	一二〇	二分ノ一以内
飯櫃 共同用	適宜	適宜
飯器	一三〇	二分ノ一以内
椀菜器	一三〇	二分ノ一以内

湯呑	一三〇	二分ノ一以内
箸	一五〇	全數以内
皿	一三〇	二分ノ一以内
手巾	一五〇	全數以内
履物 下駄	一五〇	三分ノ二以内
履物 草履	一五〇	三〇ノ二以内
履物 草鞋	適宜	適宜
雨具 靴	同	同
雨具 簑	同	同
雨具 笠	同	同
雨具 合羽	同	同
冠物 編笠	同	同
冠物 烏打帽	同	同
冠物 麥稈帽	同	同

備考

一 定數ハ毎年豫算人員（未決勾禁者ハ最近三年間ノ實際貸與シタル人員ニ依ル）ニ依リ算定スルコト
赭色淺葱色又ハ男女ノ區別アルモノハ各其人員ニ依リ算出スルコト

二 定數ヲ掲ゲザル物品ハ實際ノ狀況ニ依リ之ヲ定ムルコト

三 襯衣、褌其ノ他ノ物品ニシテ居房用ト工場用トヲ別異スル所ニ在リテハ其ノ定數ヲ倍額以内增スコトヲ得

四 刑務所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本表ニ掲ゲタル定數又ハ補缺物ヲ增減スルコトヲ得
前項ニ依リ其ノ箇數ヲ增加シタルトキハ事由ヲ具シ司法大臣ニ申報スルコト

刑政第43巻第5号　矯正図書館

法學志林

第三十二卷第四號
（第三百六十八號）
昭和五年四月一日發行

○法律における道德的規範……牧野英一
○賃貸借の性質について……岩田新
○法理學と社會哲學……中島重
○刑事判例研究……牧野英一
□法律の錯誤、不作爲に由る從犯
○スペインの新刑法……大塚鄉二
○非理法權錄……雨花子
○新刊批評及思潮概觀
□不定期刑制度と個人自由の保障
□不法行爲の要件としての違法性
○判例
民事一四件――刑事一二件――行政三件

東京　法政大學發行

法律論叢

第九卷第四號（昭和五年四月一日發行）

論說
○火災保險普通保險約款の規定の適用に就て……水口吉藏
○受託者の權利義務に就いて（二）……永井壽吉

資料
○英國海上保險の起源（上）……寺田四郎
○箱根の關の史的考察……大谷美隆

判例研究
○商法判例研究……水口吉藏

研究
○陪審の本質に關する一考察（五）……前田美韶

判例要旨
○民事判例　十五件　○刑事判例　十五件

月刊時事

明治大學內　明大學會發行

編輯餘錄

□ ロンドン會議が兎にも角にも終焉されさうになつた、よし七割の主張に成功しなかつたとしても、われわれの世の中に建艦競爭といふ恐るべき出來事だけは心配がなくなつたらしい。さうして、さしあたり之によつて外敵に對する不安は一時的にもせよ解決せられたらしい。そこで、われわれは玆に政府に向つて內敵防止に力を盡して貰ひたいのである。

□ 外國の軍艦はおしよせぬが國內の敵は日一日と增加して來た。見よ、一年約三万の犯人が監獄に流れ込むことを。又、全國各地に散在するところの五十万人の釋放者の存在することを。彼等が前科あるの故を以て、又社會の不景氣によつて失業におかれるなら彼等は敢てその武器とするところの危險性を現實にうつすことに躊躇しないであらう。

□ 彼等が武器を用ゐるとき政府は果して幾隻の軍艦、幾個の師團を以て對抗し得られよう。否われわれは軍備によつては如何ともし得ざるところの不安を感じなくてはならぬのである。そこで編輯子は軍縮によつて縮少し得たる資源を內敵防止の軍艦としての刑務所、釋放者保護の爲めに用ゐねばならぬといふことを提唱したい。

□ 行刑論集竟になれり。刑政はこゝに第一期に入り、刑事政策の地歩を確立すべく更に主張を强めねばならぬこととなつた。

（昭和五・四・一二日　あき羅）

定價
一冊（稅共）　金二十五錢
六冊（稅共）　金一圓五十錢
十二冊（稅共）　金三圓

廣告料
五號活字半段　一行　金一圓
一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和五年四月二十五日印刷納本
昭和五年五月一日發行

發行兼編輯人　東京市麴町區西日比谷町壹番地　住江敬義
印刷人　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地　竹田益平
印刷所　東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麴町區西日比谷町壹番地　刑務協會
電話　銀座　二三四四、三八二五番

刑政第43巻第5号
矯正図書館

43e Année n° 5 Mai 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A.— De la transformation du principe de garde dans l'exécution de la peine privative de liberté.

Tokiwa, T.— Du traitement des criminels dans le projet de code pénal et celui de loi concernant l'exécution des peines.

Innami, O.— De la différence entre l'idée américaine et celle en Europe sur l'administration pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger:

J. Makarewicz, American Impressions of a Polish criminalist; Reformatories that do not reform.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio